

2006年7月作成

ご契約のしおり・約款、重要事項説明書（注意喚起情報）

5年ごと利差配当付 個人年金保険



 富士生命

この冊子には、ご契約についてぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめを説明した「約款」が記載されています。必ずご一読いただき、大切なご契約内容についてご理解いただきますようお願い申し上げます。
なお、巻末には、特にご注意いただきたい重要事項を記載した「重要事項説明書（注意喚起情報）」が綴じ込まれておりますので、必ずご確認のほどお願い申し上げます。

目次

お願いとお知らせ

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。…………… 2
2. 保険契約の締結について…………… 2
3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）…………… 2
4. お客様に関する情報のお取扱いについて…………… 3
5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について…………… 4
6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。…………… 6
7. 保険金額等が削減される場合…………… 6
8. 生命保険契約者保護機構について…………… 7
9. 新たな保険契約への乗換えについて…………… 9
10. 契約確認・保険金給付金確認制度について…………… 9
11. 当社の組織形態について…………… 9
12. ご契約についての相談・照会・苦情について…………… 10

主な保険用語のご説明…………… 12

ご契約のしおり

保険の特長としくみについて

1. 5年ごと利差配当付個人年金保険の特長としくみ…………… 14

年金などの支払いについて

2. 年金・死亡給付金の支払いと保険料払込免除…………… 16
3. 死亡を保障する特約の保険金支払い…………… 18
4. リビング・ニーズ特約の特長としくみ…………… 23
5. 災害・疾病に対する保障…………… 27
6. ご家族に対する保障…………… 32
7. 介護に対する保障…………… 34
8. 特約の自動更新について…………… 40
9. 給付金などをお支払いできない場合…………… 43

ご契約に際して

10. 保険契約の無効について…………… 46
11. 健康状態や職業などの告知義務…………… 46
12. ご契約のお断りと特別条件…………… 47
13. 告知が事実と相違する場合…………… 48
14. 保険証券の確認…………… 49
15. 保障の責任開始期…………… 49
16. 頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法…………… 50
17. ボーナス併用払込方式…………… 52

ご契約後について

18. 保険料の払込方法について…………… 53
19. 払込猶予期間とご契約の効力…………… 54
20. 効力を失ったご契約の復活…………… 54
21. お払込みが困難なときの継続方法…………… 55

22. 給付金など支払いの際の保険料清算	57
23. お金をご入用のときの貸付制度（契約者貸付制度）	59
24. ご契約の解約と解約返戻金	60
25. 契約者配当金について	61
26. 保険契約者・受取人・指定代理請求人の変更	62
27. 住所変更などの場合	63
28. 年金・死亡給付金などの請求訴訟	63
29. ご契約内容の変更	64
30. 生命保険と税制上の特典	64
年金などのご請求方法	68

約 款

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款	69
平準定期保険特約	83
優良体平準定期保険特約	90
逓減定期保険特約	98
優良体逓減定期保険特約	106
逓増定期保険特約	115
収入保障特約	123
優良体収入保障特約	134
特定疾病保障定期保険特約	144
配偶者定期保険特約	154
こども定期保険特約	162
生存給付金付定期保険特約	170
災害割増特約	178
傷害特約	187
災害入院特約	200
疾病入院特約	210
災害退院後療養特約	223
疾病退院後療養特約	232
成人病保障特約	241
女性医療特約	250
がん保障特約	261
がん退院後療養特約	271
短期災害入院特約	281
短期疾病入院特約	291
短期成人病保障特約	301
短期女性医療特約	310
介護特約	321
介護特約（親型）	331
リビング・ニーズ特約	341
特別条件付保険特約	348
ボーナス併用払込特約	350
保険料口座振替特約	351
保険料口座振替特約（団体扱・集団扱用）	353
団体扱特約Ⅰ	354
団体扱特約Ⅱ	356
個人年金保険料税制適格特約	357
5年ごと利差配当特約	359
現価表	361

重要事項説明書（注意喚起情報）	巻末
保険会社からのお願い	
店舗一覧	
説明事項ご確認のお願い	

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。

- 申込書はご自身で記入し内容を充分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、必ず当社所定の保険料等領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

2. 保険契約の締結について

<保険契約締結の「媒介」と「代理」について>

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

<生命保険募集人について>

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行なうことが出来ます。当社の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 など

それぞれのお手続きの内容について、くわしくは「ご契約のしおり」の「ご契約後について」の項をご覧ください。

尚、お客さまの担当者である当社生命保険募集人の身分・権限等に関するご確認を希望される場合には、下記照会先までご連絡願います。

<照会先>

お客様サービスセンター ☎0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）

1. お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）はご契約の申込日または保険料等領収証（保険業法 第309条第1項第1号に定める書面です。）の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。ただし、6.の場合を除きます。
2. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により支店または本社宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、領収証番号を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回等をする旨記載してください。
3. お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。

4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
5. お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
6. つぎの場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）のとき
 - ④法人をご契約者とする保険契約であるとき
- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、撤回等を申し出られた支店または本社宛ご連絡してください。
- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。

4. お客様に関する情報のお取扱いについて

1. 当社は、このご契約に関してご提供いただきました医療情報などの機微（センシティブ）情報を含むお客様の個人情報、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
2. 本契約の申込人および被保険者には、お申込みいただいた保険契約に関する個人情報につき、上記1の①から④の目的のため下記①から⑤の提供・利用をすることにつき同意いただきたくお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお引き受けすることができませんのでご了解ください。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断するために医師、面接士、契約等確認会社、業務委託先、金融機関、他の保険会社等に対して個人情報を提供すること。
 - ②各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること。
 - ③各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断する上で参考にするために、個人情報を社団法人生命保険協会や他の生命保険会社等と共同利用すること。
 - ④富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること。
 - ⑤再保険契約の照会・締結や再保険契約に基づく通知、再保険金の請求のために、個人情報を再保険会社（再々保険以降の出再先を含む）に提供すること。

※ 2-②, ④の共同利用について

 - ア. 当社は、各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること（2-②）や、富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること（2-④）があります。
 - イ. 共同利用するデータ項目は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書

等に記載されたご契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容です。

ウ. 共同利用する個人データの管理責任者は、富士生命保険株式会社です。

3. 当社グループ各社の範囲、グループ会社・提携先企業との共同利用、各種商品やサービスの一覧および個人情報保護方針については当社ホームページ（<http://www.fujiseimei.co.jp/>）をご覧ください。
4. お客様から、ご自身に関する情報の開示・訂正・利用の停止・消去のご請求があった場合は、ご本人からの申し出であることおよびご請求理由を確認させていただいた上で、適正に対応します。また、個人情報のご変更や当社のお取扱いに関するご連絡、ご質問あるいはご苦情がございましたら、当社お客様サービスセンターにお問い合わせください。

5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業共同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して

登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきますことがあります。

平成17年1月31日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示

を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社が定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

富士生命保険株式会社 お客様サービスセンター
 フリーダイヤル：0120-211-901
 （月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00）
 ホームページ：<http://www.fujiseimei.co.jp/>

6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。

当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。従いまして、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

7. 保険金額等が削減される場合

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入していません。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

・お問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

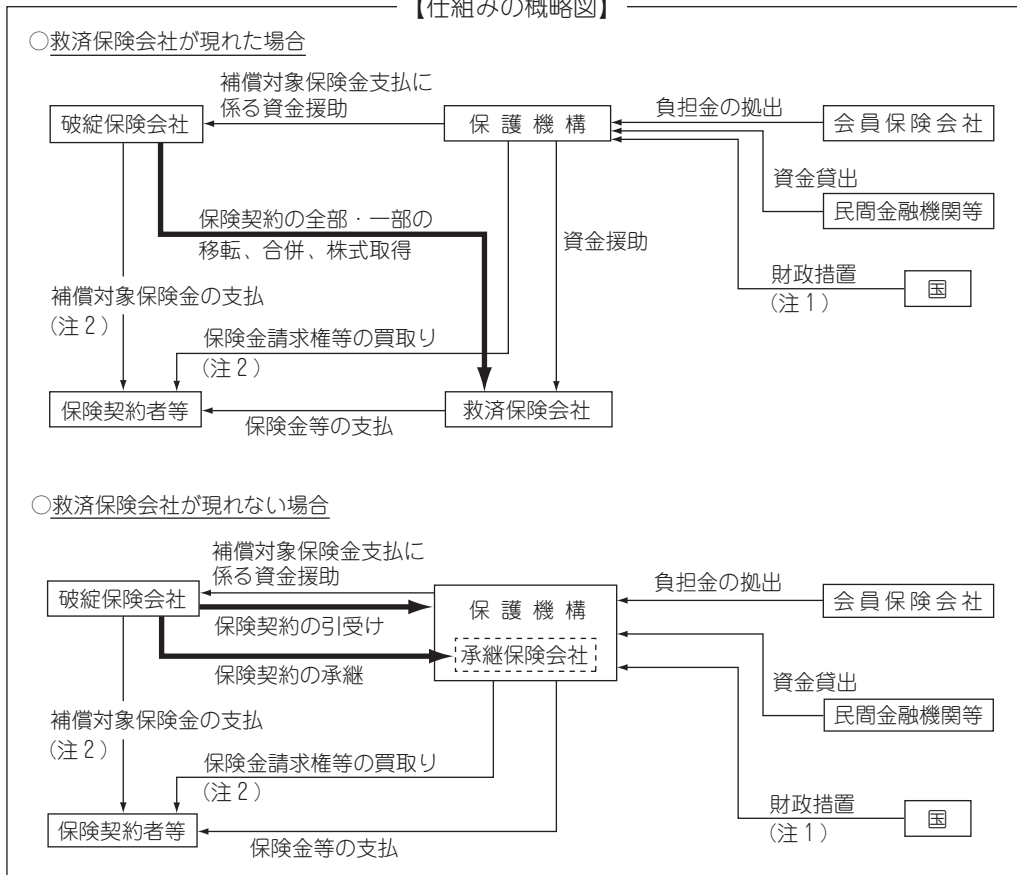
8. 生命保険契約者保護機構について

○当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
 - ※1. 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
 - ※2. 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$
 (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 - ※3. 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
 - ※4. 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年（2009年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 新たな保険契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間で解約の場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

また、詐欺による契約の無効の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・無効となることもありますので、ご注意ください。

10. 契約確認・保険金給付金確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお支払いの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。その節にはよろしく願いいたします。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

（事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。）

11. 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

12. ご契約についての相談・照会・苦情について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては当社のお客サービスセンターまでご連絡ください。
また、お申込みいただいた内容をご確認されたい場合もこちらへお問い合わせください。

お客様サービスセンター TEL 0120-211-901

お問い合わせ時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

- (社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

約 款

ご契約から消滅までの契約内容を記載したものです。

主契約 と 特 約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

保険証券

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人をいいます。

被保険者

生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。

年金受取人

年金を受け取る人のことをいいます。

死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことをいいます。

年 金

年金支払開始日以後、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことです。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、年金支払期間中に限り支払われます。

死亡給付金

ご契約の被保険者が、年金支払開始日前に死亡されたときに、支払われるお金のことです。

給付金

災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院されたとき、手術を受けられたときなどに支払われるお金のことです。

保険料

ご契約者からお払込みいただくお金のことです。

告知義務 と 告知義務違反

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みや復活、復旧などをされるときに、現在の健康状態や職業・過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについてありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。おたずねした重要なことがらについて、報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社は、ご契約の効力を消滅させることができます（解除）。

<p>診 査</p>	<p>診査扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士（医師ではないが、生命保険協会が定める資格を有する者）の面接報告による方法もあります。</p>
<p>契約年齢</p>	<p>ご契約時の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。</p>
<p>責任開始期</p>	<p>当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。</p>
<p>契約日</p>	<p>通常は保障開始の日（責任開始期）をいい、契約年齢・保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と責任開始期が異なる場合があります。</p>
<p>契約応当日</p>	<p>ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。</p>
<p>払込期月</p>	<p>保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じてむかえる契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。</p>
<p>保険年度</p>	<p>契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、……となります。</p>
<p>事業年度</p>	<p>当社業務の区切りおよび決算のために定めた期間で、毎年4月1日から翌年3月31日までの満1か年をいいます。</p>
<p>年金支払開始日</p>	<p>被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。</p>
<p>第1回保険料 充当金</p>	<p>申込時に払い込まれるお金のことで、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。</p>
<p>責任準備金</p>	<p>将来の年金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。</p>
<p>年金現価</p>	<p>将来の年金をお支払いするのに必要な現在の積立金をいいます。（将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。）</p>
<p>契約者配当金</p>	<p>責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、ご契約者にお支払いするものをいいます。</p>
<p>失 効</p>	<p>猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることです。</p>
<p>解約返戻金</p>	<p>ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</p>

1

5年ごと利差配当付個人年金保険の特長としくみ

1. 特長

- (1) 5年ごと利差配当付個人年金保険は、働き盛りの間に保険料をお払込みいただき、一定の年齢になられたときから年金をお受取りいただき、老後の生活の安定を図ることを目的とした保険です。
- (2) この保険は、年金支払開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。

<ご注意>

年金支払開始日前の死亡保障あるいは解約等の場合の解約返戻金はつぎのとおりとなります。

- 年金支払開始前に被保険者が死亡された場合にお支払いする死亡給付金は、お払込みいただいた保険料累計に相当する額（既払込保険料相当額）となります。（将来の年金支払のために積み立て、運用した金額が、既払込保険料相当額を上回っている場合でも、死亡給付金は既払込保険料相当額となります。）
- 解約返戻金についても、既払込保険料相当額を上回ることはありません。

- (3) 年金の種類には、10年保証期間付終身年金（定額型・逓増型）、確定年金があります。

年金の種類	内 容
10年保証期間付終身年金（定額型）	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお支払いします。 ●年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡された場合は、残余保証期間中の未払年金の現価をお支払いします。
10年保証期間付終身年金（逓増型）	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的なしくみは定額型と同じですが、毎年の年金額が増額します。
5年・10年・15年確定年金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者が生存されている限り、毎年年金をお支払いします。 ●年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡された場合は、未払年金の現価をお支払いします。

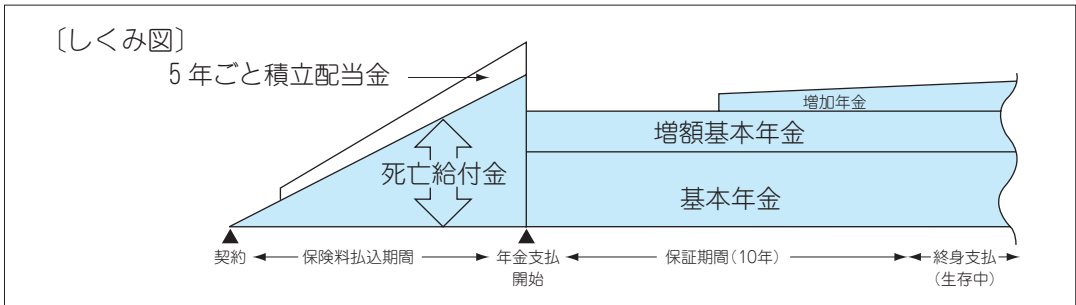
- (4) 各種の特約をおつけになることによって、保障内容を充実することができます。
- (5) 年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。
- (6) ご希望により、年金は一時金（年金の一括払）でもお支払いします。

年金のご説明

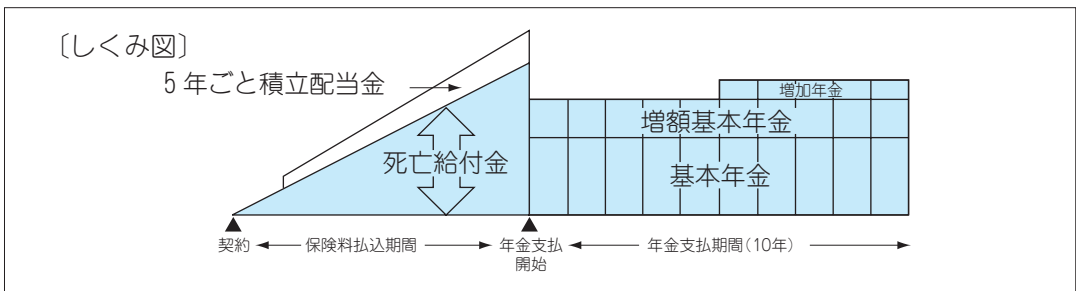
- ・ **基本年金** 契約日から年金支払開始日までに積み立てられた責任準備金による年金です。第1日目に支払われる基本年金は、約款に記載の「基本年金額」と同額です。
- ・ **増額基本年金** 年金支払開始日までに積み立てられた配当金などで増額された年金です。
- ・ **増加年金** 年金支払開始後に支払われる配当金で増額された年金です。

注) 配当金についての詳しい内容は **25. 契約者配当金について** をご覧ください。

● 10年保証期間付終身年金（定額型）の場合



● 10年確定年金の場合



2

年金・死亡給付金の支払いと保険料払込免除

1. 年金の支払い

	名称	お支払いする場合	お支払いする額	受取人
年金 支払 開始 日 以後	10 年 保 証 期 間 付 終 身 年 金	被保険者が、年金支払日に生存されているとき	1. 定額型 「基本年金額」と同額 2. 逓増型 (ア) 第1回の年金額は、 基本年金額と同様 (イ) 第2回以後の年金額は、 前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	年金受取人 (保険契約者または被保険者)
		被保険者が、年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき	保証期間中の未払年金の現価 (※1)	年金受取人 (※2)
	5 年 ・ 10 年 ・ 15 年 確 定 年 金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	「基本年金額」と同額	年金受取人 (保険契約者または被保険者)
		被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき	年金支払期間中の未払年金の現価	年金受取人 (※2)

(※1) 年金支払開始後の保証期間中に、被保険者の死亡等により残余保証期間の未払年金現価を一括してお支払いする場合、すでにお支払いした年金額と未払年金現価の合計がお払い込みいただいた保険料合計額を下回ることがあります。

(※2) 年金受取人が被保険者の場合、未払年金の現価は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

◆つぎの年金の種類の場合、ご希望により年金は一時金（年金の一括払）でもお支払いします。

[10年保証期間付終身年金の場合]

- 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金のお支払いにかえて、残余保証期間に対応する年金現価相当額を、一括してお支払いします。
- この場合にはご契約は消滅せず、保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金を継続してお支払いします。

[5年・10年・15年確定年金の場合]

- 年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金のお支払いにかえて、残余年金支払期間の年金現価相当額を、一括してお支払いします。
- この場合には、ご契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

2. 死亡給付金の支払

年金支払開始日前	名称	お支払いする場合	お支払いする額	受取人
	死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡給付金額（※）	死亡給付金受取人

（※）死亡給付金額は、既払込保険料相当額になります。（特約部分の保険料は除きます。）

3. 保険料払込免除

被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に「所定の高度障害状態」に該当したとき、または、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に「所定の身体障害の状態」になられたときは、以後の保険料（特約保険料も含みます。）のお払込みが免除されます。

（注）「所定の高度障害状態」については、普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。また、「所定の身体障害の状態」については、普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

3

死亡を保障する特約の保険金支払い

1. 平準定期保険特約・優良体平準定期保険特約

- ◆平準定期保険特約または優良体平準定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	主契約の死亡給付金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	被保険者（※）

（※）保険契約者が法人で主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

- ◆特約保険料率の変更

当社は優良体平準定期保険特約の保険料について、特約保険金の支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更することがあります。

2. 逓減定期保険特約・優良体逓減定期保険特約

- ◆逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

なお、逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約の保障額は毎年逓減します。

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	主契約の死亡給付金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	被保険者（※）

（※）保険契約者が法人で主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

- ◆特約保険料率の変更

当社は優良体逓減定期保険特約の保険料について、特約保険金の支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更することがあります。

3. 逓増定期保険特約

- ◆逓増定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。
なお、逓増定期保険特約の保障額は毎年逓増します。

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	主契約の死亡給付金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	被保険者（※）

（※）保険契約者が法人で主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

4. 収入保障特約・優良体収入保障特約

- ◆収入保障特約または優良体収入保障特約を付加した場合は、つぎの特約年金をお支払いします。
なお、特約遺族年金、特約高度障害年金は、年金支払満了日になるまで毎月お支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約遺族年金	主契約の死亡給付金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害年金	被保険者（※）

（※）保険契約者が法人で主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

◆特約保険料率の変更

当社は優良体収入保障特約の保険料について、特約年金の支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更することがあります。

<ご参考>

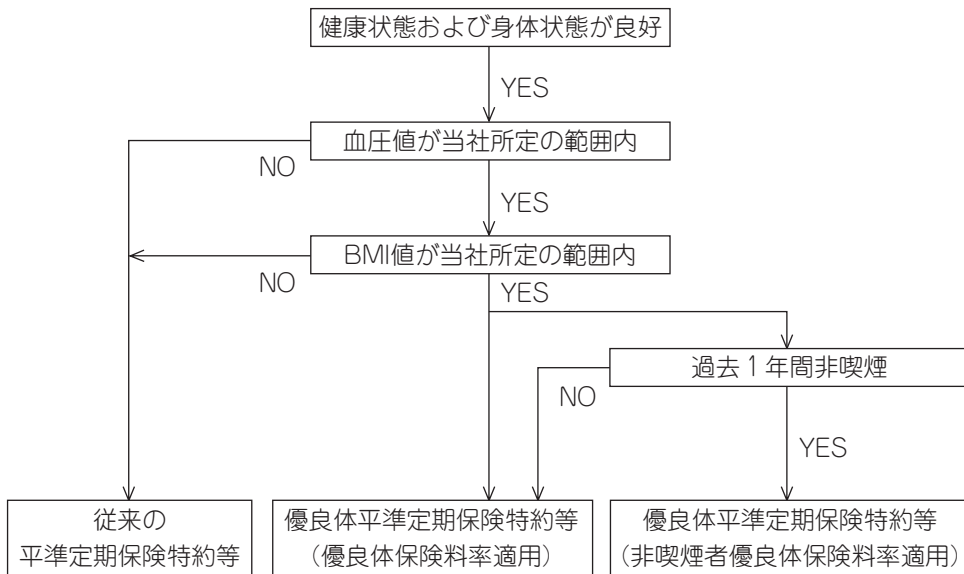
<「優良体」、「非喫煙者優良体」の定義および基準>

- ◆優良体平準定期保険特約、優良体逓減定期保険特約および優良体収入保障特約（以下「優良体平準定期保険特約等」といいます。）における「優良体」、「非喫煙者優良体」とは、それぞれつぎの基準すべてに該当する被保険者をいいます。

	優良体	非喫煙者優良体
基準	①健康状態および身体状態が、当社所定の引受基準において良好であると認められること ②血圧値が当社所定の範囲内であること ③ボディ・マス・インデックス（BMI）の値が当社所定の範囲内であること $BMI = \text{体重(キログラム)} \div \{\text{身長(メートル)}\}^2$	同左 ④過去1年以内に喫煙をしていないこと
適用料率種類	優良体保険料率	非喫煙者優良体保険料率 (優良体保険料率より割安)

<ご注意>

- ◆「優良体」、「非喫煙者優良体」とは、優良体平準定期保険特約等にご加入いただける被保険者を示す当社の呼称であり、上記の基準すべてに該当しないからといって、健康状態や身体状態が優良でないということではありません。
- ◆「非喫煙者優良体保険料率」適用のお申し込みがあった場合、医師による診査の際に健康状態等の告知に加えて、喫煙歴についても告知していただくとともに、通常の診査に加えて当社所定の喫煙検査を実施させていただきます。なお、検査の結果によっては、「優良体保険料率」でのお引受けとなる場合があります。



5. 生存給付金付定期保険特約

◆生存給付金付定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	主契約の死亡給付金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	被保険者（※）
被保険者が特約保険期間中に到来する3年ごとの契約応当日の前日（特約保険期間の満了日を除きます。）の満了時に生存されているとき	特約生存給付金 (特約保険金額の10%)	保険契約者
被保険者が特約保険期間の満了時に生存されているとき	特約生存給付金 (特約保険金額の20%)	保険契約者

（※）保険契約者が法人で主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

6. 特定疾病保障定期保険特約

◆特定疾病保障定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が特約保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金	主契約の死亡給付金受取人
①悪性新生物（がん） 被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。）されたとき ②急性心筋梗塞 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因としてこの特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（※1）が継続したと医師によって診断されたとき ③脳卒中 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因としてこの特約の保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特約特定疾病保険金	被保険者（※2）
被保険者が特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	

（※1）「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

（※2）保険契約者が法人で主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

◆特約特定疾病保険金をお支払いする疾病は、それぞれつぎのものをいいます。

悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔および咽頭の悪性新生物（舌がん等） ・消化器および腹膜の悪性新生物（胃がん等） ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物（肺がん等） ・骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（乳がん等） ・泌尿生殖器の悪性新生物（子宮がん等） ・その他および部位不明の悪性新生物（脳腫瘍等） ・リンパ組織および造血組織の悪性新生物（白血病等） <p>ただし、上皮内がん、および皮膚がんは対象外です。皮膚の悪性黒色腫は対象となります。</p>
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ・虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします。（狭心症等を除きます。）
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳血栓、脳塞栓

（※）くわしくは、特定疾病保障定期保険特約条項「別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

<ご注意>

◆死亡保険金、特定疾病保険金および高度障害保険金は重複して支払われません。

◆特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特約特定疾病保険金のお支払いはいたしません。また、特約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患しても、特約特定疾病保険金のお支払いはいたしません。

◆被保険者が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者の代理人として指定代理請求人が特約特定疾病保険金を請求することができます。

指定代理請求人からのご請求については、**4. リビング・ニーズ特約の特長としくみの<指定代理請求人からのご請求>**をご覧ください。

◆特約保険料率の変更

会社は、特約特定疾病保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の保険料率を変更することがあります。

7. 特約の保険期間

◆特約の保険期間は年金支払開始日の前日を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。

◆満期となっても同一保険期間で自動的に更新されます。ただし、優良体平準定期保険特約、優良体通減定期保険特約、収入保障特約および優良体収入保障特約については自動更新の制度はありません。なお、更新については、**8. 特約の自動更新について**をご覧ください。

8. 特約の消滅および減額

◆つぎの場合、特約は消滅します。

- ・主契約が消滅したとき
- ・主契約が払済保険に変更されたとき

4

リビング・ニーズ特約の特長としくみ

1. 特長

- ◆この特約は、将来の保険金の支払にかえて、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
- ◆この特約に対する保険料は不要です。

2. 特定状態保険金の支払い

お支払いする場合	お支払いする特定状態保険金	特定状態保険金受取人
特定状態保険金の受取人から、被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めたとき	主契約と付加されている特約（※1）の死亡保険金額（※2）の合計額の範囲内、かつ、最高3,000万円を限度としてご請求時に指定した金額（指定保険金額）から、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額（※3）	被保険者（※4）

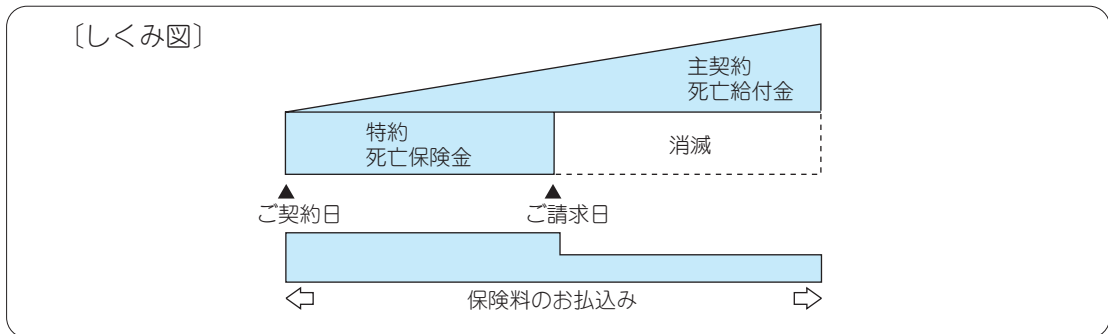
- （※1）平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および生存給付金付定期保険特約
- （※2）・逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約については、ご請求日（特定状態保険金の請求に必要な書類が、会社の本社に到着した日をいいます。以下同じ）の6か月後の特約保険金額とします。
・逓増定期保険特約についてはご請求日における特約保険金額とします。
・災害割増特約および傷害特約の災害死亡保険金額は、この死亡保険金額には含まれません。
- （※3）ご請求日から6か月以内に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または生存給付金付定期保険特約の更新日あるいは、優良体平準定期保険特約、優良体逓減定期保険特約の自動変更日がある場合、差引きとなる保険料相当額のうち更新後または自動変更後の期間相当分については、ご請求時の保険料率に基づき、更新時または自動変更日の年齢により計算します。
- （※4）法人がご契約者で、かつ、死亡給付金受取人であるときは特定状態保険金の受取人はご契約者である法人となります。

- ◆指定保険金額については、特約ごとの指定ができます。ご請求時に特約ごとに指定保険金額を指定していただきます。
- ◆複数のご契約にこの特約を付加されている場合、同一被保険者についての指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。
- ◆特約の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金のお支払いの対象となりません。（それらの特約が更新または自動更新されるときを除きます）
- ◆特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。

3. 特定状態保険金のお支払い後の取扱い

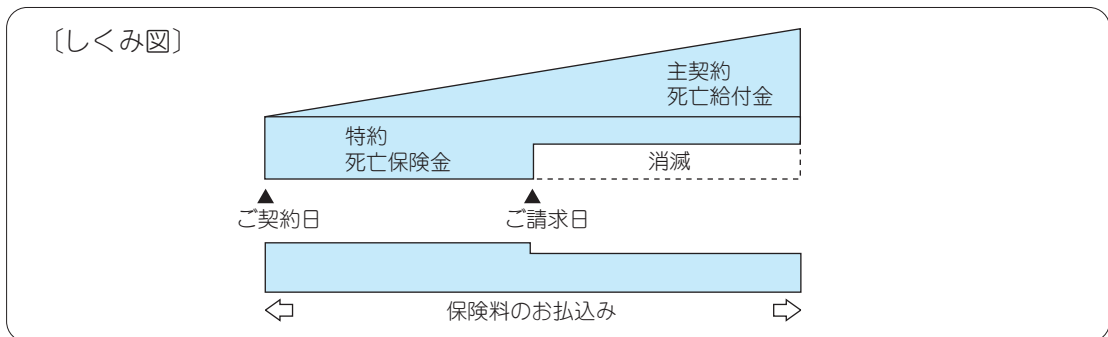
【死亡保険金の全部をお支払いした場合】

- ◆特約死亡保険金の全部をお支払いした特約は請求日にさかのぼって消滅します。
- ◆主契約と主契約に付加されている災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約、疾病退院後療養特約、成人病保障特約、女性医療特約、がん保障特約、がん退院後療養特約、短期災害入院特約、短期疾病入院特約、短期成人病保障特約、短期女性医療特約、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、介護特約、介護特約（親型）はそのまま継続し、保険料も引き続きお払込みいただきます。



【死亡保険金の一部をお支払いした場合】

- ◆死亡保険金額のうち、指定保険金額は消滅し、残りの死亡保障部分は継続します。
- ◆継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払込みいただきます。
- ◆主契約に付加されている特約（※）はそのまま継続し、保険料も引き続きお払込みいただきます。
（※）災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約、疾病退院後療養特約、成人病保障特約、女性医療特約、がん保障特約、がん退院後療養特約、短期災害入院特約、短期疾病入院特約、短期成人病保障特約、短期女性医療特約、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、介護特約、介護特約（親型）



4. 特約の消滅

つぎの場合にこの特約は消滅します。

- ・この特約により特定状態保険金が支払われたとき
- ・主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

5. 指定代理請求人からのご請求

(1) 指定代理請求人の制度の目的

指定代理請求人の制度は、特定状態保険金または特約特定疾病保険金（以下「特定状態保険金等」といいます。）の受取人である被保険者が、特定状態保険金等を請求できない「特別な事情」があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人に、被保険者の特別の代理人として特定状態保険金等を請求・受領していただき、被保険者のために使用していただくことを目的とする制度です。

(注) 法人がご契約者で、かつ、死亡給付金受取人および年金受取人であるときは、特定状態保険金等の受取人はご契約者である法人となりますので指定代理請求人の制度のお取扱いはいたしません。

(2) 特定状態保険金等の受取人が特定状態保険金等を請求できない「特別な事情」について

「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当すると当社が認めた場合をいいます。

1. 被保険者ご本人が、余命6か月以内と知らされていないため、特定状態保険金を請求できないとき
2. 被保険者ご本人が、病名を知らされていないため（たとえば、悪性新生物の場合）、特約特定疾病保険金を請求できないとき
3. 被保険者が、心神喪失の常況にあるため、特定状態保険金等を請求できないとき

(3) 指定代理請求人からの特定状態保険金等のご請求

◆特定状態保険金等の受取人が特定状態保険金等を請求できない「特別な事情」があるときは、指定代理請求人は、特定状態保険金等の受取人の代理人として特定状態保険金等を請求することができます。

◆指定代理請求人から特定状態保険金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めたときは、指定代理請求人に事実の確認についてご協力いただきます。

◆指定代理請求人から特定状態保険金等のご請求をいただいた場合、特定状態保険金等のお支払いに関する通知または契約解除の通知等、被保険者またはご契約者になすべき通知は、指定代理請求人に対して行ないます。

これらの通知は、被保険者またはご契約者に対する通知と同じ効果を生じます。

6. 指定代理請求人の範囲

◆指定代理請求人は、ご契約者が、被保険者の同意を得てつぎの要件を満たす者の中からあらかじめ指定した者で、かつ、ご請求時にこの要件を満たしていることを要します。

- ・被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一つにしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(注) 指定（変更）時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に満たしていないときは、その指定はなかったものとして取り扱います。

・特定疾病保障定期保険特約とリビング・ニーズ特約を同時に付加される場合は、これらの特約の指定代理請求人は同一人とします。

7. 指定代理請求人に特定状態保険金等をお支払いした後の注意事項

- ◆指定代理請求人に対する特定状態保険金のお支払いは、リビング・ニーズ特約条項に基づく被保険者ご本人へのお支払いとなりますので、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。
- ◆特約特定疾病保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、特約は消滅しますので、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複しての特約特定疾病保険金のお支払いはいたしません。
- ◆指定代理請求人に特定状態保険金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその特定状態保険金等の支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんのでご承知おき願います。この場合、回答により万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくこととなります。

5

災害・疾病に対する保障

1. 不慮の事故による死亡・障害などに対する保障

保障をさらに充実させるために不慮の事故（※1）による傷害を直接の原因として、その日から180日以内に被保険者が特約の期間中に、つぎのお支払事由に該当されたときは、保険金・給付金をお支払いします。

特約の保険金および給付金は、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による場合に支払われます。

特 約	お支払いする場合	お支払いする保険金・給付金	お支払限度	受取人
災害割増特約	災害により180日以内に死亡されたとき	災害死亡保険金 （※2）	—	主契約の死亡給付金受取人
	災害により180日以内に所定の高度障害状態（※4）になられたとき	災害高度障害保険金 （※2）		主契約の被保険者 （※3）
傷害特約	災害により180日以内に死亡されたとき	災害死亡保険金 （※2）	—	主契約の死亡給付金受取人 （年金受取人）
	災害により180日以内に所定の身体障害状態になられたとき （※5）	障害給付金 〔災害死亡保険金額の 10%～100%〕		通算100%

- （※1）対象となる不慮の事故とは災害割増特約条項または傷害特約条項の別表2「対象となる不慮の事故」をご参照ください。
- （※2）災害割増特約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金および傷害特約の災害死亡保険金のお支払事由には、責任開始期以後に発病した特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。）を直接の原因とする場合も含まれます。
- （※3）保険契約者が法人で、主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。
- （※4）災害割増特約に定める「所定の高度障害状態」とは、災害割増特約条項「別表3 対象となる高度障害状態」に定める身体障害状態に該当した場合をいいます。
- （※5）傷害特約に定める「所定の身体障害状態」とは、傷害特約条項「別表3 給付割合表」に定める身体障害状態に該当した場合をいいます。

2. 入院・手術などに対する保障

保障をさらに充実させるために入院・手術などを保障する各特約を付加することができます。特約の給付金は、特約の責任開始期以後に発生した災害または発病した疾病による場合に支払われます。

短期入院特約は、継続2日以上の上記の入院をしたときに入院初期の給付金をお支払いする特約です。災害入院特約などの従来の入院特約の4日間の免責部分を保障する特約で、入院特約とあわせて付加することが必要です。

特約	お支払いする場合	お支払いする保険金・給付金	お支払限度	受取人
災害入院特約	災害により180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院されたとき（※1）	入院給付金	1入院の限度は支払限度の型によります。（※2） 通算限度は730日	主契約の被保険者（※3）
短期災害入院特約	災害により180日以内に入院開始し、継続して2日以上入院されたとき	短期災害入院給付金 〔短期災害入院給付金日額 ×入院日数（4日を限度）〕	1入院の限度は4日 通算限度は60日	
災害退院後療養特約	災害入院特約の入院給付金をお支払する入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	災害療養給付金 〔基本災害療養給付金額 の10倍〕	なし	
疾病入院特約	疾病により継続して5日以上入院されたとき（※1）	入院給付金	1入院の限度は支払限度の型によります。（※2） 通算限度は730日	
	疾病または災害により所定の手術（※4）を受けられたとき	手術給付金 〔入院給付金日額の10倍、 20倍または40倍〕	なし	
短期疾病入院特約	疾病により継続して2日以上入院されたとき	短期疾病入院給付金 〔短期疾病入院給付金日額 ×入院日数（4日を限度）〕	1入院の限度は4日 通算限度は60日	
疾病退院後療養特約	疾病入院特約の入院給付金をお支払する入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	疾病療養給付金 〔基本疾病療養給付金額 の10倍〕	なし	
成人病保障特約	成人病（※5）により継続して5日以上入院されたとき（※1）	入院給付金	1入院の限度は支払限度の型によります。（※2） 通算限度は730日	
短期成人病保障特約	成人病（※5）により継続して2日以上入院されたとき	短期成人病入院給付金 〔短期成人病入院給付金日額 ×入院日数（4日を限度）〕	1入院の限度は4日 通算限度は60日	
女性医療特約	特定疾病（※6）により継続して5日以上入院されたとき（※1）	入院給付金	1入院の限度は支払限度の型によります。（※2） 通算限度は730日	
短期女性医療特約	特定疾病（※6）により継続して2日以上入院されたとき	短期女性医療入院給付金 〔短期女性医療入院給付金日額 ×入院日数（4日を限度）〕	1入院の限度は4日 通算限度は60日	

特 約	お支払いする場合	お支払いする保険金・給付金	お支払限度	受取人
がん保障特約	特約の責任開始期以後にがんと診断確定され、がんの治療を直接の目的として入院されたとき	がん入院給付金 〔がん入院給付金日額× 入院日数〕	なし	主契約の 被保険者 (※3)
	特約の責任開始期以後にがんと診断確定され、がんの治療を直接の目的として手術を受けられたとき	がん手術給付金 〔がん入院給付金日額× 10倍、20倍または40倍〕	なし	
	特約の責任開始期以後にがんと診断確定され、がんの治療を直接の目的としてがん入院給付金の支払われる入院を開始されたとき	がん診断給付金 〔がん入院給付金日額× 診断給付倍率100倍〕	なし 〔最終の入院の開始日から2年以内に診断給付金の支払事由に該当した場合は、診断給付金はお支払いしません。〕	
がん退院後療養特約	特約の責任開始期以後にがん入院給付金が支払われる20日以上 の継続入院をした後に、生存して退院されたとき	がん入院給付金 〔基本がん退院療養給付金額 ×10倍〕	なし	

- (※1) 入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象となりません。)
- (※2) 1入院についての支払限度は、型に応じて120日、360日または730日のいずれかとなります。
- (※3) 保険契約者が法人で、主契約の死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。
- (※4) 「所定の手術」とは、疾病入院特約条項「別表2 対象となる手術および給付倍率表」に定める手術に該当した場合をいいます。
- (※5) 「成人病」とは、成人病保障特約条項「別表2 対象となる成人病」に定める成人病に該当した場合をいいます。
- (※6) 「特定疾病」とは、女性医療特約条項「別表2 女性医療特約の対象となる特定疾病」に定める特定疾病に該当した場合をいいます。

【入院給付金・手術給付金のお支払例】

疾病入院特約 日額5,000円の場合

主契約の被保険者が、ご契約後発病した胃潰瘍により継続して40日間入院し、胃切除術を受けられたとき、

- 入院給付金は、5,000円×(40日間－4日間)＝18万円
- 手術給付金は、「別表2 対象となる手術および給付倍率表」の「29. 胃切除術」(40倍)に該当しますので、5,000円×40倍＝20万円が支払われます。

【災害療養給付金のお支払例】

災害退院後療養特約 基本災害療養給付金額5,000円の場合

災害による入院日数が30日で、生存退院したとき

入院開始 生存退院

入院給付金の支払われる入院日数が継続20日以上

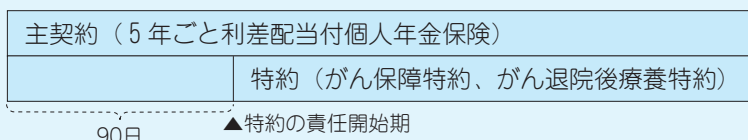
- 災害療養給付金 5,000円×10倍＝5万円が支払われます。

<ご注意>

◆がん保障特約およびがん退院後療養特約の責任開始期と責任開始期前のがん診断確定による無効

1. 特約の責任開始期は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

▼主契約の責任開始期



(※) 主契約の契約日以後、付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

2. 被保険者が特約の責任開始期前にかんと診断確定されていたときは、そのがんが今回の入院または手術の直接の原因となったがん以外のがんでも、特約は無効となり、給付金は支払われません。

この場合、保険契約者、被保険者または給付金受取人ががんと診断確定されていた事実を知っていたかどうかを問いません。また、既に支払われた保険料はつぎのように取り扱います。

- ①告知前にかんと診断確定されていた事実を被保険者、保険契約者、給付金受取人のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知前にかんと診断確定されていた事実を被保険者、保険契約者、給付金受取人のうちいずれか1人でも知っているときは、払い戻しません。
- ③告知の時から特約の責任開始期までの間にかんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

◆特約保険料率の変更

(がん保障特約、がん退院後療養特約、成人病保障特約、女性医療特約、短期成人病保障特約、短期女性医療特約)

会社は、給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の保険料率を変更することがあります。

3. 特約の保険期間

◆特約の保険期間はつぎのとおりです。

- 災害割増特約

……年金支払開始日の前日を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。

- 傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約、疾病退院後療養特約、成人病保障特約、女性医療特約、がん保障特約、がん退院後療養特約、短期災害入院特約、短期疾病入院特約、短期成人病保障特約、短期女性医療特約、介護特約、介護特約（親型）

……〔主契約が保証期間付終身年金の場合〕
当社所定の範囲内で定めることができます。主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料は主契約の保険料払込期間満了時まで一括してお払込みください。

……〔主契約が確定年金の場合〕
主契約の年金支払期間の満了日を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料は、主契約の保険料払込期間満了時まで一括してお払込みください。

- ◆満期となっても同一保険期間で自動的に更新されます。
なお、更新については、**8. 特約の自動更新について** をご覧ください。

<特約の消滅および減額>

- ◆つぎの場合、特約は消滅します。

・主契約が消滅したとき
・主契約が払済保険に変更されたとき

- ◆災害割増特約および傷害特約については、主契約の減額、平準定期保険特約・優良体平準定期保険特約・逡減定期保険特約・優良体逡減定期保険特約・逡増定期保険特約・収入保障特約・優良体収入保障特約・生存給付金付定期保険特約の減額・解約をされた場合など、当社の定める限度をこえることとなるときは特約の保険金額が減額されるか、もしくは、各特約は消滅しますのでご注意ください。

<特約保険期間の終身への変更>

- ◆つぎのすべての条件を満たす場合、ご契約者からお申出があれば診査、告知なしで下記特約の特約保険期間を終身に変更することができます。
(災害入院特約・疾病入院特約・短期災害入院特約・短期疾病入院特約・がん保障特約・がん退院後療養特約、介護特約)

・年金の種類が保証期間付終身年金のとき
・主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
・契約日より10年以上経過しているとき

- ◆変更後の各特約には変更日の各特約条項を適用し、各特約の保険料は変更日の被保険者の年齢、保険料率により計算します。

6

ご家族に対する保障

1. 不慮の事故による死亡・障害や入院・手術などに対する保障

- ◆つぎの特約は、主契約の被保険者を保障する〔本人型〕のほかに、ご家族まであわせて保障する〔家族型〕があります。

・ 傷害特約	・ 災害入院特約	・ 疾病入院特約
・ 災害退院後療養特約	・ 疾病退院後療養特約	・ がん保障特約
・ がん退院後療養特約	・ 短期災害入院特約	・ 短期疾病入院特約

- ◆〔家族型〕の内容

型	被保険者の範囲	保障額	受取人
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者（※1） 子（※2）	配偶者・子の保障額は 主契約の被保険者の60%	主契約の被保険者 （※3）
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者（※1）		
本人・子型	主契約の被保険者 子（※2）		

（※1）主契約の被保険者と同一戸籍に記載の配偶者の方

（※2）主契約の被保険者と同一戸籍に記載の満20歳未満のお子さま

（※3）保険契約者が法人で、死亡保険金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

＜ご注意＞

- ご家族の範囲は、主たる被保険者と同一戸籍に記載の配偶者、お子さま（満20歳未満）です。配偶者が戸籍上の異動により主たる被保険者の配偶者でなくなったときには、被保険者の資格がなくなります。

お子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても結婚、養子縁組などによって戸籍が異動したときには、被保険者の資格がなくなります。末のお子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえる場合など、配偶者またはすべてのお子さまが被保険者の資格を失うこととなったときには、被保険者の型の変更手続をとられるようお願いいたします。

- 子を含む家族型（本人・配偶者・子型または本人・子型）の場合、特約締結後に出生した子ども自動的に被保険者の範囲に含まれます。

2. 死亡・高度障害などに対する保障

- ◆配偶者定期保険特約、子ども定期保険特約をつけられると、配偶者の方またはお子さまに対しても死亡・高度障害保障を準備することができ、ご家族ぐるみの総合保障が実現します。

◆特約の被保険者

配偶者定期保険特約	特約締結時（責任開始期）に主契約の被保険者と同一戸籍の配偶者
こども定期保険特約	特約締結時（責任開始期）に主契約の被保険者と同一戸籍で、誕生日から起算して30日以上満20歳未満の子（※）

（※）特約締結後に誕生日から起算して30日以上になった子もその時点から被保険者となります。

◆配偶者定期保険特約またはこども定期保険特約を付加した場合は、つぎの特約保険金をお支払いします。

特 約	お支払いする場合	お支払いする保険金
配偶者定期保険特約	主契約の被保険者の配偶者（特約の被保険者）が死亡・高度障害のとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）
こども定期保険特約	主契約の被保険者の子（特約の被保険者）が死亡・高度障害のとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）

（※）特約保険金は、主契約の被保険者にお支払いします。ただし、保険契約者が法人で、死亡給付金受取人および年金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

<特約の保険期間>

特約の保険期間はつぎのとおりです。

- 配偶者定期保険特約
……年金支払開始日の前日を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。
- こども定期保険特約
……年金支払開始日の前日または、20年を限度に当社所定の範囲内で定めることができます。

◆被保険者の資格の喪失

つぎの場合、特約の被保険者の資格がなくなります。

- ・ 戸籍上の異動により、主契約の被保険者の配偶者でなくなったとき、および、子が主契約の被保険者と同一戸籍でなくなったとき
- ・ 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- ・ 子が高度障害状態となり、特約高度障害保険金が支払われたとき

◆特約の消滅および減額

つぎの場合、特約は消滅します。

- ・ 主契約が消滅したとき
- ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
- ・ 配偶者定期保険特約の場合、特約の被保険者が戸籍上の異動により、被保険者の資格を失ったとき。または、特約の被保険者が所定の高度障害状態となり、特約高度障害保険金を支払ったとき
- ・ こども定期保険特約の場合、特約の被保険者のすべてが、被保険者の資格を失ったとき

（※）主契約の減額、平準定期保険特約・優良体平準定期保険特約・逡減定期保険特約・優良体逡減定期保険特約・逡増定期保険特約・収入保障特約・優良体収入保障特約・生存給付金付定期保険特約の減額・解約をされた場合、当社の定めるところにより、特約が減額（または消滅）されることがあります。

<お願い>

つぎの場合には、ご契約者は、その事実を証明する書類を添えてすみやかに当社にお知らせください。

- ・ 配偶者定期保険特約の場合………特約の被保険者がその被保険者の資格を失ったとき
- ・ こども定期保険特約の場合………特約の被保険者すべてがその被保険者の資格を失ったとき

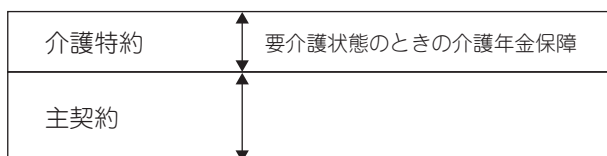
7

介護に対する保障

1. 介護に対する保障〔介護特約〕

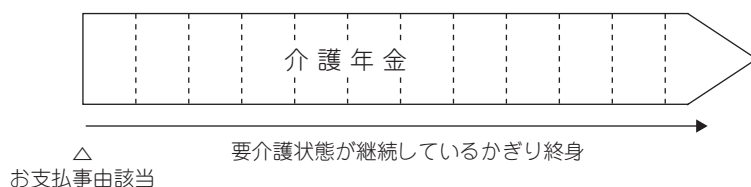
◆介護特約のしくみ

[主契約に有期型の介護特約を付加した場合]



◆介護年金のお支払い

約款所定のお支払事由に該当しているかぎり、終身にわたり、毎年同額の介護年金をお支払いいたします。



つぎのいずれかに該当している限り、毎年同額の介護年金をお支払いします。

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき
- (1) 公的介護保険制度に定める要介護3以上（※1）の状態
 - (2) 会社の定める要介護状態（※2）

（※1）公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態については、介護特約条項別表3をご覧ください。

（※2）会社の定める要介護状態については、介護特約条項別表4をご覧ください。

◆介護年金のお支払内容

特約年金の種類	お支払額	お支払事由	受取人
第1回介護年金	介護年金額	<p>主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に下記のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公的介護保険制度（介護特約条項別表2）に定める要介護3以上の状態（介護特約条項別表3）被保険者が、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 会社の定める要介護状態（介護特約条項別表4）下記の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) 被保険者が、要介護状態に該当したこと</p> <p>(イ) 要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日あること</p>	主契約の被保険者
第2回以後の介護年金	介護年金額	<p>この特約の保険期間中の第1回介護年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日（以下、「介護年金支払応当日」といいます。）において、被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として下記のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公的介護保険制度（介護特約条項別表2）に定める要介護3以上の状態（介護特約条項別表3）被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 会社の定める要介護状態（介護特約条項別表4）下記の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) 被保険者が、要介護状態に該当したこと</p> <p>(イ) 要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日以上あること</p>	

◆特約の保険期間および保険料払込期間

- ・ 特約の保険期間は当社所定の範囲内で定めることができます。
- ・ 保険期間を有期で設定した場合、満期となってもこの特約の満了時の被保険者の年齢が99歳を限度として当社所定の範囲内で自動的に更新されます。

◆特約の消滅および減額

つぎの場合には、特約は消滅します。

- ・主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- ・主契約が払済保険に変更されたとき

◆特約保険料の払込免除について

主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除されます。

<ご注意>

[特約保険料率の変更]

会社は、介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

この場合、保険料率の変更日の2か月前までにご契約者あてご連絡いたします。

[特約条項の変更]

会社は、公的介護保険制度の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約条項の内容および計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の内容および保険料率を変更することがあります。

この場合、特約条項の内容および保険料率の変更日の2か月前までにご契約者あてご連絡いたします。

◆保険料のお払込み

介護年金のお支払事由に該当していても、保険料のお払込みは必要となります。

◆解約返戻金

介護年金支払中の場合には、この特約の解約返戻金はありません。

◆介護年金のお支払

介護年金の請求については、毎年医師の診断書が必要です。

また、公的介護保険制度に基づく所定の状態による介護年金の請求に際しては、公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類が必要です。

◆第2回以後の介護年金については、毎年の介護年金支払応当日においてもお支払事由に該当している場合にお支払いします。(約款所定の要介護状態から回復している場合はお支払いしません。)

◆被保険者が要介護状態から回復し、その後新たにお支払事由に該当した場合は、新たに第1回介護年金をお支払いし、その日の年単位の応当日ごとに第2回以後の介護年金をお支払いします。

<ご注意>

- ◆この特約には、死亡・高度障害状態に対する保障はありません。
- ◆この特約については、特別条件を適用してお引受けすることはありません。

◆介護年金の税法上の取扱

介護年金は、受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。

[受取人] 主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

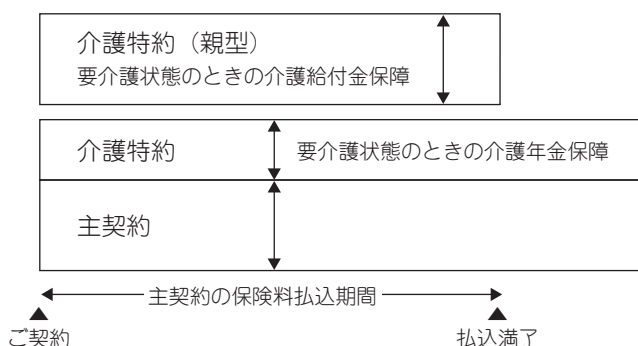
2. 親に対する介護保障〔介護特約（親型）〕

◆主契約の被保険者またはその配偶者の親を対象とする特約です。

(1) 介護特約（親型）のしくみ

・介護特約（親型）は保険期間が有期のものだけの取扱いとなります。

[主契約に介護特約と介護特約（親型）を付加した場合]



(2) 介護給付金のお支払い

◆つぎのいずれかに該当した場合、一時金として介護給付金をお支払いします。

被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき

- (1) 公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態（※1）
- (2) 会社の定める要介護状態（※2）

（※1）公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態については、介護特約（親型）条項別表3をご覧ください。

（※2）会社の定める要介護状態については、介護特約（親型）条項別表4をご覧ください。

◆介護給付金のお支払内容

お支払額	お支払事由	受取人
介護給付金額	<p>この特約の被保険者が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公的介護保険制度（介護特約（親型）条項別表2）に定める要介護3以上の状態（介護特約（親型）条項別表3）この特約の被保険者が、公的介護保険制度（別表2）による要介護認定を受け、要介護3以上の状態（別表3）に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 会社の定める要介護状態（別表4）つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) この特約の被保険者が、要介護状態（別表4）に該当したこと</p> <p>(イ) 要介護状態（別表4）がその該当した日から起算して継続して90日あること</p>	この特約の被保険者

◆特約の保険期間および保険料払込期間

- ・特約の保険期間は当社所定の範囲内で定めることができます。
- ・満期となってもこの特約の満了時の被保険者の年齢が90歳を限度として会社所定の範囲内で自動的に更新されます。

◆特約の消滅

- ・つぎの場合には、特約は消滅します。

<ul style="list-style-type: none"> ・主契約が解約その他の事由によって消滅したとき ・主契約が払済保険に変更されたとき ・つぎに該当する場合で、この特約の被保険者の資格がなくなったとき <ul style="list-style-type: none"> (1) この特約の被保険者が、戸籍上の異動により親に該当しなくなったとき (2) この特約の被保険者が主契約の被保険者の配偶者の親である場合、主契約の被保険者の配偶者が、戸籍上の異動により配偶者に該当しなくなったとき ・この特約の被保険者が死亡したとき ・この特約の介護給付金が支払われたとき

◆特約保険料の払込免除について

- ・主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除されます。

<ご注意>

[特約保険料率の変更]

会社は、介護給付金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

この場合、保険料率の変更日の2か月前までにご契約者あてご連絡いたします。

[特約条項の変更]

会社は、公的介護保険制度の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約条項の内容および計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の内容および保険料率を変更することがあります。

この場合、特約条項の内容および保険料率の変更日の2か月前までにご契約者あてご連絡いたします。

[介護特約（親型）の取扱の条件]

- ◆この特約の被保険者は「主契約の被保険者またはその配偶者（主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている方）の戸籍にその親として記載されている方」のうちいずれか1人とし、契約者からのお申し出により定めていただきます。
- ◆この特約は、同一契約につき、2件（父と母）まで付加可能です。ただし、「主契約の被保険者の親」と「配偶者の親」を同時に付加することはできません。

[その他]

- ◆この特約には、死亡・高度障害状態に対する保障はありません。
- ◆この特約については、特別条件を適用してお引受けすることはありません。

<介護給付金の税法上の取扱>

- ◆介護給付金は、受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。

[受取人] この特約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

8

特約の自動更新について

1. 更新される特約

つぎの特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、ご契約者から特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、これらの特約は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

・ 平準定期保険特約	・ 災害割増特約	・ がん保障特約
・ 逓減定期保険特約	・ 傷害特約	・ がん退院後療養特約
・ 逓増定期保険特約	・ 災害入院特約	・ 短期災害入院特約
・ 特定疾病保障定期保険特約	・ 疾病入院特約	・ 短期疾病入院特約
・ 生存給付金付定期保険特約	・ 災害退院後療養特約	・ 短期成人病保障特約
・ 配偶者定期保険特約	・ 疾病退院後療養特約	・ 短期女性医療特約
・ こども定期保険特約	・ 成人病保障特約	・ 介護特約
	・ 女性医療特約	・ 介護特約（親型）

(注) 「 」の特約を「災害・疾病関係特約」といいます。

◆ つぎの場合には、更新を取り扱いません。

- ・ 更新後の特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
- ・ 更新後の特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込満了日をこえるとき
(災害・疾病関係特約については、ご契約者のお申出があれば保険料払込満了日の翌日に更新することができます。この場合、更新する特約の保険料を一括してお払込みいただきます。)
- ・ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- ・ 生存給付金付定期保険特約が保険料払込免除となった場合
- ・ 保険金削減支払法、給付金削減支払法または特別保険料領収法による特別条件付保険特約が付加されている特約。ただし、保険金削減支払法または給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間もしくは給付金削減期間を経過しているときは、この限りではありません。

<ご注意>

更新については、つぎの点にご注意ください。

- 更新後の各特約には更新日の各特約条項を適用し、各特約の保険料は更新日のその被保険者の年齢、保険料率により計算します。
(各特約は、同一の保障内容で更新される場合、更新後の特約保険料は通常更新前より高くなります。)
- 更新後の各特約の保険期間は、更新前と同一とします。
ただし、当社所定の範囲内で、保険期間を変更することがあります。
- 更新後の各特約の保険金額などについて
(1) 更新後の各特約（逓減定期保険特約および逓増定期保険特約を除く）の保険金額・給付金日額・基本療養給付金額は、更新前と同一とします。

- (2) 特約の型が60%型の通減定期保険特約の更新後の特約基本保険金額は、更新前の特約の保険期間の満了日の特約保険金額と同一とします。
- (3) 特約の型が40%型または20%型の通減定期保険特約および通増定期保険特約は、更新前の特約の保険期間の満了日における特約保険金額と同額の平準定期保険特約に変更して更新されます。
- 特約保険料の一部一時払（頭金制度）および中途一部一時払（中途頭金制度）をご利用いただいている特約については、更新時に再度一部一時払とする旨のお申出がない限り、更新後の特約保険料の払込方法（回数）は主契約の保険料の払込方法（回数）と同一の方法で更新します。
 - 特約保険料の一部一時払（頭金制度）をご利用いただいている平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約が保険料払込免除となった場合、自動更新のお取扱いをする保険金額は、保険料の毎回払（年払・半年払・月払）部分の保険金額となります。ただし、一時払部分の保険金額に対応する一時払保険料をお払込みいただくことにより、一時払部分の保険金額も更新することができます。また、特約保険料の中途一部一時払（中途頭金制度）をご利用いただいている平準定期保険特約が保険料払込免除となった場合も、同じお取扱いとなります。
 - すでに給付金等のお支払いがあるときは、そのお支払額を更新後の特約の支払限度に通算します。

2. 優良体平準定期保険特約等の保険期間満了時のお取扱い

- ◆ 優良体平準定期保険特約等は自動更新のお取扱いをしておりません。保険期間満了時には、つぎの方法により保障を継続することができます。
- ◆ 優良体平準定期保険特約または優良体通減定期保険特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、ご契約者から特約の保険期間満了日の2か月前までに、自動変更しない旨のお申出がない限り、これらの特約は保険期間満了日の翌日に下記のとおり自動変更されます。

自動変更前の特約	自動変更後の特約（※）
優良体平準定期保険特約	平準定期保険特約
優良体通減定期保険特約（60%型）	通減定期保険特約（60%型）
優良体通減定期保険特約（20%型または40%型）	平準定期保険特約

（※）以後「自動変更後特約」といいます。

ただし、つぎの場合には、自動変更を取り扱いません。

- ・ 自動変更後特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
- ・ 自動変更後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込満了日をこえるとき
- ・ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

<ご注意>

◆自動変更については、つぎの点にご注意ください。

- ・自動変更後特約には、自動変更日の特約条項を適用し、特約の保険料は自動変更日のその被保険者の年齢、保険料率により計算します。
- ・自動変更後特約の保険期間は、自動変更前の保険期間と同一とします。
ただし、当社所定の範囲内で、保険期間を変更することがあります。
- ・自動変更後特約の保険金額
 - (1) 優良体平準定期保険特約の自動変更後の保険金額は、自動変更前と同一とします。
 - (2) 特約の型が60%型の優良体逓減定期保険特約の自動変更後の特約基本保険金額は、自動変更前の特約の保険期間の満了日の特約保険金額と同一とします。
 - (3) 特約の型が40%型または20%型の優良体逓減定期保険特約の場合には、自動変更前の特約の保険期間の満了日における特約保険金額と同額の平準定期保険特約に変更して自動変更されます。
- ・特約保険料の一部一時払（頭金制度）をご利用いただいている特約については、自動変更時に再度一部一時払とする旨のお申出がない限り、自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は主契約の保険料の払込方法（回数）と同一の方法で自動変更します。
- ・特約保険料の一部一時払（頭金制度）をご利用いただいている優良体平準定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が保険料払込免除となった場合、自動変更のお取扱いをする保険金額は、保険料の毎回払（年払、半年払、月払）部分の保険金額となります。
ただし、一時払部分の保険金額に対応する一時払保険料をお払込みいただくことにより、一時払保険部分も自動変更することができます。
また、特約保険料の中途一部一時払（中途頭金制度）をご利用いただいている優良体平準定期保険特約が保険料払込免除となった場合も、同じお取扱いとなります。

9

給付金などをお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても保険金・給付金等のお支払いはいたしません。

1. 免責事由に該当した場合

◆主契約およびつぎの特約

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ・平準定期保険特約 | ・優良体逡減定期保険特約 | ・優良体収入保障特約 |
| ・優良体平準定期保険特約 | ・逡増定期保険特約 | ・特定疾病保障定期保険特約 |
| ・逡減定期保険特約 | ・収入保障特約 | ・生存給付金付定期保険特約 |

保険金・給付金	お支払いしない場合
死亡給付金 (特約死亡保険金、 特約遺族年金)	1. ご契約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき ただし、精神病などによる自殺については、死亡給付金（特約死亡保険金、特約遺族年金）をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。 2. ご契約者の故意によるとき 3. 死亡給付金（特約死亡保険金、特約遺族年金）の受取人の故意によるとき ただし、その方が死亡給付金（特約死亡保険金、特約遺族年金）の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。 4. 戦争その他の変乱（※）によるとき
高度障害保険金 (特約高度障害保 険金、特約高度障 害年金)	1. ご契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱（※）によるとき

◆配偶者定期保険特約・子ども定期保険特約

保険金・給付金	お支払いしない場合
特約死亡保険金	1. ご契約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき ただし、精神病などによる自殺については、特約死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。 2. ご契約者の故意によるとき 3. 主契約の被保険者の故意によるとき 4. 戦争その他の変乱（※）によるとき
特約高度障害保険金	1. ご契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱（※）によるとき

◆リビング・ニース特約

保険金・給付金	お支払いしない場合
特定状態保険金	1. ご契約者、被保険者または指定代理請求人の故意により被保険者の余命が6か月以内と判断される状態になられたとき 2. 戦争その他の変乱（※）によるとき

◆災害割増特約・傷害特約・災害入院特約・短期災害入院特約・疾病入院特約・短期疾病入院特約

保険金・給付金	お支払いしない場合
特約保険金 特約給付金	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき （注）傷害特約・災害入院特約・短期災害入院特約・疾病入院特約・短期疾病入院特約では、「契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失によるとき」とお読み替えてください。 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき 4. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 6. 地震・噴火もしくは津波または戦争その他の変乱（※）によるとき 災害死亡保険金について（上記1～6に加えつぎの場合） ●災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ただし、その方が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。 疾病入院給付金・手術給付金・短期疾病入院給付金について（上記1～6に加えつぎの場合） ●被保険者の薬物依存によるとき

◆介護特約

保険金・給付金	お支払いしない場合
介護年金	1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の薬物依存 4. 戦争その他の変乱（※）

◆介護特約（親型）

保険金・給付金	お支払いしない場合
介護給付金	1. 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失 2. この特約の被保険者の犯罪行為 3. この特約の被保険者の薬物依存 4. 戦争その他の変乱（※）

<ご注意>

（※）については、その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金または給付金の全額もしくは一部をお支払いします。

2. 重大事由による解除の場合

つぎのような事由に該当し、主契約または特約だけを解除した場合、たとえ、保険金または給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

1. ご契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が保険金または給付金（保険料払込免除を含みます）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致をしたとき
2. 保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為があったとき
3. ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
4. その他ご契約または付加している特約を継続することを期待しえない上記1. 2. 3.と同等の事由があるとき

3. 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、保険金・給付金のお支払事由が生じていても保険金・給付金をお支払いすることはできません。

4. ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合、保険金・給付金をお支払いすることはできません。

10

保険契約の無効について

1. 詐欺による無効

保険会社は、保険契約者または被保険者が詐欺により保険契約を締結、復活または復旧した場合は、その保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

2. 不法取得目的による無効

保険会社は、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結、復活または復旧した場合は、その保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

11

健康状態や職業などの告知義務

1. 告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

なお、医師の診察を受け、医師の診察結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

嘱託医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

2. 告知の方法

● 診査を行なうご契約の場合（診査扱）

当社指定の医師が被保険者の過去の病歴（病名、治療期間など）などについていろいろおたずねいたしますので、**その医師に口頭により告知してください**。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。

● 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合

被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

● **診査を行わないご契約の場合（告知書扱）**

ご契約者または被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

<ご注意>

◆ 優良体平準定期保険特約、優良体通減定期保険特約または優良体収入保障特約を付加されている場合は全件「診査扱」となります。非喫煙者優良体料率を適用する場合は、医師による診査の際に健康状態等の告知に加えて、喫煙歴についても告知していただくとともに、通常の診査に加えて当社所定の喫煙検査を実施させていただきます。

◆ **告知受領権について**

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、**生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

12

ご契約のお断りと特別条件

- ◆ 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもございますが、「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。（**傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります。**）

<ご注意>

◆ 優良体平準定期保険特約、優良体通減定期保険特約、優良体収入保障特約、介護特約、介護特約（親型）については、特別条件を適用してお引き受けすることはありません。

◆ 特別条件が適用されている場合には、ご契約や付加されている特約の更新をお取扱いしないことがあります。

13

告知が事実と相違する場合

◆告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- 責任開始期または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

<例>

胃潰瘍の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ保険金や給付金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- 責任開始期または復活日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となることがあります。）
- また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

<優良体平準定期保険特約、優良体逡減定期保険特約、優良体収入保障特約のご契約の際に告知していただいた「過去1年間の喫煙歴」について誤りがあった場合の取扱い>

- ①保険金（特約年金）の支払事由が発生する前に誤りが判明した場合
……実際の喫煙歴に基づく保険料に改め、すでにお払い込まれた保険料の不足分を一時にお払い込みさせていただきます。
- ②保険金（特約年金）の支払事由が発生した後に誤りが判明した場合
……当社の定めるところにより保険金額（特約年金月額）を削減してお支払いします。

14

保険証券の確認

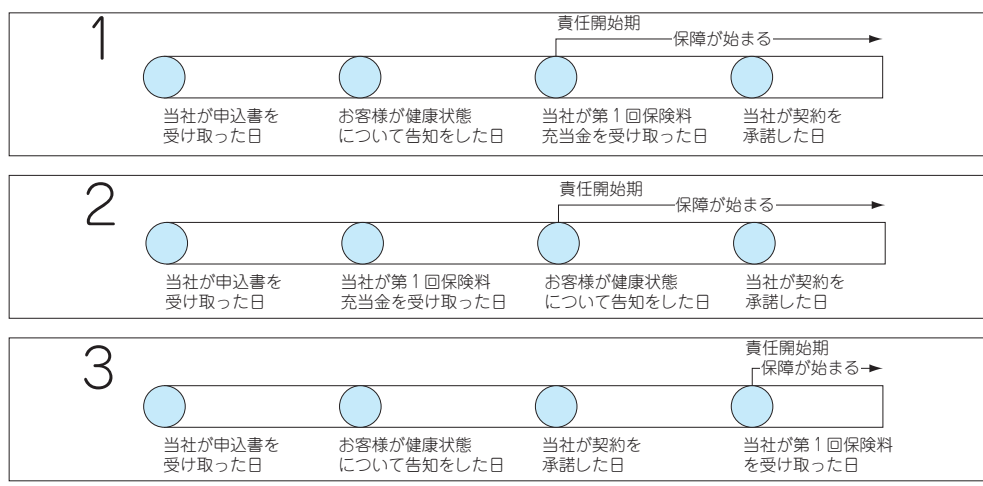
- ◆ご契約をお引受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。
- ◆お申込みの内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。
万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐに支店またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-211-901）までご連絡ください。

15

保障の責任開始期

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

- ◆責任開始期を図示すると、つぎのとおりになります。



<お願い>
第1回保険料に充当する金額をお払込みされたときは、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受取りください。

16

頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法

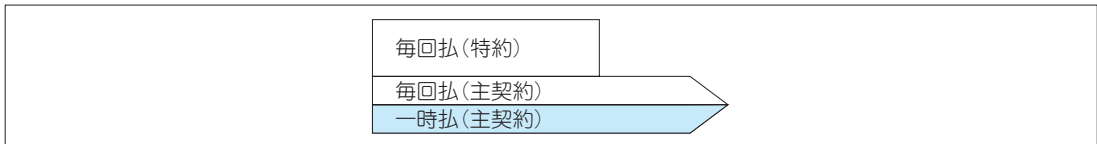
<頭金制度（一部一時払）>

ボーナス、預貯金、退職金などのお手持ちの余裕資金の活用で毎回の保険料がお安くなり、より大型の保険にご契約することができます。

主契約または特約（平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、収入保障特約、優良体収入保障特約、生存給付金付定期保険特約）の基本年金額または保険金額の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただき、残りの基本年金額または保険金額に対応する保険料は毎回払（年払・半年払・月払）でお支払いいただく方法です。

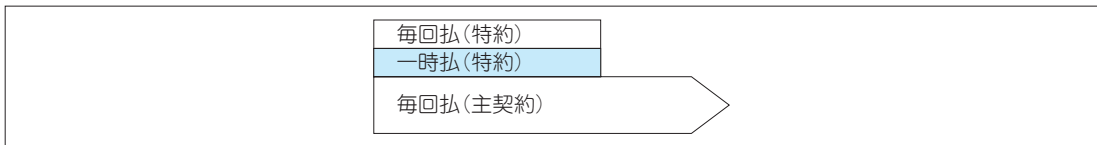
【保険料の一部一時払】

主契約の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただく方法です。



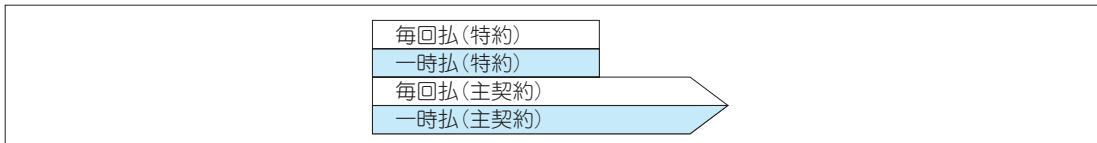
【特約保険料の一部一時払】

特約の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただく方法です。



【保険料の一部一時払と特約保険料の一部一時払の併用】

主契約の一部分と特約の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただく方法です。



一部一時払部分の保険料は、あらかじめ全保険期間分を1回で払い込むよう計算されています。したがって、保険料は毎回払（年払・半年払・月払）による合計額に比べ少額となります。ただし、一部一時払部分については、保険期間中にご契約が消滅（死亡など）した場合でも、保険料の払戻しはありません。

なお、解約される場合、所定の解約返戻金が支払われますが、支払われる解約返戻金は、お払込保険料そのままではありません。とくに、特約は、場合によっては解約返戻金が全くないか、あってもごく少額となることもあります。

＜ご参考＞ なお、頭金制度（一部一時払）と類似する保険料の払込方法にはつぎの方法がありますので、ご参考としてください。

＜保険料の一時払＞

ご契約時に、全保険期間の保険料を一時にお払込みいただくお取扱いです。

（注）確定年金の場合、保険料の一時払はお取扱いしません。

一時払の保険料は、あらかじめ全保険期間分を1回で払い込むよう計算されていますので、万一途中でご契約が消滅（死亡など）した場合でも、保険料の払戻しはありません。

なお、解約の場合、所定の解約返戻金が支払われます。

＜保険料の一括払（月払契約の場合）＞

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお払込みいただきますと、割引があります。

＜保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）＞

将来の保険料を2年分以上まとめて前納するお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した保険料前納金をお払込みいただきます。

- 保険料前納金は、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料のお払込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を払い戻します。（前納期間中途でのお申出による保険料前納金の残額の払戻しはしません。）

ただし、「個人年金保険料税制適格特約」を付加された場合には、保険料前納金の残額は当社に積み立てておき、年金支払開始日に年金の増額に充当します。

くわしくは、**30. 生命保険と税制上の特典**をご覧ください。

くわしくは、当社の代理店、支店または本社までご相談ください。

17

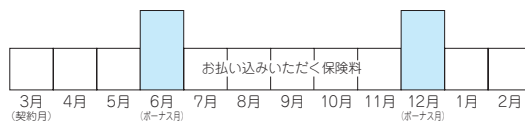
ボーナス併用払込方式

- ◆ボーナス併用払込特約を付加されますと、ボーナス月（ご契約者があらかじめ指定した月）に通常月（ボーナス月以外の月）よりも高く設定した額の保険料をお払込みいただきます。したがって、毎月同額の保険料をお払込みいただく場合に比べ、通常月の保険料負担は軽減されます。この払込方式をボーナス併用払込方式といいます。
- ◆ボーナス併用払込特約を付加された場合、第2回目以降の保険料は、銀行などの金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法（口座振替扱）でお払込みいただきます。
- ◆ご指定いただけるボーナス月はあらかじめ決められています。つぎのいずれかから選択してください。

ボーナス月 6月・12月
7月・12月
7月・1月

- ◆保険料のお払込みは、つぎのようになります。

（ご契約例） 契約月が3月、ボーナス月が6月と12月の場合



<ご注意> つぎの場合は、ボーナス月にお払込みいただく保険料は異なります。

- 契約月が同じで、ボーナス月の組み合わせが異なる場合

（ご契約例） 契約月が4月で、ボーナス月が6月と12月を指定された場合と
7月と12月を指定された場合

- ボーナス月が同じで、契約月が異なる場合

（ご契約例） ボーナス月が6月と12月と指定され、契約月が3月の場合と
4月の場合

- ◆ボーナス併用払込特約を付加される際には、つぎの点にご留意ください。
 - ボーナス併用払込特約を付加される場合は、保険料払込方法（回数）が、月払であることが必要です。
 - ボーナス併用払込特約を付加された場合、保険料の一括払は取り扱いません。
 - 付加する特約に、ボーナス併用払込方式を適用することはできません。

18

保険料の払込方法について

大切なご契約を有効に継続していただくために、保険料は払込期月中につきのいずれかの方法によってお払込みください。

1. 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関などで、ご契約者の指定した口座から、保険料が自動的に振替えられます。

くわしくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。

2. 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みいただきます。この場合、領収証は個々のご契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。

くわしくは、「団体扱特約条項Ⅰ」または「団体扱特約条項Ⅱ」をご覧ください。

<上記以外の方法による一時的お払込み>

上記2つのいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が、払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ一時的に下記いずれかの方法によりお支払い下さい。

- ・振込依頼書をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込み下さい。
受取書は保険料領収証のかわりになりますので大切に保存願います。
- ・会社の本社または会社の指定した場所に持参してお払込み下さい。

<お願い>

- 万一、払込期月中に払込案内が届かなかった場合などには、お手数でも当社の代理店、支店または本社までご連絡ください。
- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、支店または本社までお申出ください。
(あらたな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社までお払込み願います。)

19

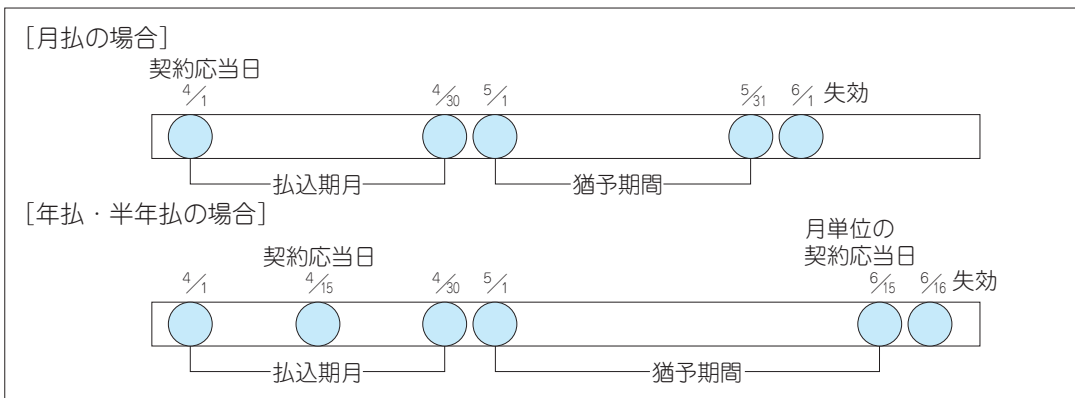
払込猶予期間とご契約の効力

◆保険料の払込猶予期間はつぎのとおりです。

月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
 年払・半年払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(※)

(※) 年払・半年払の場合、払込期月内の契約応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了することになります。

(例)



◆猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。(失効)

ただし、猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付（立替）が可能な場合は、あらかじめお申出のないかぎり、自動的に当社が保険料をお立替えしてご契約を有効に継続させます。くわしくは、後述の21. お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

20

効力を失ったご契約の復活

保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から3年（特別条件が適用されている場合は2年）以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、

- あらためて告知または診査をしていただきます。
 （健康状態などによっては復活ができないこともあります。）
- その結果、当社が復活を承諾したときは、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。
- 当社が復活を承諾した場合には、失効した日から復活する日までの延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

<ご注意>

- ◆ 解約返戻金を請求された後は復活のお取扱いをいたしません。
- ◆ 優良体平準定期保険特約、優良体通減定期保険特約、優良体収入保障特約の復活後の適用料率種類は、失効前の適用料率種類と同一とします。

21

お払込みが困難なときの継続方法

保険料払込のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。

1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

【当社が保険料をお立替え（振替貸付）し継続させる制度】

- お払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返戻金があればその範囲内で当社が自動的に保険料をお立替えします。
- お立替えする場合には、口座振替扱契約または団体扱契約とも個人扱の保険料を基準としてお立替えします。
- 立替利息は当社所定の利率で計算します。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用はつぎのとおりとします。（ただし、利率は年8%をこえることはありません。）

(1) 新たにお立替えを行なうとき

1月見直しの場合は、4月1日から、
7月見直しの場合は、10月1日から
変更後の利率を適用します。

(2) すでにお立替えを行なっているとき

1月見直しの場合は、4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から、
7月見直しの場合は、10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から
変更後の利率を適用します。

- 上記の立替利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 保険金などをお受取りの場合、立替金は差し引き清算されます。

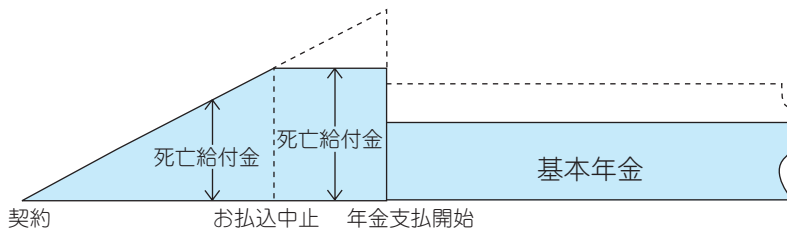
<ご注意>

ご返済がありませんと立替元利金が増えて、ご契約の効力がなくなることがあります。お早めにご返済ください。

2. 保険料のお払込みを中止しご契約を有効に続けたいとき

[年金額を減らし払済保険に変更する制度]

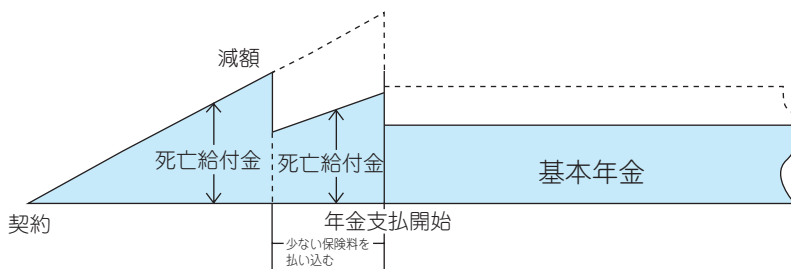
- 保険料払込済の5年ごと利差配当付個人年金保険に変更することにより、年金額および死亡給付金額は小さくなりますが、年金および死亡給付金は継続されます。
保険料のお払込みは以後必要ありません。
- 元のご契約の特約は消滅します。



3. 保険料の負担を軽くしたいとき

[基本年金額を減額して払込保険料を少なくする制度]

- 年金額を減らすことにより払込保険料が少なくなります。
- 同時に各種特約も減額されることがあります。



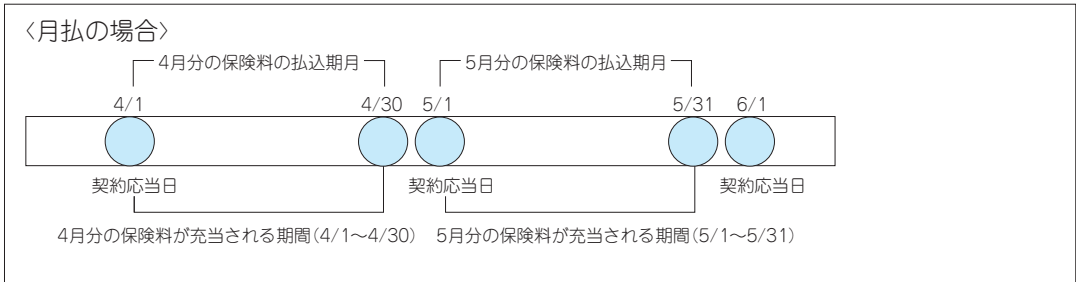
(※) 払済保険への変更、基本年金額の減額については「個人年金保険料税制適格特約」を付加された場合には、お取扱いが異なることがあります。くわしくは **30. 生命保険と税制上の特典** をご覧ください。

22

給付金など支払いの際の保険料清算

- ◆保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

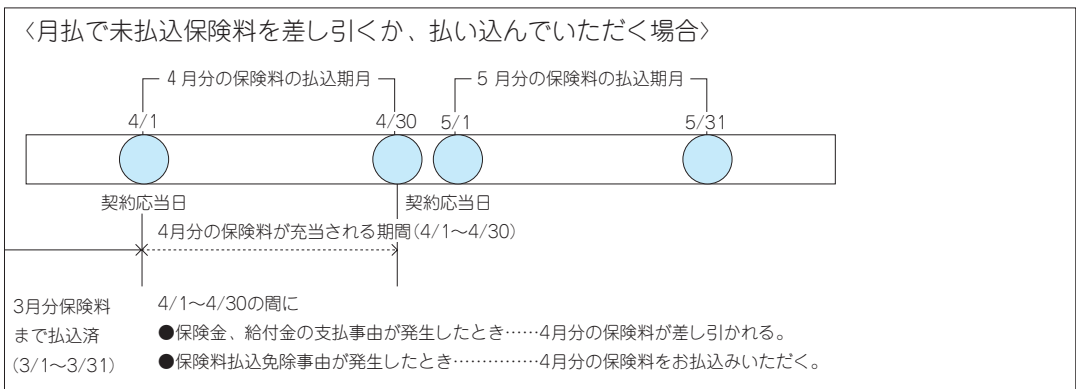
(例)



- ◆したがって、年金・死亡給付金支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱われます。

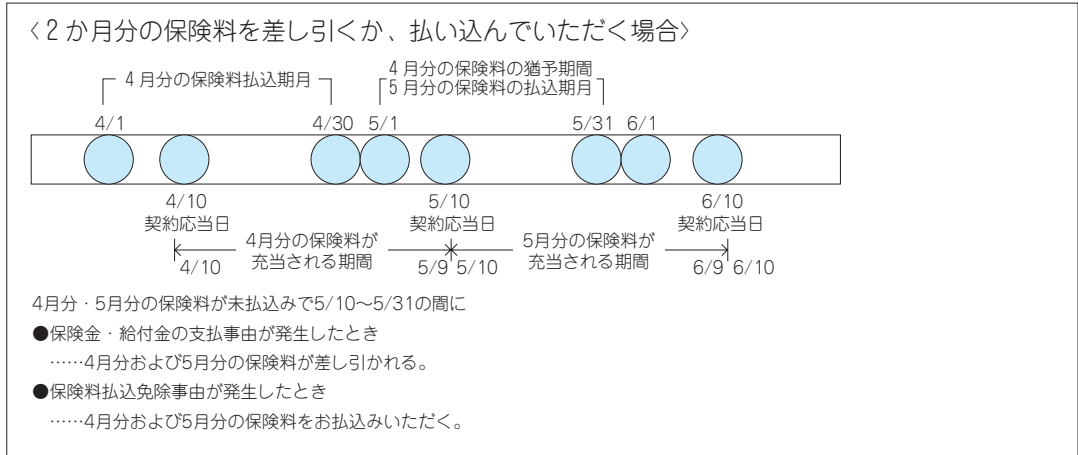
- 死亡給付金支払のとき ……未払込保険料が死亡給付金から差し引かれます。
 - 年金支払開始のとき ……未払込保険料が年金から差し引かれます。
 - 特約保険金・給付金支払のとき ……未払込保険料が特約保険金・給付金から差し引かれます。
- (給付金が未払込保険料より少ないときは)
(猶予期間内に保険料を払い込んでください。)
- 保険料払込免除のとき ……未払込保険料をお払込みいただけます。

(例)

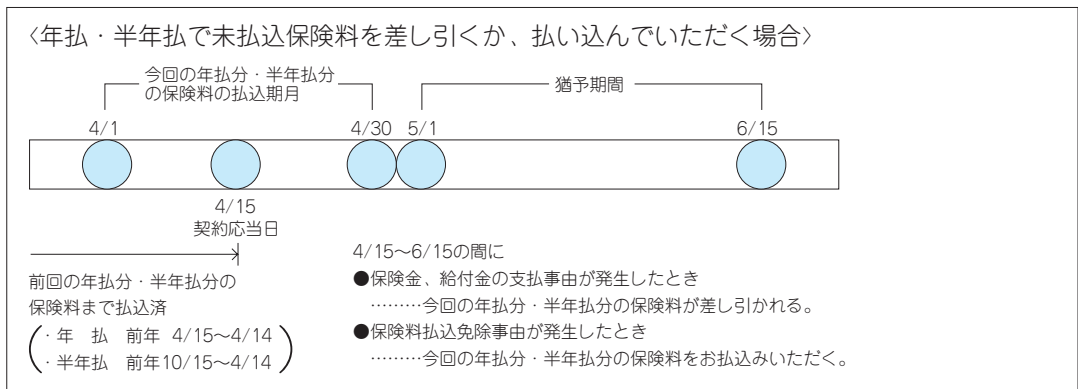


- ◆なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金・給付金から差し引くか、払い込んでいただきます。

(例)

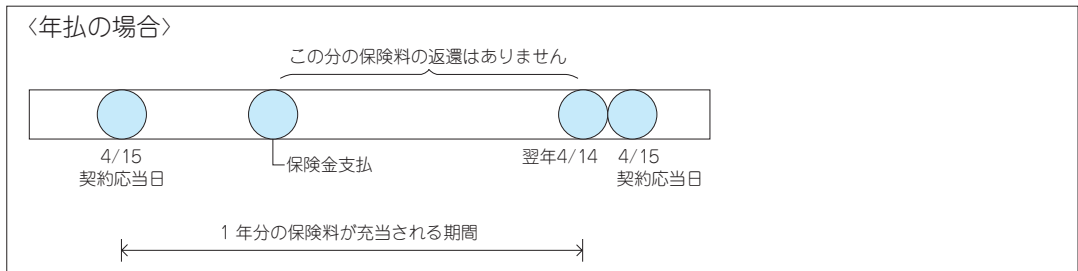


(例)



- ◆死亡給付金・特約保険金支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれている場合、未経過期間分の返還はありません。

(例)



23

お金が入用するときの貸付制度 (契約者貸付制度)

一時的に必要な資金をお貸しする、契約者貸付制度もあります。

(注) 保険金額、払込期間などによりお貸付けできる金額は異なります。特に、ご契約後短期間の場合などはお貸付けできないこともありますのでご了承ください。また、「個人年金保険料税制適格特約」を付加された場合には、お取扱いが異なることがあります。くわしくは**30. 生命保険と税制上の特典**をご覧ください。

貸付金額の範囲	解約返戻金額の一定範囲内。(5万円以上)
利息	当社所定の利率で計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。 この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済方法	全額返済のほか分割返済も可能です。
清算	保険金支払などの場合には貸付元利金が差し引かれ清算されます。

- 上記の貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

<ご注意>

ご返済がありませんと、貸付金の利息は毎年元金に繰り入れられていきますので貸付元利金が増え続けていきます。

貸付元利金が増えて、解約返戻金額を超過し、ご契約の効力がなくなることもあります。お早めにご返済ください。

24

ご契約の解約と解約返戻金

- ◆解約は年金支払開始日前であればいつでもできますが、ご契約は老後の生活安定、ご家族の生活保障などに役立つ大切な財産ですから、ぜひ未永くご継続ください。
- ◆あらためてご契約されますと、これまでより保険料が割高になります。

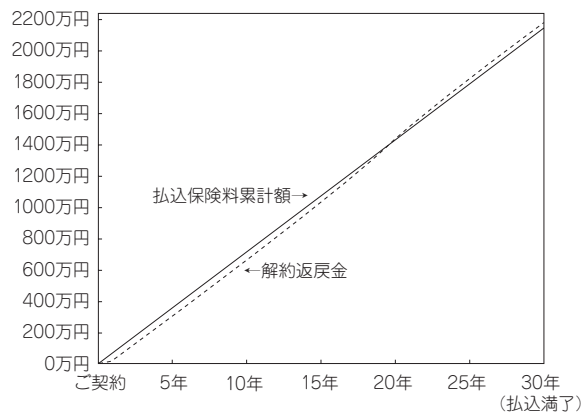
解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- ◆生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡給付金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が解約の際に払い戻されます。

解約返戻金と払込保険料累計額

(ご契約例)

- 5年ごと利差配当付個人年金保険
- 30歳契約
- 男性
- 月払(口座振替扱)
- 60歳払込満了
- 60歳年金開始
- 基本年金額
120万円
- 10年保証期間付終身年金(定額型)



(注) 契約者配当金は考慮していません。

- ◆解約返戻金の額は、年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。
- ◆効力の無くなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

ご継続を迷われた際は、ぜひお気軽にご相談ください。

- お金をご入用のとき……契約者貸付制度があります。
23. お金をご入用のときの貸付制度 をご覧ください。
- お払込みが困難なとき……基本年金額の減額、その他の方法があります。
21. お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

25

契約者配当金について

1. 契約者配当金のお支払い

- ◆ 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとにお支払いします。〈5年ごと利差配当〉
 - 当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。
 - この場合、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

＜ご注意＞

契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

- ◆ 5年ごとの契約者配当金のお支払い前に、ご契約を（契約日から2年経過後）解約もしくは減額された場合、または（契約日から1年経過後）死亡給付金のお支払い等によってご契約が消滅した場合にも契約者配当金をお支払いしますが、解約もしくは減額の場合にお支払いする契約者配当金は、死亡給付金のお支払い等の場合に比べ少なくなります。
- ◆ なお、ご契約時から長期間継続したご契約については、特別配当をお支払いしますが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってはお支払いできないこともあります。

2. 契約者配当金のお支払方法

① 年金支払開始日前

年金支払開始日前の契約者配当金は当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき〈5年ごと積立配当金〉、年金支払開始日に基本年金額の増額のため一時払保険料に充当します。この年金支払開始日前の5年ごと積立配当金は、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。（ただし、個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、このお取扱いはできません。）

② 年金支払開始日後

年金支払開始日後の契約者配当金は、年金額を定額とする年金保険の一時払保険料に充当し、年金とともに年金受取人にお支払いします。

3. 契約者配当の対象

この保険に付加されたつぎの特約については、「5年ごと利差配当特約」を適用してご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

- | | | |
|---------------|----------------|----------------|
| ・ 平準定期保険特約 | ・ 逓増定期保険特約 | ・ 配偶者定期保険特約 |
| ・ 優良体平準定期保険特約 | ・ 収入保障特約 | ・ こども定期保険特約 |
| ・ 逓減定期保険特約 | ・ 優良体収入保障特約 | ・ 生存給付金付定期保険特約 |
| ・ 優良体逓減定期保険特約 | ・ 特定疾病保障定期保険特約 | |

26

保険契約者・受取人・指定代理請求人の変更

1. 保険契約者の変更

- ◆ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- ◆保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新保険契約者に引き継がれます。
（注）年金支払開始日以後は、保険契約者の変更はできません。

2. 年金受取人の変更

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。
- ◆年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定願います。
（注）「個人年金保険料税制適格特約」を付加された場合には、年金受取人の変更ができません。
（30. 生命保険と税制上の特典 をご覧ください。）

3. 死亡給付金受取人の変更

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。
（注）死亡給付金支払事由発生後は死亡給付金受取人の変更ができません。

4. 指定代理請求人の変更

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます

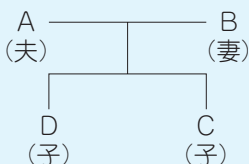
<お願い>

死亡給付金受取人が死亡されたときは、すみやかに会社にご連絡ください。

- ◆新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◆万一、死亡給付金受取人の変更手続きをされない間に、死亡給付金の支払事由が発生した場合は、つぎのような取扱いとなります。

（例）

（保険契約者・被保険者 Aさん）
（死亡給付金受取人 Bさん）



Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡給付金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡給付金支払事由の発生）した場合

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡給付金受取人となります。

- 死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支店または本社までご連絡ください。

5. 年金などの税法上の取扱い

- ◆年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- ◆保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを充分ご確認のうえご請求願います。
(30. 生命保険と税制上の特典 をご覧ください。)

27

住所変更などの場合

- ◆転居、住居表示の変更などによって、ご住所を変更されたときは、ただちに支店または本社までご連絡ください。

ご連絡いただきたい事項

- 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- 保険契約者名
- 新住所と電話番号
- 旧住所

- ◆保険契約者・被保険者・死亡給付金受取人が改姓または改名されたとき、あるいは保険証券を紛失または盗難にあわれたときも、ただちに支店または本社までご連絡ください。

<お願い>

保険証券・領収証は大切に保存してください。

28

年金・死亡給付金などの請求訴訟

年金・保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

〔ただし、契約日から1年以内に発生した事由に基づく保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを、合意による管轄裁判所とします。〕

29

ご契約内容の変更

◆当社の定めるところにより、年金支払開始日前に限り、つぎのような変更をお取扱いいたします。

- 保険料払込期間の変更
- 年金支払開始日の繰下げ
- 年金の種類の変更
- 年金の型の変更
- 年金受取期間の変更

30

生命保険と税制上の特典

(平成18年4月現在)

1. 生命保険料控除の特典

- ◆ 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料については、つぎの割合でその年の所得から控除されますので、それに応じて所得税と住民税が軽減されます。
- ◆ 年末調整または確定申告のときお忘れなくご申告ください。

[所得税の個人年金保険料控除]

個人年金保険料の金額	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から50,000円まで	個人年金保険料 × $\frac{1}{2}$ + 12,500円
50,001円から100,000円まで	個人年金保険料 × $\frac{1}{4}$ + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

[住民税の個人年金保険料控除]

個人年金保険料の金額	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から40,000円まで	個人年金保険料 × $\frac{1}{2}$ + 7,500円
40,001円から70,000円まで	個人年金保険料 × $\frac{1}{4}$ + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

(注) 「個人年金保険料税制適格特約」を付加している場合。

[所得税の一般の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から50,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 12,500円
50,001円から100,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

[住民税の一般の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から40,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 7,500円
40,001円から70,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

(注1) 個人年金保険料税制適格特約を付加しないご契約の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となりません。

(注2) 主契約の保険料が個人年金保険料控除の対象となる場合でも、付加された特約の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

◆生命保険料控除証明書

- 個人年金保険料税制適格特約を付加している場合
当社から「生命保険料控除証明書」を発行いたします。年末調整または確定申告のときに添付しなければなりませんので、そのときまで大切に保管してください。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加していない場合
1年間（1月から12月まで）にお払込の保険料が1契約で9,000円をこえるときは、当社から「生命保険料控除証明書」を発行いたします。年末調整または確定申告のときに添付しなければなりませんので、そのときまで大切に保管してください。
- 団体扱契約の場合
団体事務責任者の証明ですみますから、「生命保険料控除証明書」はとくに発行はいたしません。

2. 税法上の取扱い

死亡給付金・特約死亡保険金・年金の税法上の取扱い

◆契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金に対する税金が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡給付金・特約死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
年金	年金受取人と契約者が同一人	夫	夫	夫	所得税(雑所得)
	年金受取人と契約者が別人	夫	妻	妻	年金受給権取得時に、その税法上の評価額に対して贈与税が課税されます。さらに毎年の年金受取時に雑所得として所得税が課税されます。

3. 非課税扱いの特典

◆死亡給付金・特約死亡保険金非課税扱いの特典

契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡給付金・特約死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

(相続税法第12条)

◆特約高度障害保険金、特定状態保険金、特約特定疾病保険金、特約高度障害年金、介護年金、給付金の非課税扱いの特典

- 特約高度障害保険金、特定状態保険金、特約特定疾病保険金、特約高度障害年金および介護年金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ特約高度障害保険金、特定状態保険金または特約特定疾病保険金の受取人である場合を除きます。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

- 特約を付加した場合の障害給付金、入院給付金などは、主契約の被保険者〔介護特約（親型）の場合は被保険者〕が受取人の場合には非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

4. 個人年金保険料控除の特典

- ◆「個人年金保険料税制適格特約」をおつけになると、一般の「生命保険料控除」とあわせて「個人年金保険料控除」が受けられますので、所得税や住民税が軽減されます。

(注) 一時払でご契約のお客様は、「個人年金保険料控除」の対象にはなりません。

- ◆「個人年金保険料税制適格特約」をおつけになるには、つぎの4つの要件を全て満たすことが必要です。

< 4つの要件 >

- (1) 年金受取人が、ご契約者またはご契約者の配偶者であること
- (2) 年金受取人が、被保険者であること
- (3) 保険料のお払込期間が、10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳以上であり、かつ、年金支払期間が10年以上であること
 〔年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、年金支払開始日の被保険者の年齢制限はありません。〕

※ (1)、(2) の要件を満たすご契約の形態は、

ア. 契約者=本人、被保険者=本人、年金受取人=本人

イ. 契約者=本人、被保険者=配偶者、年金受取人=配偶者

の2通りがありますが、**イ.** のご契約の形態の場合には、年金受給権取得時にその税法上の評価額に対して、贈与税が課税されます。税法上、一般的には**ア.** のご契約の形態が有利となります。

「個人年金保険料税制適格特約」をおつけになると、ご契約のお取扱いは、つぎのように変わりますので、ご注意ください。

- ◆ つぎの場合の返戻金などについては、当社所定の利息をつけて積み立て、年金支払開始日に、年金の増額に充当します。**途中で引き出すことはできません。**
 - 基本年金額の減額、契約内容の変更にもなって支払われる返戻金
 - 保険料の前納をされているご契約で、前納期間の満了や払済保険への変更などにもなって支払われる保険料前納金の残額
 - 主契約に付加されている特約を解約または減額した場合に支払われる返戻金
 - ◆ 年金支払開始日の前日に、契約者貸付や保険料の振替貸付の元利金があるご契約は、つぎの方法により清算します。
 - 毎年の年金から差し引く方法
 - 年金の一括払による未払年金から差し引く方法
 〔ただし、契約者貸付や保険料の振替貸付の元利金が、当社の定める金額をこえる場合には、ご契約の責任準備金から、その元利金を差し引き、差し引き後の金額を一時にご契約者にお支払いし、ご契約は年金支払開始日の前日に消滅したものとします。〕
 - ◆ つぎのような契約内容の変更はお取扱いしません。
 - 保険料のお払込期間が10年未満となる場合
 - 年金の種類が確定年金で、年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳未満になる場合
 - 5年確定年金への変更
 など。
 - ◆ 年金受取人の変更はお取扱いしません。
 - ◆ 払済保険への変更は、主契約のご契約日から、10年間はお取扱いしません。
 - ◆ 契約者貸付や保険料の振替貸付の元利金があるご契約の契約内容の変更を行なう場合、その元利金が契約内容変更後のご契約の解約返戻金をこえるときには、つぎのような契約内容の変更はお取扱いしません。
 (契約内容の変更により支払われるべき金額は、元利金の返済には充当しません。)
 - 基本年金額の減額
 - 主契約に付加された特約の解約
- など。
- ◆ **ご契約に付加された「個人年金保険料税制適格特約」のみの解約はお取扱いしません。**
 (この特約は、ご契約の保険料が払込免除となったときなどの場合に限り消滅します。)
- くわしくは、「個人年金保険料税制適格特約条項」をご覧ください。

年金などのご請求方法

- ◆年金・死亡給付金などの支払事由が生じた場合には、支店または本社までご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

<ご注意>

年金、死亡給付金、解約返戻金、保険料払込免除などのご請求は、お支払いまたは免除の事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

- ◆年金・死亡給付金、契約者貸付などの諸手続に必要な書類は普通保険約款および特約条項の別表1をご覧ください。ただし、当社は掲載以外の書類の提出を求め、また、掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義、年金の種類および年金の型

第1条 用語の意義	70
第2条 年金の種類	70
第3条 年金の型	70

2. 年金および死亡給付金の支払

第4条 年金および死亡給付金の支払	70
第5条 年金および死亡給付金の支払に関する補則	71
第6条 年金の分割支払	71
第7条 年金の一括払	71
第8条 死亡給付金支払方法の選択	71
第9条 年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所	71
第10条 年金証書	72

3. 保険料払込の免除

第11条 保険料払込の免除	72
第12条 保険料の払込を免除しない場合	72
第13条 保険料払込免除の請求	72

4. 会社の責任開始期

第14条 会社の責任開始期	72
---------------	----

5. 保険料の払込

第15条 保険料の払込	72
第16条 保険料の払込方法（経路）	73
第17条 保険料の前納または一括払	73

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第18条 猶予期間および保険契約の失効	73
---------------------	----

7. 保険料の振替貸付

第19条 保険料の振替貸付	73
第20条 保険料の振替貸付の取消	74

8. 保険契約の復活

第21条 保険契約の復活	74
--------------	----

9. 詐欺および不法取得目的による無効

第22条 詐欺および不法取得目的による無効	74
-----------------------	----

10. 告知義務および保険契約の解除

第23条 告知義務	74
第24条 告知義務違反による解除	74
第25条 保険契約を解除できない場合	74
第26条 重大事由による解除	75

11. 解約および解約返戻金

第27条 解約	75
第28条 解約返戻金	75

12. 契約内容の変更

第29条 基本年金額の減額	75
---------------	----

第30条 払済保険への変更および復旧	75
第31条 保険料払込期間の変更	75
第32条 年金支払開始日の繰下げ	75
第33条 年金の種類の変更	76
第34条 年金の型の変更	76
第35条 年金支払期間の変更	76
第36条 保証期間の変更	76
第37条 複数の年金の種類等への変更	76

13. 契約者貸付

第38条 契約者貸付	76
------------	----

14. 死亡給付金受取人

第39条 死亡給付金受取人の代表者	76
第40条 死亡給付金受取人の指定または変更	76

15. 保険契約者

第41条 保険契約者の代表者	77
第42条 保険契約者の変更	77
第43条 保険契約者の住所の変更	77

16. 年金受取人

第44条 年金受取人の代表者	77
第45条 年金受取人の変更	77

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第46条 年齢の計算	77
第47条 契約年齢および性別の誤りの処理	77

18. 契約者配当の積立、割当および支払

第48条 契約者配当準備金の積立	77
第49条 契約者配当金の割当	77
第50条 契約者配当金の支払	78

19. 時効

第51条 時効	78
---------	----

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第52条 被保険者の業務、転居および旅行	79
----------------------	----

21. 管轄裁判所

第53条 管轄裁判所	79
------------	----

22. 保険料の一部一時払の特則

第54条 保険料の一部一時払の特則	79
-------------------	----

23. 無選択加入特則

第55条 無選択加入特則	79
--------------	----

別表1 請求書類	80
別表2 対象となる不慮の事故	81
別表3 対象となる高度障害状態	81
別表4 対象となる身体障害の状態	81
別表5 未払年金の現価	82
別表6 死亡給付金額	82

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款

(平成18年8月2日改正)

(この保険の概要)

1. この保険は、老後の豊かな生活を保障する年金保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 年金

(ア) 確定年金の場合

年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

(イ) 保証期間付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を支払います。

(2) 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときは、その後の保険料の払込を免除します。

2. この保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、契約日から5年ごとの応当日が到来したとき、年金支払期間が満了したときまたは契約が一定期間継続した後消滅したときに、そのこえた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行いません。

(1) 確定年金

(2) 保証期間付終身年金

(年金の型)

第3条 この保険契約の年金の型はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、逓増型は、保証期間付終身年金の場合に限ります。

(1) 定額型

毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。

(2) 逓増型

第1回の年金額は、基本年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額とします。

2. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払)

第4条 この保険契約において支払う年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

年金の種類・死亡給付金	支払額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
年 確定年金	毎年の年金額は、基本年金額と同額	年金受取人	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	—
	別表5によって定める年金支払期間中の未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
年 保証期間付終身年金	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額	年金受取人	被保険者が年金支払日に生存しているとき	—
	(2) 逓増型の場合 (ア) 第1回の年金額は、基本年金額と同額 (イ) 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額			
	別表5によって定める保証期間中の未払年金の現価			

(次頁につづく)

1. 用語の意義、年金の種類および年金の型

(用語の意義)

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「基本年金額」

「基本年金額」とは、第1回の年金額として保険契約締結の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2) 「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(3) 「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(年金の種類)

第2条 この保険契約の年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、会社の定めるところにより、保険契約者が指定するものとします。

年金の種類・死亡給付金	支払額	受取人	支払事由	免責事由
死亡給付金	別表6によって定める死亡給付金額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 責任開始期（復活の取扱いが行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行なわれた後の死亡給付金額の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期、また保険料払込期間の変更の際の死亡給付金額の増額部分についてはその際の責任開始期、以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺</p> <p>(2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意</p> <p>(3) 戦争その他の変乱</p>

(年金および死亡給付金の支払に関する補則)

- 第5条** 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
2. 年金受取人が被保険者で、前条の規定により、未払年金の現価を支払う場合には、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。
5. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
6. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、責任準備金（責任準備金が死亡給付金を上回る場合は、死亡給付金相当額）を保険契約者（第3号の場合には、死亡給付金受取人）に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
- (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
7. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
8. 死亡給付金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、死亡給付金からそれらの元

利息を差し引きます。

(年金の分割支払)

- 第6条** 年金支払開始日以後年金受取人から請求があったときは、会社の定めるところにより、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

(年金の一括払)

- 第7条** 年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、別表5によって定める金額とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
2. 年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、別表5によって定める金額とします。
3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
- (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に契約は消滅します。
- (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

(死亡給付金支払方法の選択)

- 第8条** 保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、死亡給付金の一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第9条** 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を言います。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、前項に定める書類のほか、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
5. 年金または死亡給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
6. 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで年金または死亡給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

(年金証書)

第10条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

3. 保険料払込の免除

(保険料払込の免除)

第11条 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社は、つぎに到来する第15条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

- (1) 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときも同様とします。
2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第15条（保険料の払込）に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。

(保険料の払込を免除しない場合)

第12条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただ

し、第2号にあっては、その原因による高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 戦争その他の変乱
2. 前条第1項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表4）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第6号または第7号にあっては、その原因による身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争その他の変乱

(保険料払込免除の請求)

第13条 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して保険料の払込免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第9条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項および第6項の規定を準用します。

4. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第14条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社所定の領収証をもって第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に
関する告知の前に受け取った場合には、その告知
の時）
2. 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。

5. 保険料の払込

(保険料の払込)

第15条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの

各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、次条第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。
- 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。
- 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 前項の場合、未払込保険料の払込については第18条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
- 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
- 月払の保険契約が基本年金額の減額等によって会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

(保険料の払込方法（経路）)

第16条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。）
2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
4. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったとき、または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経

路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納または一括払)

第17条 保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

- 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。ただし、年金支払開始日が到来したときは、保険契約者から別段の申出がない限り、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- 月払契約の場合には、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第18条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。
3. 猶予期間中に年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を年金または死亡給付金から差し引きます。
4. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

7. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第19条 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険

契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

2. 本条の貸付は、貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）をこえない間、行なわれるものとし、
3. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとし、
4. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日（年払契約または半年払契約においては、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日の属する月の末日）ごとに元金に繰り入れます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または契約者貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きします。
6. 本条の貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
7. 前項の払込がなかったときは、保険契約は、会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

(保険料の振替貸付の取消)

第20条 保険料の振替貸付が行なわれた場合でも、つぎの日までに、保険契約者から保険契約の解約または済済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 月払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

8. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第21条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内で、かつ、年金支払開始日前に限り、会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料（復活した時までにすでに保険料期間の到来していた未払込の保険料のことをいいます。以下同じ。）を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。また、保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、延滞保険料に加えて、別に会社の定める金額以上を払い込んでください。

3. 第14条（会社の責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第14条第2項中「契約日」とあるのは「復活日」と読み替えます。

9. 詐欺および不法取得目的による無効

(詐欺および不法取得目的による無効)

第22条 保険契約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

2. 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、その保険契約（復旧の場合には、復旧部分）は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第23条 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第24条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けて保険契約（復旧の場合には、復旧部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに死亡給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態（別表3）、身体障害の状態（別表4）が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、死亡給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第25条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつたとき
- (2) 会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1か月を経過したとき。

- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

第26条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が死亡給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 死亡給付金の請求に関し、死亡給付金の受取人に詐取行為があった場合
 - (3) 保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (4) その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに死亡給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

11. 解約および解約返戻金

(解約)

第27条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

(解約返戻金)

第28条 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第9条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

12. 契約内容の変更

(基本年金額の減額)

第29条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向かって、基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額は、会社の定める基本年金額以上であることを

要します。

2. 基本年金額を減額したときは、減額分は解約したものととして取り扱います。
3. 基本年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 基本年金額を減額したときは、その後の保険料を改めません。
5. 基本年金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(払済保険への変更および復旧)

第30条 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、次回以後の保険料払込を中止し、この保険の払済保険に変更することができます。

2. 前項の規定により、払済保険への変更が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日は、もとの年金支払開始日と同一とします。
 - (2) 基本年金額は、会社の定めた方法で計算した金額（解約返戻金を下回らないものとします。ただし、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を充当して定めます。
 - (3) 死亡給付金額は、変更時の死亡給付金額と同額（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた金額）とします。
3. 払済保険の基本年金額が会社の定める金額に満たない場合には、本条の変更は取り扱いません。
4. 払済保険に変更後3年以内で、かつ、年金支払開始日前に限り、保険契約者は、会社の承諾を得て、もとの保険契約に復旧することができます。この場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
5. 払済保険への変更または復旧をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 第14条（会社の責任開始期）第1項の規定は、もとの保険契約への復旧の場合に復旧した部分について準用します。

(保険料払込期間の変更)

第31条 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、会社の承諾を得て、保険料払込期間を変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間を短縮する場合
基本年金額を変更前と同額とします。この場合、責任準備金の差額の払込を要します。
 - (2) 保険料払込期間を延長する場合
会社の定めるところにより基本年金額を増額します。
2. 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 第14条（会社の責任開始期）第1項の規定は、保険料払込期間の変更の際の死亡給付金額の増額部分について準用します。

(年金支払開始日の繰下げ)

第32条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年単位で年金支払開始日を繰り下げることができます。

2. 繰下げ前の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり

取り扱います。

- (1) 保険料の払込は要しません。
- (2) 死亡給付金額は、被保険者の死亡日における責任準備金相当額とします。
3. 年金支払開始日を繰り下げるときは、基本年金額を改めます。
4. 年金支払開始日の繰下げをするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（年金の種類の変更）

第33条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金の種類を変更することができます。この場合、基本年金額を改めます。

2. 年金の種類の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（年金の型の変更）

第34条 保険契約者は、年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金の型を変更することができます。この場合、基本年金額を改めます。

2. 年金の型の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（年金支払期間の変更）

第35条 保険契約者は、年金の種類が確定年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金支払期間を変更することができます。

2. 年金支払期間を変更するときは、基本年金額を改めます。
3. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（保証期間の変更）

第36条 保険契約者は、年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、保証期間を変更することができます。

2. 保証期間の変更をするときは、基本年金額を改めます。
3. 保証期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（複数の年金の種類等への変更）

第37条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、複数の年金の種類、型、年金支払期間または保証期間（以下「年金の種類等」といいます。）に変更することができます。

2. 複数の年金の種類等への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 複数の年金の種類等に変更された場合、第7条（年金の一括払）の規定は、それぞれの年金部分について適用します。この場合、保険契約は、すべての年金部分が消滅したときに消滅します。
4. 前項に定める場合のほか別段の定めのないときは、それぞれの年金部分の全体を1つの保険契約とみなして、この約款を適用します。

13. 契約者貸付

（契約者貸付）

第38条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、解約返戻金額の9割（保険料払込済の保険契約については8割とし、また、保険料の振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が5万円に満たない場合には、貸付を取り扱いません。

2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の振替貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
5. 本条の貸付および保険料の振替貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
6. 前項の払込がなかったときは、保険契約は会社の指定した期日の翌日から効力を失います。
7. 年金支払開始日の前日に本条の貸付または保険料の振替貸付があるときは、保険契約の責任準備金からそれらの貸付金の元利金を差し引き、責任準備金の残額をもって新たに基本年金額を定めます。ただし、その場合の基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

14. 死亡給付金受取人

（死亡給付金受取人の代表者）

第39条 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

（死亡給付金受取人の指定または変更）

第40条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更が行われていない間に死亡給付金の支払事由が生じたときは、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡給付金の支払事由の発生時に生存している者を死亡給付金受取人とします。
5. 前項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

15. 保険契約者

(保険契約者の代表者)

- 第41条** 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
 - 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

- 第42条** 保険契約者またはその承継人は、年金支払開始日以前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類(別表1)を提出してください。
 - 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。
 - 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(保険契約者の住所の変更)

- 第43条** 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年金受取人

(年金受取人の代表者)

- 第44条** 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

(年金受取人の変更)

- 第45条** 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
- 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 第1項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類(別表1)を提出してください。
 - 第1項の変更は、保険証券または年金証書に表示を受けからでなければ、会社に対抗することができません。

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第46条** 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第47条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
- 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定めるところにより処理します。
 - 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして会社の定めるところにより処理します。
 - 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定めるところにより処理します。

18. 契約者配当の積立、割当および支払

(契約者配当準備金の積立)

- 第48条** 会社は、保険期間の初日の属する事業年度末において責任準備金および運用利率に基づく運用益が会社の予定した利率(保険料、基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。)に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

(契約者配当金の割当)

- 第49条** 会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第4号の規定に該当する保険契約については、第3号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とし、第2号または第7号の規定に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
- つぎの事業年度中に契約日の5年ごとの応当日が到来する年金支払開始日以前の保険契約。ただし、契約日の5年ごとの応当日が到来する前に基本年金額の減額が行なわれる保険契約の減額部分を除きます。
 - つぎの事業年度中に契約日から2年をこえて継続した後、基本年金額の減額が行なわれる保険契約。ただし、前号に該当する保険契約で契約日の5年ごとの応当日が到来した後に基本年金額の減額が行なわれる保険契約を

除きます。

- (3) つぎの事業年度中に契約日から1年をこえて継続した後、死亡給付金もしくは責任準備金（責任準備金が死亡給付金を上回る場合は、死亡給付金相当額）の支払または第38条（契約者貸付）第7項の規定により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および前号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
 - (4) つぎの事業年度中に契約日から2年をこえて継続した後、解約または解除により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および第2号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
 - (5) つぎの事業年度中に契約日の5年ごとの応当日が到来する年金支払開始日以後の保険契約
 - (6) 年金の種類が確定年金で、つぎの事業年度中に年金支払期間が満了する保険契約またはつぎの事業年度中に被保険者の死亡により消滅する年金支払開始日以後の保険契約。ただし、前号に該当する保険契約を除きます。
 - (7) つぎの事業年度中に第7条（年金の一括払）第1項の規定により消滅する保険契約。ただし、第5号に該当する保険契約を除きます。
2. 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

（契約者配当金の支払）

第50条 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの方法で分配します。

- (1) つぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てます。この場合、積み立てた契約者配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
 - (ア) 保険契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金支払開始日にその時までに積み立てられた契約者配当金を、会社の定めるところにより、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
 - (イ) 年金支払開始日前に、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときは保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、つぎの事業年度の年単位の契約応当日が年金支払開始日の場合には、割り当てた契約者配当金は、年金支払開始日に会社の定めるところにより、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
2. 会社は、前条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、会社の定めるところにより、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てます。この場合、積み立てた契約者配当金の支払については、前項第1号(ア)および(イ)の規定を準用します。
3. 会社は、前条第1項第3号および第4号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに死亡給付金受取

人に支払います。

4. 会社は、前条第1項第5号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの方法で分配します。
 - (1) つぎの事業年度の年単位の契約応当日に会社の定めるところにより、年金額を定額とする年金保険（以下「増加年金」といいます。）の一時払保険料に充当し、その増加年金の年金は基本年金の年金とともに、基本年金の年金受取人に支払います。
 - (2) 増加年金の種類は、つぎのとおりとします。
 - (ア) 基本年金が確定年金の場合、確定年金とし、その年金支払期間の満了日は、基本年金の年金支払期間の満了日と同一とします。
 - (イ) 基本年金が保証期間付終身年金の場合、基本年金の保証期間中は保証期間付終身年金とし、その保証期間の満了日は、基本年金の保証期間の満了日と同一とします。基本年金の保証期間経過後は終身年金とします。
 - (3) 第1号の規定にかかわらず、第7条（年金の一括払）第2項の規定により、年金が一括払されているときは、つぎの事業年度の年単位の契約応当日以後、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立て置き、保証期間経過後、最初に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に、被保険者が死亡したとき、または年金受取人から請求があったときは、その時まで積み立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。
 5. 会社は、前条第1項第6号および第7号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、年金受取人に支払います。ただし、年金受取人が被保険者で、被保険者の死亡により保険契約が消滅するときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。
 6. 会社は、前各項のほか、第1項または第4項に該当した保険契約がその直後の事業年度末までに減額されたときまたは消滅したときに、会社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。
 7. 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。
 8. 第4項の増加年金については、第6条（年金の分割支払）、第7条（年金の一括払）および前条第1項第5号から第7号までの規定を準用します。
 9. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第9条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

19. 時効

（時効）

第51条 年金、死亡給付金、解約返戻金、契約者配当金その他のこの保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、支払事由または保険料払込の免除事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第52条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第53条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または年金もしくは死亡給付金の受取人（年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にいる支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて1年以内に生じた事由にもとづく死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 保険料の一部一時払の特則

(保険料の一部一時払の特則)

第54条 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定めるところにより、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合の保険契約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払保険部分」といいます。）
 - (2) 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払保険部分」といいます。）
2. 一時払保険部分がある保険契約については、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 第11条（保険料払込の免除）第1項および第2項の規定は、一時払保険部分には適用しません。
 - (2) 第14条（会社の責任開始期）における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
 - (3) 分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (4) 分割払保険部分が失効した場合には、一時払保険部分も失効します。

23. 無選択加入特則

(無選択加入特則)

第55条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

2. この特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 保険契約者は、健康状態による被保険者選択を受けることなく、この保険契約を締結することができます。この場合、第11条（保険料払込の免除）、第12条（保険料の払込を免除しない場合）、第13条（保険料払込免除の

請求）、第15条（保険料の払込）第5項および第6項、第18条（猶予期間および保険契約の失効）第4項、第23条（告知義務）、第24条（告知義務違反による解除）、第25条（保険契約を解除できない場合）および第53条（管轄裁判所）第2項の規定は適用しません。

(2) 第9条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項および第6項をつぎのとおり読み替えます。

「4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行なうことがあります。」

「6. 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで年金または死亡給付金を支払いません。」

(3) 第14条（会社の責任開始期）第1項第2号中「第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）とあるのは「第1回保険料充当金を受け取った時」と読み替えます。

(4) 第26条（重大事由による解除）第1項第1号および第2項をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合」

「2. 会社は、死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡給付金を支払いません。また、すでに死亡給付金を支払っていたときは、死亡給付金の返還を請求します。」

(5) 第51条（時効）をつぎのとおり読み替えます。

「(時効)

第51条 年金、死亡給付金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。」

3. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金、保険料の払込免除の請求書類

項目	必要書類
1 第1回の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 第2回以後の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
4 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
1 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3 契約内容の変更 ・基本年金額の減額 ・払済保険への変更および復旧 ・保険料払込期間の変更 ・年金支払開始日の繰下げ ・年金の種類の変更 ・年金の型の変更 ・年金支払期間の変更 ・保証期間の変更 ・複数の年金の種類等への変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての会社所定の告知書（復旧、保険料払込期間の変更および年金支払開始日の繰下げの場合）
4 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5 死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8 積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 E 850～E 858 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 E 860～E 869 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 E 870～E 876 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの E 878～E 879 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落 E 880～E 888	
13. 火災および火焰による不慮の事故 E 890～E 899	
14. 自然および環境要因による不慮の事故 E 900～E 909 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」、および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 E 910～E 915 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故 E 916～E 928 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的要因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	

17. 医薬品および生物学的製剤の治療上による有害作用 E 930～E 949 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷 E 960～E 969	
19. 法的介入 E 970～E 978 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷 E 990～E 999	

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

備考【別表3、別表4】

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 语音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 未払年金の現価

(361ページをご覧ください。)

別表6 死亡給付金額

死亡給付金はつぎの金額とします。

- (1) 保険料の払込方法（回数）が月払の保険契約
（基本年金額に対する月払保険料）
×（保険料の払込回数）
- (2) 保険料の払込方法（回数）が半年払の保険契約
（基本年金額に対する月払保険料）
×（保険料の払込回数）×6
- (3) 保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約
（基本年金額に対する月払保険料）
×（保険料の払込回数）×12
- (4) 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約
基本年金額に対する一時払保険料相当額

(注) 1. 死亡給付金については、保険証券をあわせてご覧ください。

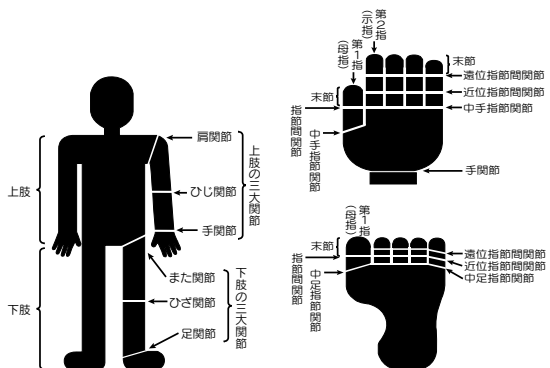
2. 上記の保険料は、主契約の保険料とし、特約の保険料は含みません。

3. 上記の「保険料の払込回数」は、契約日から被保険者の死亡日の属する保険料期間の満了日までの期間に対する保険料の払込回数とします。

4. 保険料の払込方法（回数）の変更、基本年金額の減額、保険料払込期間の変更、年金の種類・型の変更、年金支払期間の変更、保証期間の変更および複数の年金の種類等への変更が行なわれた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料の払込方法（回数）、基本年金額であったものとして計算します。

5. 保険料の一部一時払の特則を適用した契約の死亡給付金は、分割払保険部分について保険料の払込方法（回数）に応じて上記により計算した金額と、一時払保険部分について保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の算式を適用して計算した金額の合計額となります。

【身体部位の名称図】



平準定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約保険金の支払	83
第2条 特約保険金の支払に関する補則	83
第3条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	84
第4条 特約保険料の払込免除	84
第5条 特約の締結	84
第6条 特約の責任開始期	84
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	84
第8条 特約の保険料の払込	84
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	85
第10条 特約の失効	85
第11条 特約の復活	85
第12条 告知義務および告知義務違反	85
第13条 重大事由による解除	85
第14条 特約の解約	85
第15条 特約の返戻金	85
第16条 特約の消滅とみなす場合	85
第17条 特約保険金額の減額	85
第18条 特約の復旧	85
第19条 特約の更新	85
第20条 特約の契約者配当	86

第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	86
第22条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	86
第23条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	86
第24条 管轄裁判所	86
第25条 契約内容の登録	87
第26条 主約款の規定の準用	87
第27条 特約保険料の一部一時払の特則	87
第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	87
第29条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	88
第30条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	88
第31条 特約保険料の中途一部一時払の特則	88
別表1 請求書類	89
別表2 対象となる高度障害状態	89

平準定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約

特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
			被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病に因果関係のない傷害または疾病に限りません。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)に該当したときを含みます。 つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

(特約保険金の支払に関する補則)

- 第2条** 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とします。
2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
5. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第3条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者また

は特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第4条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第8条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払保険料

を差し引きます。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第13条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第15条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第9項および第10項の場合は除きます。
 3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第16条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約保険金額の減額)

- 第17条** 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第18条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第19条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険料の払込）第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
12. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、お

よび第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第8条第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第21条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間に変更せず、そのまま有効に継続します。

（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

第22条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

第23条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（管轄裁判所）

第24条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求

に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第25条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

第27条 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下本条において「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下本条において「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第4条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とします。
4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第4条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約の保険金額は更新前の分割払特約保険部分の保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分に対応する保険金額について、更新の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
 - (ア) 更新後の一時払特約保険部分の保険金額は更新前の一時払特約保険部分の保険金額を限度とし、第19条（特約の更新）第12項の規定に準じて取り扱います。
 - (イ) 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものとして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日まで

でとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。

- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第16条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置き払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第23条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同様に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険

契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(特約保険料の中途一部一時払の特則)

第31条 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の一部について、会社所定の金額を一時に払い込み、将来の保険料の払込を完了することができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

(1) 特約保険料の払込を要しない部分（以下「一時払特約保険部分」といいます。）

(2) 特約保険料の払込を要する部分（以下「分割払特約保険部分」といいます。）

2. 前項の取扱は、会社の定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）を適用開始日とします。

3. 前2項の取扱を行なう場合には、保険契約者は、第1項に定める会社所定の金額（以下「会社所定の金額」といいます。）を、会社の定める日までに払い込むことを要します。

4. 前項の場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款の猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の主契約に付加されている場合には、主約款に定める年払契約の猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。

5. つぎの各号の場合には、この特則の適用はなかったものとします。

(1) 会社所定の金額が払い込まれないまま適用開始日以後猶予期間の満了する日までに、この特約の保険金の支払事由もしくは保険料払込の免除事由が生じたとき。

(2) 会社所定の金額が猶予期間の満了する日までに払い込まれなかったとき。

6. この特則の適用後のこの特約については、つぎの各号のとおりとします。

(1) 第4条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。

(2) この特約の更新の際は、第27条（特約保険料の一部一時払の特則）第3項および第4項の規定を適用します。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

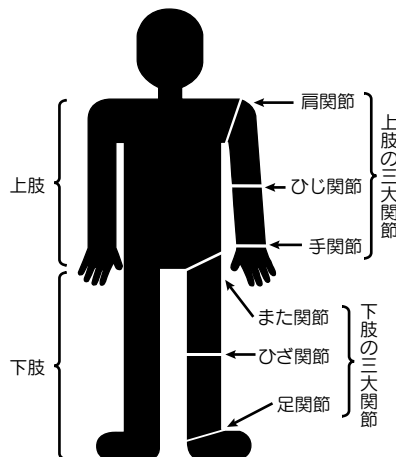
- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、ことう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にそ

の運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みがない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



特

約

平準定期保険特約条項

優良体平準定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 適用料率種類	90
第2条 特約保険金の支払	90
第3条 特約保険金の支払に関する補則	91
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	91
第5条 特約保険料の払込免除	91
第6条 特約の締結	91
第7条 特約の責任開始期	92
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	92
第9条 特約の保険料の払込	92
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	92
第11条 特約の失効	92
第12条 特約の復活	92
第13条 告知義務および告知義務違反	92
第14条 重大事由による解除	92
第15条 特約の解約	92
第16条 特約の返戻金	92
第17条 特約の消滅とみなす場合	92
第18条 特約保険金額の減額	93
第19条 特約の復旧	93
第20条 喫煙歴の誤りの処理	93
第21条 特約の更新	93

第22条 平準定期保険特約への自動変更	93
第23条 特約の契約者配当	94
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	94
第25条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	94
第26条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	94
第27条 特約保険料率の変更	94
第28条 管轄裁判所	94
第29条 契約内容の登録	94
第30条 主約款の規定の準用	95
第31条 特約保険料の一部一時払の特則	95
第32条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	95
第33条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	95
第34条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	96
第35条 特約保険料の中途一部一時払の特則	96
別表1 請求書類	97
別表2 対象となる高度障害状態	97

優良体平準定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、健康状態等が優良な者を被保険者とし、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金および特約高度障害保険金額は同額です。

(適用料率種類)

第1条 この特約に適用する保険料率の種類（以下「適用料率種類」といいます。）はつぎのとおりです。

- (1) この特約の締結の際、被保険者の健康状態（体格、血圧等）、既往症等が、会社の定める基準に適合している場合
……優良体保険料率
- (2) この特約の締結の際、前号に掲げる項目に加え被保険者の喫煙歴が、会社の定める基準に適合している場合
……非喫煙者優良体保険料率

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。</p> <p>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>(2) 戦争その他の変乱</p>
-----------	--------	--------------	---

(特約保険金の支払に関する補則)

第3条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人としてします。

2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人としてします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたとときは、特約死亡保険金を支払います。
4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が平準定期保険特約へ自動変更される場合を除きます。
5. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたとときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保

険金受取人）に支払います。

- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたとときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

- 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

3. 復活後のこの特約の適用料率種類は、失効前のこの特約の適用料率種類と同一とします。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
- その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

- この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第9項および第10項の場合は除きます。
- 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約保険金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第19条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

3. 復旧後のこの特約の適用利率種類は、消滅前のこの特約の適用利率種類と同一とします。

(喫煙歴の誤りの処理)

第20条 非喫煙者優良体保険料率を適用した特約で、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 特約保険金の支払事由が生じる前に誤りが発見されたときは、会社所定の金額を収受し、その後の保険料を改めます。

(2) 特約保険金の支払事由が生じた後に誤りが発見されたときは、会社の定めるところにより特約保険金額を削減して支払います。

(特約の更新)

第21条 この特約の更新は取り扱いません。

(平準定期保険特約への自動変更)

第22条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を平準定期保険特約に自動変更しない旨を通知しない限り、自動変更の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に平準定期保険特約(以下「自動変更後特約」といいます。)に自動変更されるものとして扱います。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を自動変更日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の自動変更を取り扱いません。

(1) 自動変更後特約のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 自動変更後特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

(3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

3. 自動変更後特約の保険期間は、この特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して自動変更します。この場合、自動変更後特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たな

いときは、この特約の自動変更は取り扱いません。

4. 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して自動変更することがあります。

6. 保険契約者から申出があったときは、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更して自動変更することができます。

7. 自動変更後特約の特約保険金額は、この特約の特約保険金額と同一とします。

8. 自動変更後特約の保険期間の計算にあたっては自動変更日から起算するものとし、自動変更後特約の保険料は、自動変更日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 自動変更後特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料払込方法(回数。))と同一とし、自動変更後特約の第1回保険料は、自動変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

10. 自動変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

11. 自動変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、自動変更日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険料の払込)第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

12. この特約が自動変更された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 自動変更後特約には、自動変更時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第2条(特約保険金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および第13条(告知義務および告知義務違反)に関しては、この特約の保険期間と自動変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の自動変更の請求を行なったときは、この特約の自動変更を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を自動変更日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、自動変更後特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、自動変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(イ) 自動変更後特約の保険料が払い込まれないまま、自動変更日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

14. 自動変更時に会社が平準定期保険特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により自動変更されることがあります。

（特約の契約者配当）

第23条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第24条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

- 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
- 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
- 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

第25条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（自動変更後の平準定期保険特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

第26条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（特約保険料率の変更）

第27条 会社は、特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

- 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または特約保険金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」とい

ます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

- 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までに下記のいずれかの方法を指定してください。

(1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法

(イ) 会社の定めるところにより、特約保険金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

(2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法

(イ) 会社の定めるところにより、特約保険金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

- 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。

- 保険料変更日までに、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

（管轄裁判所）

第28条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（契約内容の登録）

第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、下記の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2) 特約死亡保険金の金額

(3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）

(4) 当会社名

- 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の

- 増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。) から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
 - 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第30条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

- 第31条** 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。
- 特約保険料の一部一時払に対応する部分（以下本条において「一時払特約保険部分」といいます。）
 - 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下本条において「分割払特約保険部分」といいます。）
- 一時払特約保険部分があるこの特約については、第5条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 - 一時払特約保険部分があるこの特約の自動変更の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とします。
 - 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第5条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を自動変更するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 自動変更後特約の保険金額はこの特約の分割払特約保険部分の保険金額と同額とします。
 - 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の

保険期間満了の日までにこの特約の一時払特約保険部分に対応する保険金額について、自動変更の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の自動変更も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。

- 自動変更後の一時払特約保険部分の保険金額はこの特約の一時払特約保険部分の保険金額を限度とし、第22条（平準定期保険特約への自動変更）第13項の規定に準じて取り扱います。
 - 自動変更後特約については、本特則に定めるところによります。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
 - 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
 - この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置き払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第26条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の更新と同時に平準定期保険特約へ自動変更されます。
- (2) 自動変更後特約は、つぎのとおりとします。
 - (ア) 自動変更後特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

（特約保険料の中途一部一時払の特則）

第35条 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の一部について、会社所定の金額を一時に払い込み、将来の保険料の払込を完了することができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の払込を要しない部分（以下「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の払込を要する部分（以下「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 前項の取扱は、会社の定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）を適用開始日とします。
 3. 前2項の取扱を行なう場合には、保険契約者は、第1項に定める会社所定の金額（以下「会社所定の金額」といいます。）を、会社の定める日までに払い込むことを要します。
 4. 前項の場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款の猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の主契約に付加されている場合には、主約款に定める年払契約の猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。

5. つぎの各号の場合には、この特約の適用はなかったものとします。

(1) 会社所定の金額が払い込まれないまま適用開始日以後猶予期間の満了する日までに、この特約の保険金の支払事由もしくは保険料払込の免除事由が生じたとき

(2) 会社所定の金額が猶予期間の満了する日までに払い込まれなかったとき

6. この特約適用後のこの特約については、つぎの各号のとおりとします。

(1) 第5条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。

(2) この特約の自動変更の際は、第31条（特約保険料の一部一時払の特則）第3項および第4項の規定を適用します。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

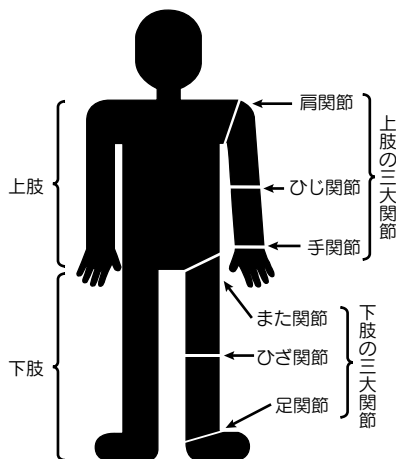
- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に

その運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



逓減定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 用語の意義	98
第2条 特約保険金の支払	98
第3条 特約保険金の支払に関する補則	99
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	99
第5条 特約保険料の払込免除	100
第6条 特約の締結	100
第7条 特約の責任開始期	100
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	100
第9条 特約の保険料の払込	100
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	100
第11条 特約の失効	100
第12条 特約の復活	100
第13条 告知義務および告知義務違反	100
第14条 重大事由による解除	100
第15条 特約の解約	100
第16条 特約の返戻金	101
第17条 特約の消滅とみなす場合	101
第18条 特約基本保険金額の減額	101
第19条 特約の復旧	101
第20条 特約の更新	101
第21条 特約の契約者配当	102

第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	102
第23条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	102
第24条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	102
第25条 管轄裁判所	102
第26条 契約内容の登録	102
第27条 主約款の規定の準用	103
第28条 特約保険料の一部一時払の特則	103
第29条 定期保険に付加した場合の特則	103
第30条 優良体定期保険に付加した場合の特則	103
第31条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	104
第32条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	104
第33条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	104
別表1 請求書類	105
別表2 対象となる高度障害状態	105

逓減定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額である特約保険金額は、保険期間の経過とともに逓減します。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「特約基本保険金額」

「特約基本保険金額」とは、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基本保険金額が変更されたときまたはこの特約が更新されたときは、変更後または更新後の金額をいいます。

(2)「特約保険金額」

「特約保険金額」とは、特約基本保険金額を基準として、経過年数に応じてつぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。

特約基本保険金額×

$$\left[1 - \frac{1 - \text{最終保険金額割合}}{\text{特約の保険期間の年数} - 1} \times \text{経過年数} \right]$$

(3)「最終保険金額割合」

「最終保険金額割合」とは、特約の保険期間の満了する日を含む保険年度に適用する特約保険金額の特約基本保険金額に対する割合をいい、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた特約の型に応じてつぎのとおりとします。

(ア) 特約の型が20%型の場合 20%

(イ) 特約の型が40%型の場合 40%

(ウ) 特約の型が60%型の場合 60%

(4)「経過年数」

「経過年数」とは、つぎの日（この特約が更新されたときは更新日とします。）から起算して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算した年数をいいます。この場合、1年未満の端数については切り捨てます。

(ア) 主契約締結の際、主契約に付加する場合
主契約の契約日

(イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合

この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	特約死亡保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	該当した時における特約保険金額 被保険者が高度障害状態(別表2)に	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表2)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者(第3号の場合には、特約死亡保険金受取人)に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態(別表2)になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の支払に関する補則)

第3条 特約死亡保険金受取人は、主契約の死亡保険金受取人となります。

2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態(別表2)に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態(別表2)に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態(別表2)に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
5. 会社が被保険者の高度障害状態(別表2)を認めて特約

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、こ

の特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

- 第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

- 第13条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

- 第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第16条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元金金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第9項および第10項の場合は除きます。
3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第17条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約基本保険金額の減額)

- 第18条** 保険契約者は、いつでも、特約基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により、特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第19条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第20条** この特約の保険期間が満了する場合、この特約の型が60%型のときは、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。
4. 前項の規定にかかわらず、第2項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して更新します。ただし、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、会社の定めるところにより、この特約は平

準定期保険特約に変更して更新されるものとし、第5項および第8項から第14項までの規定を準用します。この場合、更新後の平準定期保険特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、更新を取り扱いません。

5. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
6. 第3項および第4項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
7. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
8. 更新後の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
9. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
10. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
12. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第5項、第10項および第11項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第12項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

16. この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして前各項の規定を準用します。

(特約の契約者配当)

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第22条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第23条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第24条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日のこの特約の特約保険金額の80%を、主契

約の保険金額に加えて取り扱います。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第26条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2) 特約基本保険金額

(3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）

(4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。

10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、

死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

第28条 保険契約者は、この特約締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第5条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
3. この特約の型が60%型の場合で、一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とします。
4. この特約の型が60%型で、一時払特約保険部分のあるこの特約について、第5条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後の特約基本保険金額は、更新前の分割払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分について、更新の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
 - (ア) 一時払特約保険部分の更新後の特約基本保険金額は、更新前の一時払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額を限度とし、第20条（特約の更新）第14項の規定に準じて取り扱います。
 - (イ) 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。
5. この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして前2項の規定を準用します。

(定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約の型が60%型で、この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同

時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
- (3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込方法が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、前号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約の型が60%型で、この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
- (3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号

の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、前号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したもとして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したもとして取り扱います。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障

害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約の型が60%型で、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (エ) 更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。

2. この特約の型が20%型または40%型で、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして、前項の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	会社所定の請求書
2 特約高度障害保険金	会社所定の請求書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

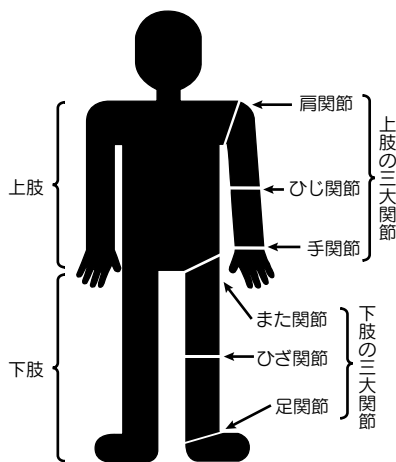
1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻

ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



優良体逓減定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 適用料率種類	106
第2条 用語の意義	106
第3条 特約保険金の支払	107
第4条 特約保険金の支払に関する補則	107
第5条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	108
第6条 特約保険料の払込免除	108
第7条 特約の締結	108
第8条 特約の責任開始期	108
第9条 特約の保険期間および保険料払込期間	108
第10条 特約の保険料の払込	108
第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	108
第12条 特約の失効	108
第13条 特約の復活	108
第14条 告知義務および告知義務違反	108
第15条 重大事由による解除	108
第16条 特約の解約	109
第17条 特約の返戻金	109
第18条 特約の消滅とみなす場合	109
第19条 特約基本保険金額の減額	109
第20条 特約の復旧	109
第21条 喫煙歴の誤りの処理	109
第22条 特約の更新	109

第23条 逓減定期保険特約への自動変更	109
第24条 特約の契約者配当	110
第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	110
第26条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	110
第27条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	110
第28条 特約保険料率の変更	110
第29条 管轄裁判所	111
第30条 契約内容の登録	111
第31条 主約款の規定の準用	111
第32条 特約保険料の一部一時払の特則	111
第33条 定期保険に付加した場合の特則	112
第34条 優良体定期保険に付加した場合の特則	112
第35条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	112
第36条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	112
第37条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	113
別表1 請求書類	114
別表2 対象となる高度障害状態	114

優良体逓減定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、健康状態等が優良な者を被保険者とし、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額である特約保険金額は、保険期間の経過とともに逓減します。

(適用料率種類)

第1条 この特約に適用する保険料率の種類（以下「適用料率種類」といいます。）はつぎのとおりです。

- (1) この特約の締結の際、被保険者の健康状態（体格、血圧等）、既往症等が、会社の定める基準に適合している場合
……優良体保険料率
- (2) この特約の締結の際、前号に掲げる項目に加え被保険者の喫煙歴が、会社の定める基準に適合している場合
……非喫煙者優良体保険料率

(用語の意義)

第2条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約基本保険金額」

「特約基本保険金額」とは、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基本保険金額が変更されたときまたはこの特約が自動変更されたときは、変更後または自動変更後の金額をいいます。

(2) 「特約保険金額」

「特約保険金額」とは、特約基本保険金額を基準として、経過年数に応じてつぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。

特約基本保険金額×

$$\left[1 - \frac{1 - \text{最終保険金額割合}}{\text{特約の保険期間の年数} - 1} \times \text{経過年数} \right]$$

(3) 「最終保険金額割合」

「最終保険金額割合」とは、特約の保険期間の満了する日を含む保険年度に適用する特約保険金額の特約基本保険金額に対する割合をいい、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた特約の型に応じてつぎのとおりとします。

- ア) 特約の型が20%型の場合 20%
- イ) 特約の型が40%型の場合 40%
- ウ) 特約の型が60%型の場合 60%

(4) 「経過年数」

「経過年数」とは、つぎの日（この特約が自動変更されたときは自動変更日とします。）から起算して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算した年数をいいます。この場合、1年未満の端数については切り捨てます。

(ア) 主契約締結の際、主契約に付加する場合

主契約の契約日

(イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合

この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

(特約保険金の支払)

第3条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	該当した時における特約保険金額（別表2）に	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

(特約保険金の支払に関する補則)

第4条 特約死亡保険金受取人は、主契約の死亡保険金受取人とします。

2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。

4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が逡減定期保険特約へ自動変更される場合を除きます。

5. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。

8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。

(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。

11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の

振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元金金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第6条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第7条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第8条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第9条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めず。

(特約の保険料の払込)

- 第10条** この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第11条** 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

- 第12条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

- 第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。
 3. 復活後のこの特約の適用料率種類は、失効前のこの特約の適用料率種類と同一とします。

(告知義務および告知義務違反)

- 第14条** この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第15条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金(保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第17条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第4条(特約保険金の支払に関する補則)第9項および第10項の場合は除きます。
3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約基本保険金額の減額)

第19条 保険契約者は、いつでも、特約基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第20条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第18条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 復旧後のこの特約の適用料率種類は、消滅前のこの特約の適用料率種類と同一とします。

(喫煙歴の誤りの処理)

第21条 非喫煙者優良体保険料率を適用した契約で、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払事由が生じる前に誤りが発見されたときは、会社所定の金額を収受し、その後の保険料を改めます。
- (2) 特約保険金の支払事由が生じた後に誤りが発見されたときは、会社の定めるところにより特約保険金額を削減して支払います。

(特約の更新)

第22条 この特約の更新は取り扱いません。

(遡減定期保険特約への自動変更)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、この特約の型が60%型のときは、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を通減定期保険特約に自動変更しない旨を通知しない限り、自動変更の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に遡減定期保険特約(以下「自動変更後特約」といいます。)に自動変更されるものとします。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を自動変更日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の自動変更を取り扱いません。
 - (1) 自動変更後特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 自動変更後特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 自動変更後特約の保険期間は、この特約の保険期間と同一とします。
4. 前項の規定にかかわらず、第2項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して自動変更します。ただし、自動変更後特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、会社の定めるところにより、この特約は平準定期保険特約に変更して自動変更されるものとし、第5項および第8項から第14項までの規定を準用します。この場合、自動変更後の平準定期保険特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、自動変更を取り扱いません。
5. 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
6. 第3項および第4項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して自動変更することがあります。
7. 保険契約者から申出があったときは、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更して自動変更することができます。
8. 自動変更後特約の特約基本保険金額は、この特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、自動変更後特約の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、自動変更を取り扱いません。
9. 自動変更後特約の保険期間の計算にあたっては自動変更日から起算するものとし、自動変更後特約の保険料は、自動変更日現在の被保険者の年齢によって計算します。

10. 自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、自動変更後特約の第1回保険料は、自動変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
11. 自動変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
12. 自動変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、自動変更日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険料の払込）第3項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. この特約が自動変更された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 自動変更後特約には、自動変更時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第3条（特約保険金の支払）、第6条（特約保険料の払込免除）および第14条（告知義務および告知義務違反）に関しては、この特約の保険期間と自動変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の自動変更の請求を行なったときは、この特約の自動変更を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を自動変更日とし、第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第5項、第10項および第11項の規定は適用せず、自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、自動変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
- (イ) 自動変更後特約の保険料が払い込まれないまま、自動変更日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第12項の規定は適用せず、第10条第3項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
15. 自動変更時に会社が逡減定期保険特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により自動変更されることがあります。
16. この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して自動変更されるものとして前各項の規定を準用します。

（特約の契約者配当）

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 第25条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間に変更せず、そのまま有効に継続します。

（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

- 第26条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（自動変更後の逡減定期保険特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

第27条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日のこの特約の特約保険金額の80%を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（特約保険料率の変更）

- 第28条 会社は、特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。
2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または特約保険金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
- (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
- (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法

- (イ) 会社の定めるところにより、特約保険金額を変更する方法
- (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
- (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、特約保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
- 5. 保険料変更日まで、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第29条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

- 第30条** 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約基本保険金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 - 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 - 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 - 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断また

- は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第31条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

- 第32条** 保険契約者は、この特約締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。
- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。）
- 2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第6条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 - 3. この特約の型が60%型の場合で、一時払特約保険部分があるこの特約の自動変更の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数。））と同一とします。
 - 4. この特約の型が60%型で、一時払特約保険部分のあるこの特約について、第6条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を自動変更するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 自動変更後特約の特約基本保険金額は、この特約の分割払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の一時払特約保険部分について、自動変更の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の自動変更も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
 - (ア) 一時払特約保険部分の自動変更後の特約基本保険金額は、この特約の一時払特約保険部分の保険期間満了

の日の特約保険金額を限度とし、第23条（逡減定期保険特約への自動変更）第14項の規定に準じて取り扱います。

(イ) 自動変更後特約については、本特則に定めるところによります。

5. この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して自動変更されるものとして前2項の規定を準用します。

（定期保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約の型が60%型で、この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の更新と同時に逡減定期保険特約へ自動変更されます。

(2) 自動変更後特約はつぎのとおりとします。

(ア) 自動変更後特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(イ) 自動変更後特約の特約基本保険金額は、この特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、自動変更後特約の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、自動変更を取り扱いません。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約の型が60%型で、この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に逡減定期保険特約へ自動変更されます。

(2) 自動変更後特約はつぎのとおりとします。

(ア) 自動変更後特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(イ) 自動変更後特約の特約基本保険金額は、この特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、自動変更後特約の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、自動変更を取り扱いません。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低

解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。

(2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。

(イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。

(3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第36条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間は、第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

(2) 第4条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

(3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(4) 第5条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。

(5) 第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

(6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。

(7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第27条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解

約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第37条 この特約の型が60%型で、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の更新と同時に遡減定期保険特約へ自動変更されます。
- (2) 自動変更後特約はつぎのとおりとします。
 - (ア) 自動変更後特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 自動変更後特約の特約基本保険金額は、この特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、自動変更後特約の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときは、自動変更を取り扱いません。
2. この特約の型が20%型または40%型の場合で、この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して自動変更されるものとして、前項の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

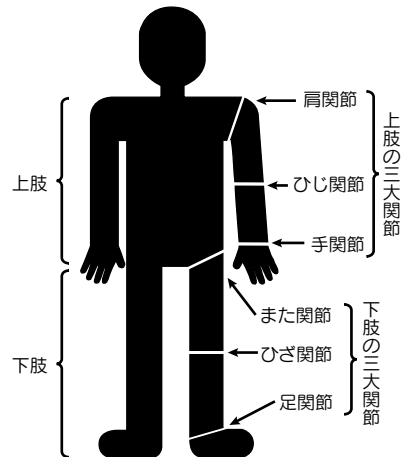
1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に

その運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



逓増定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 用語の意義	115
第2条 特約保険金の支払	115
第3条 特約保険金の支払に関する補則	116
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	116
第5条 特約保険料の払込免除	117
第6条 特約の締結	117
第7条 特約の責任開始期	117
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	117
第9条 特約の保険料の払込	117
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	117
第11条 特約の失効	117
第12条 特約の復活	117
第13条 告知義務および告知義務違反	117
第14条 重大事由による解除	117
第15条 特約の解約	117
第16条 特約の返戻金	118
第17条 特約の消滅とみなす場合	118
第18条 特約基本保険金額の減額	118
第19条 特約の復旧	118
第20条 特約の更新	118
第21条 特約の契約者配当	119

第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	119
第23条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	119
第24条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	119
第25条 管轄裁判所	119
第26条 契約内容の登録	119
第27条 主約款の規定の準用	120
第28条 特約保険料の一部一時払の特則	120
第29条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	120
第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	120
第31条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	120
別表1 請求書類	122
別表2 対象となる高度障害状態	122

逓増定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額である特約保険金額は、保険期間の経過とともに逓増します。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約基本保険金額」

「特約基本保険金額」とは、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2) 「逓増の型」

「逓増の型」とは、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた、定額型または定率型のいずれかの型をいいます。

(3) 「逓増率」

「逓増率」とは、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた、特約保険金額が逓増する率をいいます。

(4) 「特約保険金額」

「特約保険金額」とは、特約基本保険金額を基準とし

て、逓増の型、逓増率および経過年数に応じてつぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。ただし、特約基本保険金額の5倍をもって限度とします。

(ア) 逓増の型が定額型の場合

特約基本保険金額×(1+逓増率×経過年数)

(イ) 逓増の型が定率型の場合

特約基本保険金額×(1+逓増率)^{経過年数}

(5) 「経過年数」

「経過年数」とは、つぎの日から起算して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算した年数をいいます。この場合、1年未満の端数については切り捨てます。

(ア) 主契約の締結の際、主契約に付加する場合 主契約の契約日

(イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合

この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特

約

逓増定期保険特約条項

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	特約死亡保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	該当した時における特約保険金額 被保険者が高度障害状態(別表2)に	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病)に限り、これを原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

(特約保険金の支払に関する補則)

第3条 特約死亡保険金受取人は、主契約の死亡保険金受取人とします。

2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態(別表2)に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態(別表2)に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態(別表2)に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
5. 会社が被保険者の高度障害状態(別表2)を認めて特約

高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

6. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
7. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表2)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者(第3号の場合には、特約死亡保険金受取人)に支払います。
(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
(2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態(別表2)になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
11. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 - この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 - 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
 - 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、こ

の特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

- 第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

- 第13条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
 - 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

- 第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第16条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第9項および第10項の場合は除きます。
 - 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第17条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約基本保険金額の減額)

- 第18条** 保険契約者は、いつでも、特約基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
- 前項の規定により、特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第19条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第20条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に平準定期保険特約に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - 更新後の平準定期保険特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - 更新後の平準定期保険特約の保険期間満了の日の翌日主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - 更新後の平準定期保険特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間の平準定期保険特約に変更して更新します。この場合、更新後の平準定期保険特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り

扱いません。

- 更新後の平準定期保険特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、平準定期保険特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- この特約について、保険契約者から申出があったときは、平準定期保険特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 更新後の平準定期保険特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。
- 更新された平準定期保険特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後の平準定期保険特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
- 更新後の平準定期保険特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後の平準定期保険特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
- 更新後の平準定期保険特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
- 更新後の平準定期保険特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに平準定期保険特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - 更新後の平準定期保険特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 第2条（特約保険金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後の平準定期保険特約の保険期間とは継続されたものとして扱います。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の平準定期保険特約への更新を取り扱います。
 - 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後の平準定期保険特約の保険料の払込方法（回数）

は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

- (イ) 更新後の平準定期保険特約の保険料が払い込まれないうまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに平準定期保険特約の保険金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

14. 更新時に会社が平準定期保険特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第22条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなる場合は、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

第23条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後の平準定期保険特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）

第24条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日のこの特約の特約保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（管轄裁判所）

第25条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求

に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（契約内容の登録）

第26条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 特約基本保険金額
- (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。

10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

第28条 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下本条において「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下本条において「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第5条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、更新後の平準定期保険特約の全部について、更新後の平準定期保険特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とします。
4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第5条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後の平準定期保険特約の特約保険金額は更新前の分割払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分について、更新の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
 - (ア) 一時払特約保険部分の更新後の平準定期保険特約の特約保険金額は更新前の一時払特約保険部分の保険期間満了の日の特約保険金額を限度とし、第20条（特約の更新）第13項の規定に準じて取り扱います。
 - (イ) 更新後の平準定期保険特約については、平準定期保険特約条項に定める特約保険料の一部一時払の特則に定めるところによります。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したもとして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。

ぎのとおりとします。

(ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したもとして取り扱います。

(イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。

- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。
- (8) 特約高度障害保険金の請求に必要な書類については、主約款に定める死亡給付金の請求に関する規定を準用します。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に平準定期保険特約に更新されます。
- (2) 更新後の平準定期保険特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後の平準定期保険特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後の平準定期保険特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後の平準定期保険特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (エ) 更新後の平準定期保険特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。

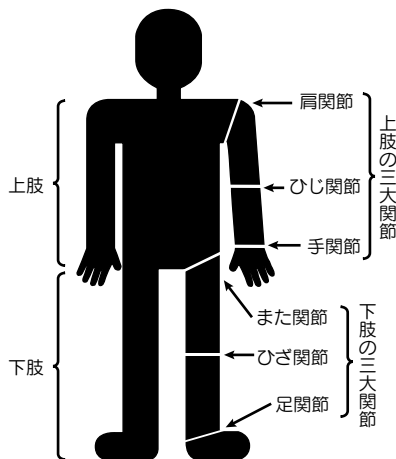
別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	会社所定の請求書
2	特約高度障害保険金	会社所定の請求書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

の運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、ことう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にそ

収入保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条 用語の意義	123
第2条 特約年金の支払	124
第3条 特約年金の支払に関する補則	124
第4条 特約年金の現価の一時支払	125
第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所	125
第6条 特約保険料の払込免除	125
第7条 特約の締結	125
第8条 特約の責任開始期	125
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および年金支払満了日	125
第10条 特約の保険料の払込	125
第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	126
第12条 特約の失効	126
第13条 特約の復活	126
第14条 告知義務および告知義務違反	126
第15条 重大事由による解除	126
第16条 特約の解約	126
第17条 特約の返戻金	126
第18条 特約の消滅とみなす場合	126
第19条 特約基本年金月額額の減額	126
第20条 年金支払満了日の繰下げ	126
第21条 年金支払満了日の繰上げ	127
第22条 特約の復旧	127
第23条 特約の更新	127

第24条 年金支払期間における特約年金の受取人に関する取扱	128
第25条 特約の契約者配当	128
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	128
第27条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	128
第28条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	128
第29条 管轄裁判所	128
第30条 契約内容の登録	128
第31条 主約款の規定の準用	129
第32条 特約保険料の一部一時払の特則	129
第33条 定期保険に付加した場合の特則	129
第34条 優良体定期保険に付加した場合の特則	130
第35条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	130
第36条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	130
第37条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	131
別表1 請求書類	132
別表2 対象となる高度障害状態	132
別表3 保険金換算額	132

収入保障特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約遺族年金額および特約高度障害年金額は同額です。

- (1) 特約遺族年金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡した場合に、年金を支払います。
- (2) 特約高度障害年金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に、年金を支払います。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「特約基本年金月額」
「特約基本年金月額」とは、特約年金（特約遺族年金および特約高度障害年金をいいます。以下同じ。）を支払う場合に基準となる金額として、特約締結の際、会社の定めるところにより保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
- (2) 「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

- (3) 「最低支払保証期間」
「最低支払保証期間」とは、特約年金を支払う場合の最低保証年数として2年、5年または10年のうちから、特約締結の際、会社の定めるところにより保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。
- (4) 「特約年金月額」
「特約年金月額」とは、特約基本年金月額を基準として、特約年金の型と経過年数に応じてつぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、特約年金月額に10円未満の端数が生じたときは、1円の位を切り上げて10円単位とします。
 - (ア) 特約年金の型が定額型の場合
特約基本年金月額
 - (イ) 特約年金の型が増増型の場合
特約基本年金月額×(1+0.03×経過年数)
- (5) 「経過年数」
「経過年数」とは、つぎの日から起算して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約相当日ごとに1年を加えて計算した年数をいいます。こ

の場合、1年未満の端数については切り捨てます。

(ア) 主契約締結の際、主契約に付加する場合
主契約の契約日

(イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合

この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

(特約年金の支払)

第2条 特約遺族年金については、つぎのとおりとします。

特約年金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約遺族年金	特約年金月額と同額	特約遺族年金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約遺族年金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 特約高度障害年金については、つぎのとおりとします。

特約年金の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
特約高度障害年金	特約年金月額と同額	特約高度障害年金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(別表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

3. 特約年金は、特約年金の支払事由が生じた日以後最初に到来する主契約の月単位の契約応当日の前日を第1回の特約年金の支払日とし、以後この特約の年金支払満了日(ただし、第1回の特約年金の支払日からこの特約の年金支払

満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合には、第1回の特約年金の支払日から最低支払保証期間を経過した日までとします。)まで、毎月的主契約の契約応当日の前日に支払います。

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約遺族年金受取人は、主契約の死亡保険金受取人となります。

2. 特約高度障害年金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたとときは、特約遺族年金を支払います。

4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態(別表2)に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態(別表2)に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態(別表2)に該当したものとみなして特約高度障害年金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。

5. 特約遺族年金の支払事由が生じた時に、特約遺族年金受取人が死亡しており、その法定相続人(特約遺族年金の支払事由の発生時に生存している者に限ります。)が特約遺族年金の受取人となるときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価(以下「特約年金の未支払分の現価」といいます。)を、一時に支払います。この場合、この特約(特約遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。)は、被保険者の死亡時に消滅します。

6. 第1回の特約遺族年金が支払われたときは、その支払後に特約高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

7. 第1回の特約高度障害年金が支払われたときは、被保険者がその高度障害状態(別表2)に該当した時から、特約遺族年金を請求する権利が消滅したものとします。

8. 被保険者が高度障害状態(別表2)に複数該当することとなる場合でも、会社は、特約高度障害年金を重複しては支払いません。この場合、主契約の高度障害保険金が支払われる事由となった高度障害状態にもついで、この特約の特約高度障害年金を支払うものとします。

9. 特約遺族年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約遺族年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約(特約遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。)は、その受取人の死亡時に消滅します。

10. 特約高度障害年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約高度障害年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約は、その受取人の死亡時に消滅します。

11. 特約遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるとき

は、特約遺族年金の残額を他の特約遺族年金受取人に支払います。

12. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約遺族年金または特約高度障害年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

13. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約遺族年金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約遺族年金受取人）に支払います。

(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 特約遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

14. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害年金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害年金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。

15. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約遺族年金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

16. 特約年金の支払事由が生じた場合に、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定による貸付金の元利金の差引を行なった後に差し引けない残額があるときは、特約年金の責任準備金から差し引き、特約基本年金月額を改めます。

(2) 前号の場合、改められた特約基本年金月額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額を特約年金の受取人に一時に支払い、この特約は、特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金の受取人が2人以上であるときは、この特約における当該受取人に対応する部分とします。）が消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の特約年金を請

求してください。

3. 会社は、支払うべき特約年金について年金証書を作成して、その受取人に交付します。

4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、その受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

5. 特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

6. 前2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

7. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および年金支払満了日)

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の年金支払満了日は、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第10条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括

して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約年金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約年金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. 特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料の払込は要しません。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料払込の猶予期間中に、特約年金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約年金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第14条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第15条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が特約年金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 特約年金の請求に関し、特約年金の受取人に詐取行為があった場合

(3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約年金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約年金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約年金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第17条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第3条（特約年金の支払に関する補則）第13項および第14項の場合は除きます。
 3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第18条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したときを除きます。
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約基本年金月額額の減額)

- 第19条** 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも特約基本年金月額額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本年金月額額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により特約基本年金月額額が減額された場合には、減額は解約されたものとして取り扱います。

(年金支払満了日の繰下げ)

- 第20条** 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、年金支払満了日を繰り下げることができます。ただし、主契約またはこの特約の保険料の払込が免除された後は、会社は、本条の取扱いを行いません。
2. 保険契約者は、年金支払満了日の繰下げを請求する場合

には、会社所定の金額を払い込んでください。

3. 延長される期間に支払われるべき特約年金については、つぎに定めるところによります。

(1) 会社は、延長される期間に支払われるべき特約年金については告知義務および告知義務違反の規定を準用し、年金支払満了日の繰下げを承諾したときには、第2項の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）から、その延長される期間に支払われるべき特約年金について、保険契約上の責任を負います。

(2) つぎの(ア)または(イ)の事由が生じたときは、それぞれに定める規定を延長される期間に支払われるべき特約遺族年金または特約高度障害年金について適用します。

(ア) 変更日から3年以内に被保険者が自殺したとき

特約遺族年金の免責事由（特約遺族年金を支払わない場合）に関する規定

(イ) 延長される期間に支払われるべき特約年金について告知義務違反があったとき

告知義務および告知義務違反に関する規定

(年金支払満了日の繰上げ)

第21条 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前であれば、年金支払満了日を繰り上げることができます。ただし、主契約またはこの特約の保険料の払込が免除された後は、会社は、本条の取扱を行いません。

2. 前項の場合、保険契約は、繰り上げられる期間に対応する特約基本年金月額相当分だけ解約されたものとして取り扱い、会社が年金支払満了日の繰上げを承諾した時から、変更後のこの特約の責任を負います。

(特約の復旧)

第22条 延長定期保険または済済保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第18条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社で定める範囲をこえるとき。

(2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。

(3) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が更新前のこの特約の年金支払満了日をこえるとき。

(4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

(5) この特約の保険期間中に特約年金の支払事由が生じているとき。

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保

険期間と同一とします。

4. 前項の規定にかかわらず、第2項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社が定める保険期間に満たないときには、この特約の更新は取り扱いません。

5. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

6. 更新後のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は、更新前のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。

7. 第3項および第4項のほか、この特約は、会社に定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、前項の規定を適用します。

8. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、保険期間および最低支払保証期間を変更して更新することができます。

9. 更新後の特約基本年金月額は、更新前のこの特約の特約基本年金月額と同額とします。ただし、特約基本年金月額を減額して更新されることがあります。

10. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

11. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

12. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

13. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の特約年金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険料の払込）第3項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

14. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第2条（特約年金の支払）および第14条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

15. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこ

の特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項から第4項まで、第6項から第10項まで、および第14項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第5項、第11項および第12項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第13項の規定は適用せず、第10条第3項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

16. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(年金支払期間における特約年金の受取人に関する取扱)

第24条 年金支払期間における特約年金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金の受取人に承継されます。
- (2) 特約年金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
- (3) 前号の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約年金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じません。

(特約の契約者配当)

第25条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第26条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が短縮後の主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

5. 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第27条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第28条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日（以下本条において「変更日」といいます。）の特約年金の現価（変更日に特約年金の支払事由が発生したものと計算します。）の80%を、会社の定めるところにより、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(管轄裁判所)

第29条 この特約における特約年金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第30条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 別表3に定める保険金換算額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし

ます。)から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第31条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

第32条 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払特約保険部分」といいます。）
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。）
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第6条（特約保険料の払込免除）第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とします。
 4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第6条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合、この特約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約の特約基本年金月額は更新前のこの特約の分割払特約保険部分の特約基本年金月額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までに更新前の一時払特約保険部分に

対応する特約年金月額について、更新の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。

- (ア) 更新後の一時払特約保険部分の特約基本年金月額は更新前のこの特約の一時払特約保険部分の特約基本年金月額を限度とし、第23条（特約の更新）第15項の規定に準じて取り扱います。
- (イ) 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。

(定期保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は更新前のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。
 - (エ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (オ) 更新後のこの特約の特約基本年金月額は、更新前のこの特約の特約基本年金月額と同一とします。ただし、特約基本年金月額を減額して更新されることがあります。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(エ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の特約年金の支払事由が生じたときは、第10条第3項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取

扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第34条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
 - (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は更新前のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。
 - (I) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (ロ) 更新後のこの特約の特約基本年金月額、更新前のこの特約の特約基本年金月額と同額とします。ただし、特約基本年金月額を減額して更新されることがあります。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(I)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の特約年金の支払事由が生じたときは、第10条第3項および第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり

取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は、保険料の払込完了日の前日に消滅したもとして取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は、年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は、年金支払開始日の前日に消滅したもとして取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第18条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅しません。ただし、年金支払に移行しない終身保険部分が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したときを除きます。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)までの規定を適用します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および年金支払満了日)の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条(特約年金の支払に関する補則)第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。))および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。))が保険契約者であるときは、保険契約者」と、また、第8項中「主契約の高度障害保険金が支払われる事由となった高度障害状態」とあるのは「主契約の保険料払込が免除される事由となった高度障害状態」と読み替えます。
- (3) 第5条(特約年金の請求、支払時期および支払場所)第7項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (4) 第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したとき」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約が死亡給付金の支払により消滅したとき」と、主契約の年金支払開始日後においては「主契約が被保険者の死亡により消滅したとき」と読み替えます。
- (5) 第26条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第28条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定める方法で計算した金額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第37条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は更新前のこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。
 - (エ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (オ) 更新後のこの特約の特約基本年金月額、更新前のこの特約の特約基本年金月額と同一とします。ただし、特約基本年金月額を減額して更新されることがあります。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約遺族年金	ア. 第1回の特約年金 会社所定の請求書 イ. 第2回以後の特約年金（特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1) 会社所定の請求書 (2) 特約遺族年金の受取人の戸籍抄本 (3) 特約遺族年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2 特約高度障害年金	ア. 第1回の特約年金 会社所定の請求書 イ. 第2回以後の特約年金（特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1) 会社所定の請求書 (2) 特約高度障害年金の受取人の戸籍抄本 (3) 特約高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を、足関節以上で失ったもの

別表3 保険金換算額

この特約の保険金換算額は、つぎの日（この特約が更新されたときは更新日とします。）から起算して、年金支払満了日までの期間と特約年金の型に応じて、下記表の係数を特約基本年金月額に掛けて得た金額とします。

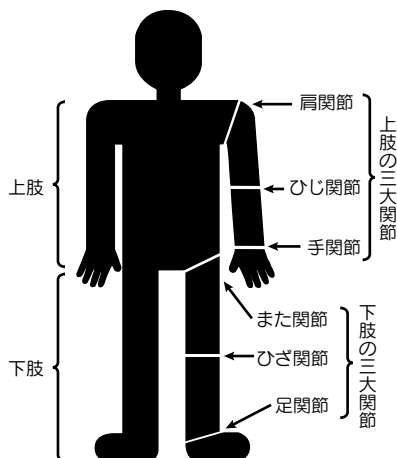
- (ア) 主契約締結の際、主契約に付加する場合
主契約の契約日
- (イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合
この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

年金支払満了日までの期間	係数		年金支払満了日までの期間	係数	
	定額型	逓増型		定額型	逓増型
10年	110	124	43年	363	563
11年	120	137	44年	369	576
12年	130	151	45年	375	589
13年	140	164	46年	380	602
14年	149	177	47年	385	615
15年	158	190	48年	391	627
16年	168	203	49年	396	640
17年	177	217	50年	401	653
18年	185	230	51年	406	665
19年	194	243	52年	411	678
20年	203	257	53年	416	690
21年	211	270	54年	420	
22年	219	284	55年	425	
23年	227	297	56年	430	
24年	235	311	57年	434	
25年	243	324	58年	438	
26年	251	338	59年	443	
27年	259	351	60年	447	
28年	266	365	61年	451	
29年	273	378	62年	455	
30年	280	392	63年	459	
31年	288	405	64年	463	
32年	294	418	65年	467	
33年	301	432	66年	471	
34年	308	445	67年	475	
35年	315	458	68年	479	
36年	321	472	69年	482	
37年	327	485	70年	486	
38年	334	498	71年	490	
39年	340	511	72年	493	
40年	346	524	73年	496	
41年	352	537	74年	500	
42年	358	550	75年	503	

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、ここう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱、起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



優良体収入保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条 適用料率種類	134
第2条 用語の意義	134
第3条 特約年金の支払	135
第4条 特約年金の支払に関する補則	135
第5条 特約年金の現価の一時支払	136
第6条 特約年金の請求、支払時期および支払場所	136
第7条 特約保険料の払込免除	136
第8条 特約の締結	137
第9条 特約の責任開始期	137
第10条 特約の保険期間、保険料払込期間および年金支払満了日	137
第11条 特約の保険料の払込	137
第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	137
第13条 特約の失効	137
第14条 特約の復活	137
第15条 告知義務および告知義務違反	137
第16条 重大事由による解除	137
第17条 特約の解約	137
第18条 特約の返戻金	137
第19条 特約の消滅とみなす場合	138
第20条 特約基本年金月額額の減額	138
第21条 年金支払満了日の繰下げ	138
第22条 年金支払満了日の繰上げ	138
第23条 特約の復旧	138
第24条 喫煙歴の誤りの処理	138

第25条 特約の更新	138
第26条 収入保障特約への自動変更	138
第27条 年金支払期間における特約年金の受取人に関する取扱	139
第28条 特約の契約者配当	139
第29条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	139
第30条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	139
第31条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	140
第32条 特約保険料率の変更	140
第33条 管轄裁判所	140
第34条 契約内容の登録	140
第35条 主約款の規定の準用	140
第36条 特約保険料の一部一時払の特則	140
第37条 定期保険に付加した場合の特則	141
第38条 優良体定期保険に付加した場合の特則	141
第39条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	141
第40条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	142
第41条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	142
別表1 請求書類	143
別表2 対象となる高度障害状態	143

優良体収入保障特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、健康状態等が優良な者を被保険者とし、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約遺族年金額および特約高度障害年金額は同額です。

(1) 特約遺族年金

被保険者がこの特約の保険期間中に死亡した場合に、年金を支払います。

(2) 特約高度障害年金

被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に、年金を支払います。

(適用料率種類)

第1条 この特約に適用する保険料率の種類（以下「適用料率種類」といいます。）はつぎのとおりです。

(1) この特約の締結の際、被保険者の健康状態（体格、血圧等）、既往症等が、会社の定める基準に適合している場合

……優良体保険料率

(2) この特約の締結の際、前号に掲げる項目に加え被保険者の喫煙歴が、会社の定める基準に適合している場合

……非喫煙者優良体保険料率

(用語の意義)

第2条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約基本年金月額」

「特約基本年金月額」とは、特約年金（特約遺族年金および特約高度障害年金をいいます。以下同じ。）を支払う場合に基準となる金額として、特約締結の際、会社の定めるところにより保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2) 「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

(3) 「最低支払保証期間」

「最低支払保証期間」とは、特約年金を支払う場合の最低保証年数として2年、5年または10年のうちから、特約締結の際、会社の定めるところにより保険契

約者の申出によって定めた期間をいいます。

(4) 「特約年金月額」

「特約年金月額」とは、特約基本年金月額を基準として、特約年金の型と経過年数に応じてつぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、特約年金月額に10円未満の端数が生じたときは、1円の位を切り上げて10円単位とします。

(ア) 特約年金の型が定額型の場合

特約基本年金月額

(イ) 特約年金の型が増額型の場合

特約基本年金月額 × (1 + 0.03 × 経過年数)

(5) 「経過年数」

「経過年数」とは、つぎの日から起算して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算した年数をいいます。この場合、1年未満の端数については切り捨てます。

(ア) 主契約締結の際、主契約に付加する場合

主契約の契約日

(イ) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合

この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始期の属する日とします。

(特約年金の支払)

第3条 特約遺族年金については、つぎのとおりとします。

特約年金の種類	支払額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約遺族年金	特約年金月額と同額	特約遺族年金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約遺族年金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 特約高度障害年金については、つぎのとおりとします。

特約年金の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
特約高度障害年金	特約年金月額と同額	特約高度障害年金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

3. 特約年金は、特約年金の支払事由が生じた日以後最初に到来する主契約の月単位の契約応当日の前日を第1回の特約年金の支払日とし、以後この特約の年金支払満了日（ただし、第1回の特約年金の支払日からこの特約の年金支払満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合には、第1回の特約年金の支払日から最低支払保証期間を経過した日までとします。）まで、毎月の主契約の契約応当日の前日に支払います。

(特約年金の支払に関する補則)

第4条 特約遺族年金受取人は、主契約の死亡保険金受取人となります。

2. 特約高度障害年金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約遺族年金を支払います。

4. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害年金を支払います。ただし、この特約が収入保障特約へ自動変更される場合を除きます。

5. 特約遺族年金の支払事由が生じた時に、特約遺族年金受取人が死亡しており、その法定相続人（特約遺族年金の支払事由の発生時に生存している者に限ります。）が特約遺族年金の受取人となるときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価（以下「特約年金の未支払分の現価」といいます。）を、一時に支払います。この場合、この特約（特約遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部

- 分とします。)は、被保険者の死亡時に消滅します。
6. 第1回の特約遺族年金が支払われたときは、その支払後に特約高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 7. 第1回の特約高度障害年金が支払われたときは、被保険者がその高度障害状態(別表2)に該当した時から、特約遺族年金を請求する権利が消滅したものとします。
 8. 被保険者が高度障害状態(別表2)に複数該当することとなる場合でも、会社は、特約高度障害年金を重複しては支払いません。この場合、主契約の高度障害保険金が支払われる事由となった高度障害状態にもとづいて、この特約の特約高度障害年金を支払うものとします。
 9. 特約遺族年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約遺族年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約(特約遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。)は、その受取人の死亡時に消滅します。
 10. 特約高度障害年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約高度障害年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約は、その受取人の死亡時に消滅します。
 11. 特約遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、特約遺族年金の残額を他の特約遺族年金受取人に支払います。
 12. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表2)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、特約遺族年金または特約高度障害年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 13. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約遺族年金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者(第3号の場合には、特約遺族年金受取人)に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
 14. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害年金は支払わず、被保険者が高度障害状態(別表2)になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害年金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
 15. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約遺族年金が支払われないときは、責任準備金その他の

返戻金の払戻はありません。

16. 特約年金の支払事由が生じた場合に、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定による貸付金の元利金の差引を行なった後に差し引けない残額があるときは、特約年金の責任準備金から差し引き、特約基本年金月額を改めます。
 - (2) 前号の場合、改められた特約基本年金月額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額を特約年金の受取人に一時に支払い、この特約は、特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

- 第5条** 特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。
2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約(特約年金の受取人が2人以上であるときは、この特約における当該受取人に対応する部分とします。)が消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

- 第6条** 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第1回の特約年金を請求してください。
 3. 会社は、支払うべき特約年金について年金証書を作成して、その受取人に交付します。
 4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、その受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
 5. 特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
 6. 前2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 7. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第7条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第8条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第9条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および年金支払満了日)

第10条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約の年金支払満了日は、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第11条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約年金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約年金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. 特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料の払込は要しません。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第12条 保険料払込の猶予期間中に、特約年金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約年金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。
3. 復活後のこの特約の適用利率種類は、失効前のこの特約の適用利率種類と同一とします。

(告知義務および告知義務違反)

第15条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が特約年金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) 特約年金の請求に関し、特約年金の受取人に詐欺行為があった場合
(3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約年金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、すでに特約年金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約年金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第18条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第4条（特約年金の支払に関する補則）第13項および第14項の場合は除きます。
3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（特約の消滅とみなす場合）

第19条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- （1）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したときを除きます。
- （2）主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

（特約基本年金月額額の減額）

第20条 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも特約基本年金月額額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本年金月額額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により特約基本年金月額額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（年金支払満了日の繰下げ）

第21条 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、年金支払満了日を繰り下げることができます。ただし、主契約またはこの特約の保険料の払込が免除された後は、会社は、本条の取扱いを行いません。

2. 保険契約者は、年金支払満了日の繰下げを請求する場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
3. 延長される期間に支払われるべき特約年金については、つぎに定めるところによります。

- （1）会社は、延長される期間に支払われるべき特約年金については告知義務および告知義務違反の規定を準用し、年金支払満了日の繰下げを承諾したときには、第2項の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）から、その延長される期間に支払われるべき特約年金について、この特約上の責任を負います。
- （2）つぎの(ア)または(イ)の事由が生じたときは、それぞれに定める規定を延長される期間に支払われるべき特約遺族年金または特約高度障害年金について適用します。
 - (ア) 変更日から3年以内に被保険者が自殺したとき
特約遺族年金の免責事由（特約遺族年金を支払わない場合）に関する規定
 - (イ) 延長される期間に支払われるべき特約年金について告知義務違反があったとき
告知義務および告知義務違反に関する規定

（年金支払満了日の繰上げ）

第22条 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前であれば、年金支払満了日を繰り上げることができます。ただし、主契約またはこの特約の保険料の払込が免除された後は、会社は、本条の取扱いを行いません。

2. 前項の場合、保険契約は、繰り上げられる期間に対応する特約基本年金月額額相当分だけ解約されたものとして取り扱い、会社が年金支払満了日の繰上げを承諾した時から、変更後のこの特約の責任を負います。

（特約の復旧）

第23条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 復旧後のこの特約の適用料率種類は、消滅前のこの特約の適用料率種類と同一とします。

（喫煙歴の誤りの処理）

第24条 告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- （1）非喫煙者優良体保険料率を適用した特約で、特約年金の支払事由が生じる前に誤りが発見されたときは、会社所定の金額を受受し、その後の保険料を改めます。
- （2）特約年金の支払事由が生じた後に誤りが発見されたときは、会社の定めるところにより特約年金月額額を削減して支払います。

（特約の更新）

第25条 この特約の更新は取り扱いません。

（収入保障特約への自動変更）

第26条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を収入保障特約に自動変更しない旨を通知しない限り、自動変更の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に収入保障特約（以下「自動変更後特約」といいます。）に自動変更されるものとし、この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を自動変更日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の自動変更を取り扱いません。
 - （1）自動変更後特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
 - （2）自動変更後特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
 - （3）自動変更後特約の保険期間満了の日がこの特約の年金支払満了日をこえるとき。
 - （4）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
 - （5）この特約の保険期間中に特約年金の支払事由が生じているとき。
3. 自動変更後特約の保険期間は、この特約の保険期間と同一とします。
4. 前項の規定にかかわらず、第2項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して自動変更します。この場合、自動変更後特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときには、この特約の自動変更は取り扱いません。
5. 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
6. 自動変更後特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は、この特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、自動変更後特約の最低支払保証

期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。

7. 第3項および第4項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して自動変更することがあります。この場合、前項の規定を適用します。
8. 保険契約者から申出があったときは、会社の定めるところにより、この特約の保険期間および最低支払保証期間を変更して自動変更することができます。
9. 自動変更後特約の特約基本年金月額、この特約の特約基本年金月額と同額とします。ただし、特約基本年金月額を減額して自動変更されることがあります。
10. 自動変更後特約の保険期間の計算にあたっては自動変更日から起算するものとし、自動変更後特約の保険料は、自動変更日現在の被保険者の年齢によって計算します。
11. 自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、自動変更後特約の第1回保険料は、自動変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
12. 自動変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
13. 自動変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、自動変更日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の特約年金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条（特約の保険料の払込）第3項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
14. この特約が自動変更された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 自動変更後特約には、自動変更時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第3条（特約年金の支払）、第7条（特約保険料の払込免除）および第15条（告知義務および告知義務違反）に関しては、この特約の保険期間と自動変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
15. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の自動変更の請求を行なったときは、この特約の自動変更を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を自動変更日とし、第2項から第4項まで、第6項から第10項まで、および第14項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第5項、第11項および第12項の規定は適用せず、自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、自動変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定による

ほか、第11条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

- (イ) 自動変更後特約の保険料が払い込まれないまま、自動変更日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の特約年金の支払事由が生じたときは、第13項の規定は適用せず、第11条第3項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

16. 自動変更時に会社が収入保障特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により自動変更されることがあります。

（年金支払期間における特約年金の受取人に関する取扱）

第27条 年金支払期間における特約年金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金の受取人に承継されます。
- (2) 特約年金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
- (3) 前号の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約年金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

（特約の契約者配当）

第28条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第29条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了の日が短縮後の主契約の保険期間の満了の日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合には、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱）

第30条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（自動変更後の収入保障特約を含みます。）の保険料との合計額に

ついて行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第31条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日（以下本条において「変更日」といいます。）の特約年金の現価（変更日に特約年金の支払事由が発生したもとして計算します。）の80%を、会社の定めるところにより、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(特約保険料率の変更)

第32条 会社は、特約年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向かってこの特約の保険料または特約基本年金月額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、特約基本年金月額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、特約基本年金月額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日までに、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第33条 この特約における特約年金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第34条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) この特約の第1保険年度における保険金換算額
- (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の

復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）

(4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第35条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

第36条 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一部一時払に対応する部分（以下この部分を

「一時払特約保険部分」といいます。)

- (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分(以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。)
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第7条(特約保険料の払込免除)第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
3. 一時払特約保険部分があるこの特約の自動変更の際に、保険契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、自動変更後特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数。))と同一とします。
4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第7条(特約保険料の払込免除)第1項の規定が適用されている場合、この特約を自動変更するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 自動変更後特約の特約基本年金月額はこの特約の分割払特約保険部分の特約基本年金月額と同額とします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の一時払特約保険部分に対応する特約年金月額について、自動変更の請求を行なったときは、一時払特約保険部分の自動変更も取り扱います。この場合、つぎのとおりとします。
- (ア) 自動変更後の一時払特約保険部分の特約基本年金月額は、この特約の一時払特約保険部分の特約基本年金月額を限度とし、第26条(収入保障特約への自動変更)第15項の規定に準じて取り扱います。
- (イ) 自動変更後特約については、本特則に定めるところによります。

(定期保険に付加した場合の特則)

- 第37条** この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の更新と同時に収入保障特約へ自動変更されます。
- (2) 自動変更後特約はつぎのとおりとします。
- (ア) 自動変更後特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- (ウ) 自動変更後特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は、この特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、自動変更後特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。
- (イ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (ロ) 自動変更後特約の特約基本年金月額は、この特約の特約基本年金月額と同額とします。ただし、特約基本年金月額を減額して自動変更されることがあります。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、自動変更後特約の保険期

間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して自動変更することがあります。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

- 第38条** この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に収入保障特約へ自動変更されます。
- (2) 自動変更後特約はつぎのとおりとします。
- (ア) 自動変更後特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- (ウ) 自動変更後特約の年金支払満了日および最低支払保証期間は、この特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、自動変更後特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。
- (イ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (ロ) 自動変更後特約の特約基本年金月額は、この特約の特約基本年金月額と同額とします。ただし、特約基本年金月額を減額して自動変更されることがあります。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、自動変更後特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して自動変更することがあります。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

- 第39条** この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は、保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は、年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は、年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。ただし、年金支払に移行しない終身保険部分が死亡保

金または高度障害保険金の支払により消滅したときを除きます。

- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第40条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および年金支払満了日）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第4条（特約年金の支払に関する補則）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と、また、第8項中「主契約の高度障害保険金が支払われる事由となった高度障害状態」とあるのは「主契約の保険料払込が免除される事由となった高度障害状態」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約年金の請求、支払時期および支払場所）第7項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (4) 第19条（特約の消滅とみなす場合）第1号中「主契約が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅したとき」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約が死亡給付金の支払により消滅したとき」と、主契約の年金支払開始日後においては「主契約が被保険者の死亡により消滅したとき」と読み替えます。
- (5) 第29条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第31条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定める方法で計算した金額に加えて取り扱います。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第41条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の更新と同時に収入保障特約へ自動変更されます。
- (2) 自動変更後特約はつぎのとおりとします。
- (ア) 自動変更後特約の保険期間は更新後の主契約の保険

期間と同一とします。

- (イ) 自動変更後特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 自動変更後特約の年金支払満了日および最低支払保証期間はこの特約の年金支払満了日および最低支払保証期間と同一とします。ただし、自動変更後特約の最低支払保証期間が会社の取扱範囲外となるときは、会社の定めるところにより、最低支払保証期間を変更します。
- (エ) 自動変更後特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (オ) 自動変更後特約の特約基本年金月額、この特約の特約基本年金月額と同一とします。ただし、特約基本年金月額を減額して自動変更されることがあります。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、自動変更後特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して自動変更することがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約遺族年金	ア. 第1回の特約年金 会社所定の請求書 イ. 第2回以後の特約年金（特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1) 会社所定の請求書 (2) 特約遺族年金の受取人の戸籍抄本 (3) 特約遺族年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2 特約高度障害年金	ア. 第1回の特約年金 会社所定の請求書 イ. 第2回以後の特約年金（特約年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1) 会社所定の請求書 (2) 特約高度障害年金の受取人の戸籍抄本 (3) 特約高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、ことう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

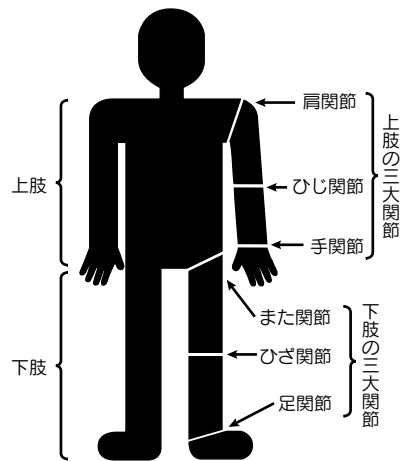
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱、起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



特定疾病保障定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約保険金の支払	144
第2条 特約保険金の支払に関する補則	145
第3条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	146
第4条 特約保険料の払込免除	146
第5条 特約の締結	146
第6条 特約の責任開始期	146
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	146
第8条 特約の保険料の払込	146
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	147
第10条 特約の失効	147
第11条 特約の復活	147
第12条 告知義務および告知義務違反	147
第13条 重大事由による解除	147
第14条 特約の解約	147
第15条 特約の返戻金	147
第16条 特約の消滅とみなす場合	147
第17条 特約保険金額の減額	147
第18条 特約の復旧	148
第19条 特約の更新	148
第20条 指定代理請求人の変更	148
第21条 特約の契約者配当	148
第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	148

第23条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	149
第24条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	149
第25条 特約保険料率の変更	149
第26条 管轄裁判所	149
第27条 契約内容の登録	149
第28条 主約款の規定の準用	150
第29条 定期保険に付加した場合の特則	150
第30条 優良体定期保険に付加した場合の特則	150
第31条 終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごとと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	150
第32条 5年ごとと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	151
第33条 養老保険または5年ごとと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	151
第34条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則	151
別表1 請求書類	152
別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	152
別表3 対象となる高度障害状態	153

特定疾病保障定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約特定疾病保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特約特定疾病保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に特定の疾病により所定の状態に該当したときに支払います。
- (3) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(特約保険金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(次頁につづく)

特約保険金の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
特約特定疾病保険金	特約保険金額	特約特定疾病保険金受取人	<p>(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき</p> <p>(2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(7) 急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(イ) 脳卒中（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	—

特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 前項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類番号174または175の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払います。

（特約保険金の支払に関する補則）

第2条 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人となります。

- 特約特定疾病保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認められたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表3）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表3）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
- 特約特定疾病保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
- 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金

の請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。

8. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
10. この特約の保険期間の満了日からその日を含めて60日以内に、被保険者が前条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、この特約の有効中に該当したものとみなして前条の規定を適用します。
11. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表3)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
12. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者(第3号の場合には、特約死亡保険金受取人)に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
13. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態(別表3)になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
14. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
15. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第3条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請

求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第20条(指定代理請求人の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を提出して、特約特定疾病保険金の受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特約特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
4. 前項の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 5. 特約保険金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 6. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の届に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第8条 この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主

契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第9条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

（特約の失効）

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反）

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

2. 前項の場合、この特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（重大事由による解除）

第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保

険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合

(3) その他この特約を継続することを期待しない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の返戻金）

第15条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第12項および第13項の場合は除きます。
3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（特約の消滅とみなす場合）

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

（特約保険金額の減額）

第17条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第18条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第19条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険料の払込）第

3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
12. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第8条第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(指定代理請求人の変更)

- 第20条** 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定の範囲内の者であることを要します。
2. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(特約の契約者配当)

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第22条** 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなる場合は、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保

険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第23条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第24条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(特約保険料率の変更)

第25条 会社は、特約特定疾病保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向かってこの特約の保険料または特約保険金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日(以下「変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までに下記のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約(保険料が前納または一括払されている特約を含みます。)の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、特約保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、特約保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号とともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。

5. 保険料変更日までに、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第27条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 特約死亡保険金の金額
- (3) 契約日(復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。)
- (4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。

10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第28条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 特約特定疾病保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第8条第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 特約特定疾病保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第8条第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。

(2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。

(イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第16条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。

(3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に

移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)までの規定を適用します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第6項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 特約特定疾病保険金の支払に関する規定の適用に際し

ては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則)

第34条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 特約保険金の請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約特定疾病保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4 特約特定疾病保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

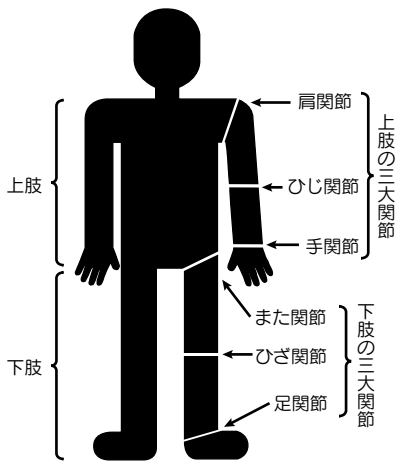
疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることにより、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170~175）のうち、 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物 ・皮膚の悪性黒色腫 ・女性乳房の悪性新生物 ・男性乳房の悪性新生物	170
		171
		172
		174
175		
泌尿生殖器の悪性新生物	179~189	
その他および部位不明の悪性新生物	190~199	
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410~414）のうち、 ・急性心筋梗塞	410

- 3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの

配偶者定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の被保険者の資格の得喪	154
第2条 特約保険金の支払	154
第3条 特約保険金の支払に関する補則	155
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	155
第5条 特約保険料の払込免除	155
第6条 特約の締結	155
第7条 特約の責任開始期	155
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	156
第9条 特約の保険料の払込	156
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	156
第11条 特約の失効	156
第12条 特約の復活	156
第13条 告知義務	156
第14条 告知義務違反による解除	156
第15条 特約を解除できない場合	156
第16条 重大事由による解除	156
第17条 特約の解約	157
第18条 特約の返戻金	157
第19条 特約の消滅とみなす場合	157
第20条 特約保険金額の減額	157
第21条 特約の復旧	157
第22条 特約の更新	157

第23条 特約の契約者配当	158
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	158
第25条 管轄裁判所	158
第26条 主約款の規定の準用	158
第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	158
第28条 定期保険に付加した場合の特則	158
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	159
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	159
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	159
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	160
第33条 逡減定期保険または優良体逡減定期保険に付加した場合の特則	160
第34条 他の保険への加入に関する特則	160
別表1 請求書類	161
別表2 対象となる高度障害状態	161
別表3 対象となる保険金額等	161

配偶者定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者の配偶者を被保険者とし、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第1条** この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（以下「配偶者」といいます。）とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に戸籍上の異動により配偶者に該当しなくなった者については、その異動のあったときから被保険者の資格を喪失します。
 3. 前項の場合、配偶者がこの特約の被保険者でなくなったときは、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の特約保険金額の増額分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の被保険者の故意 (3) 戦争その他の変乱

(次頁につづく)

特約 保険金 の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
特約 高度 障害 保険 金	特 約 保 険 金 額	主 契 約 の 被 保 険 者	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

（特約保険金の支払に関する補則）

- 第3条** 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
2. この特約の被保険者および主契約の被保険者が死亡したまたは高度障害状態（別表2）になり、かつ、その死亡したまたは高度障害状態になった時の先後が明らかでないときは、この特約の被保険者が先に死亡したまたは高度障害状態になったものとみなして取り扱います。
3. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
4. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
5. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者とします。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

8. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金の受取人）に支払います。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 主契約の被保険者が故意に被保険者を死亡させたとき
- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
9. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
10. 特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からこれらの元利金を差し引きします。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

- 第6条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第7条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間が異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

2. 特約保険金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

約の復活の取扱をします。

(告知義務)

第13条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第14条 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約（復旧の場合には、復旧によって増額された部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者または特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第15条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 会社が、解除の原因となる事実を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる時）から1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（特約保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同

- じ。)を詐取る目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合
- (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができません。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第18条** この特約が解約されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号または第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主約款の保険金を支払う場合または責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主約款の責任準備金その他の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主約款の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第19条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主約款が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主約款が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 被保険者が第1条(特約の被保険者の資格の得喪)第2項の規定によって被保険者の資格を喪失したとき

(特約保険金額の減額)

- 第20条** 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合に

は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第21条** 延長定期保険または払済保険に変更された主約款について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第22条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主約款の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) 主約款の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主約款に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主約款の保険料の払込方法(回数)(主約款が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主約款の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主約款の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主約款の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が

- 生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 特約保険金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
12. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第23条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 第24条 主契約の保険金額を減額したとき（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約の保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを言います。）に、この特約の特約保険金額が、減額後の主契約の保険金額（主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表3）を言います。）における会社所定の限度をこえることとなるときは、会社の定めるところにより、この特約の特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとし、
2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（管轄裁判所）

第25条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

- 第27条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（定期保険に付加した場合の特則）

- 第28条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、

保険期間を変更して更新することがあります。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。

(2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。

(イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。

(ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を適用します。

(3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

(2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第6項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

(3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

(4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。

(5) 第18条（特約の返戻金）第2項中「主契約の保険金」とあるのは、「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

- (6) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を準用して取り扱います。
- (8) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

（通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

（他の保険への加入に関する特則）

第34条 主契約の被保険者が死亡または高度障害状態になったことによりこの特約が消滅したときは、この特約の被保険者は、被保険者選択を受けることなく、会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。

- 2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取り扱いいます。
 - (1) この特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
 - (3) 個人保険契約の保険金額は、この特約の消滅時の特約

保険金額以下であること

- (4) 主契約の被保険者の死亡がこの特約の被保険者の故意によらないことまたは主契約の被保険者の高度障害状態がこの特約の被保険者の故意または重大な過失によらないこと

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された戸籍抄本 (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸部腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

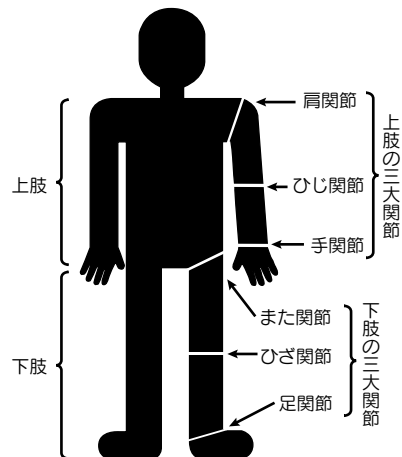
別表3 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
- (3) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (4) 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (5) 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (6) 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
- (7) 収入保障特約の保険金換算額
- (8) 優良体収入保障特約の保険金換算額

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



こども定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の被保険者の資格の得喪	162
第2条 特約保険金の支払	162
第3条 特約保険金の支払に関する補則	163
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	163
第5条 特約保険料の払込免除	163
第6条 特約の締結	163
第7条 特約の責任開始期	163
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	164
第9条 特約の保険料の払込	164
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	164
第11条 特約の失効	164
第12条 特約の復活	164
第13条 告知義務	164
第14条 告知義務違反による解除	164
第15条 特約を解除できない場合	164
第16条 重大事由による解除	164
第17条 特約の解約	165
第18条 特約の返戻金	165
第19条 特約の消滅とみなす場合	165
第20条 特約保険金額の減額	165
第21条 特約の復旧	165

第22条 特約の更新	165
第23条 特約の契約者配当	166
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	166
第25条 管轄裁判所	166
第26条 主約款の規定の準用	166
第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	166
第28条 定期保険に付加した場合の特則	166
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	167
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	167
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	167
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	168
第33条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則	168
別表1 請求書類	169
別表2 対象となる高度障害状態	169
別表3 対象となる保険金額等	169

こども定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者の子を被保険者とし、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第1条** この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日から起算して30日以上満年齢20歳未満の者（以下「子」といいます。）とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- (1) 戸籍上の異動により子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満年齢20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
- (3) 子が高度障害状態（別表2）に該当したとき。ただし、特約高度障害保険金が支払われた場合に限りです。
4. 前項の場合、子がすべてこの特約の被保険者でなくなったときは、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の特約保険金額の増額分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の被保険者の故意 (3) 戦争その他の変乱

(次頁につづく)

特約 保険金 の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
特約 高度 障害 保険 金 額	特 約 保 険 金 額	主 契 約 の 被 保 険 者	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

（特約保険金の支払に関する補則）

第3条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。

- この特約の被保険者および主契約の被保険者が死亡したまたは高度障害状態（別表2）になり、かつ、その死亡したまたは高度障害状態になった時の先後が明らかでないときは、この特約の被保険者が先に死亡したまたは高度障害状態になったものとみなして取り扱います。
- 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時または第1条（特約の被保険者の資格の得喪）第3項第2号に規定するこの特約の被保険者の資格を喪失する日（以下本項において「資格喪失日」といいます。）にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後または資格喪失日後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時または資格喪失日に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
- 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に当該被保険者について特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者とします。
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

7. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金の受取人）に支払います。

- この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - 主契約の被保険者が故意に被保険者を死亡させたとき
 - 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
8. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
9. 特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約保険金からこれらの元利金を差し引きします。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

- 特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
- 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
- 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

- 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めず。

(特約の保険料の払込)

第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間が異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

2. 特約保険金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約

約の復活の取扱をします。

(告知義務)

第13条 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第14条 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約（復旧の場合には、復旧によって増額された部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者または特約の被保険者に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第15条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき

(2) 会社が、解除の原因となる事実を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる時）から1か月を経過したとき

(3) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（特約保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同

- じ。)を詐取る目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合
- (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができません。この場合には、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに特約保険金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、特約保険金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第18条** この特約が解約されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号または第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合または責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の責任準備金その他の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第19条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条(特約の被保険者の資格の得喪)第3項の規定によってすべての子が被保険者の資格を喪失したとき

(特約保険金額の減額)

- 第20条** 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合に

は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第21条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第22条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (2) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数。))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険料の払込)第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料

の取扱)の規定を準用します。

11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 特約保険金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
12. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定を準用します。
 - イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
13. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第23条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第24条** 主契約の保険金額を減額したとき(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。)に、この特約の特約保険金額が、減額後の主契約の保険金額(主契約に付加されている他の特約の保険金額等(別表3)を含みます。)における会社所定の限度をこえることとなるときは、会社ので定めるところにより、この特約の特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社ので定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
2. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
 3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社ので定める保険期間に満たないと

きは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社ので定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 第27条** つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

- 第28条** この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しないかぎり、この特約は主契約と同時に更新されます。
 - (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - (3) 前号ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しないかぎり、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第5項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額」と読み替えて第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移したときは、前号「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第18条（特約の返戻金）第2項中「主契約の保険金」とあるのは、「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (6) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金

額」と読み替えます。

- (7) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を準用して取り扱います。
- (8) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

（通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された戸籍抄本 (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

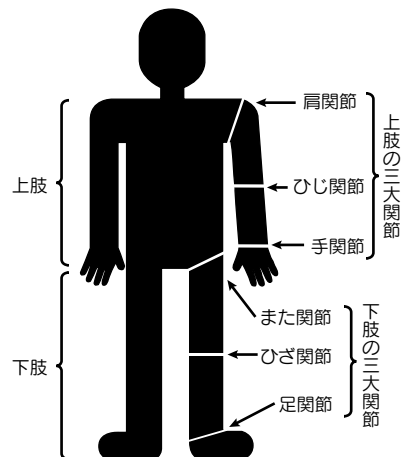
別表3 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
- (3) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (4) 遡減定期保険特約の特約基本保険金額
- (5) 優良体遡減定期保険特約の特約基本保険金額
- (6) 遡増定期保険特約の特約基本保険金額
- (7) 収入保障特約の保険金換算額
- (8) 優良体収入保障特約の保険金換算額

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



生存給付金付定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約保険金および特約生存給付金の支払	170
第2条 特約保険金の支払に関する補則	171
第3条 特約生存給付金の自動すえ置	171
第4条 特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所	172
第5条 特約保険料の払込免除	172
第6条 特約の締結	172
第7条 特約の責任開始期	172
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	172
第9条 特約の保険料の払込	172
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	172
第11条 特約の失効	172
第12条 特約の復活	172
第13条 告知義務および告知義務違反	172
第14条 重大事由による解除	172
第15条 特約の解約	173
第16条 特約の返戻金	173
第17条 特約の消滅とみなす場合	173
第18条 特約保険金額の減額	173
第19条 特約の復旧	173
第20条 特約の更新	173
第21条 特約の契約者配当	173

第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	174
第23条 主契約について保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱	174
第24条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	174
第25条 管轄裁判所	174
第26条 契約内容の登録	174
第27条 主約款の規定の準用	174
第28条 特約保険料の一部一時払の特則	174
第29条 定期保険に付加した場合の特則	175
第30条 優良体定期保険に付加した場合の特則	175
第31条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	175
第32条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	175
第33条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	176
第34条 遞減定期保険または優良体遞減定期保険に付加した場合の特則	176
別表1 請求書類	177
別表2 対象となる高度障害状態	177

生存給付金付定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

- (1) 特約死亡保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特約高度障害保険金
被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
- (3) 特約生存給付金
被保険者がこの特約の保険期間中に到来する3年ごとの年単位の契約応当日の前日（この特約の保険期間の満了日を除きます。）の満了時に生存しているとき、そのつと特約保険金額の10%を支払います。また、被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存しているとき、特約保険金額の20%を支払います。

(特約保険金および特約生存給付金の支払)

第1条 この特約において支払う特約保険金および特約生存給付金は、つぎのとおりです。

特約保険金・特約生存給付金	支払額	受取人	特約保険金・特約生存給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約死亡保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(次頁につづく)

特約保険金特約生存給付金	支払額	受取人	支払事由	免責事由
特約高度障害保険金	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
特約生存給付金	特約保険金額の10%	保険契約者	被保険者がこの特約の保険期間中に到来する3年ごとの年単位の契約応当日の前日（この特約の保険期間の満了日を除きます。）の満了時に生存しているとき。	—
	特約保険金額の20%		被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存しているとき。	

（特約保険金の支払に関する補則）

- 第2条** 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人となります。
- 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。
 - 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認められたときは、特約死亡保険金を支払います。
 - 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込みがないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
 - 前項により特約高度障害保険金を支払う場合において、すでにこの特約の保険期間の満了時の特約生存給付金が支払われていたときは、その金額を特約高度障害保険金から

差し引いて支払います。

6. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
7. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
9. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
10. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
11. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（別表2）になった時から消滅したものとみなして、会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
12. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
13. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約死亡保険金からそれらの元利金を差し引きます。

（特約生存給付金の自動すえ置）

- 第3条** 特約生存給付金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
- すえ置かれた特約生存給付金は、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、主契約が保険金の支払により消滅するときは、すえ置かれた特約生存給付金（主契約が消滅した時に支払事由が生じた特約生存給付金を含みます。）は、主契約の保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
 - 特約生存給付金の支払事由が生じたときに、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特約生存給付金からそれらの元利金を差し引

き、その残額をすえ置きます。

(特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 特約生存給付金を請求するときは、保険契約者は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
5. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による保険金および生存給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法

（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金または特約生存給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 特約生存給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約生存給付金を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる

目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合

(3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第10項および第11項の場合は除きます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約保険金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第19条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧

の取扱をします。

(特約の更新)

第20条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (4) 主契約の保険料の払込が免除されているとき

3. 更新後のこの特約の保険期間が、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

6. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

8. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第1条（特約保険金および特約生存給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

10. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第22条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間に変更せず、そのまま有効に継続します。

(主契約について保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱)

第23条 主契約について主約款の保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第24条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における保険金、生存給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第26条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第

1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約保険料の一部一時払の特則)

第28条 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の一部について、会社の定めるところにより、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約はつぎの各号の部分から構成されます。

- (1) 特約保険料の一時払に対応する部分(以下この部分を「一時払特約保険部分」といいます。)
 - (2) 特約保険料の年払、半年払および月払に対応する部分(以下この部分を「分割払特約保険部分」といいます。)
2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、第5条(特約保険料の払込免除)第1項および第2項の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険

契約者からの第1項の適用申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とします。

4. 一時払特約保険部分のあるこの特約について、第5条（特約保険料の払込免除）第1項の規定が適用されている場合または会社の定める主契約について同条第2項第1号の規定が適用されている場合、この特約の更新は取り扱いません。

（定期保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) 主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、この特約の更新を取り扱いません。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。
- (4) 主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、この特約の更新を取り扱いません。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものと取り扱います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合、この特約はそのまま有効に継続します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約は年金支払開始日の前日に消滅します。この場合、この特約の返戻金を主契約の責任準備金に加えて取り扱います。
 - (イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
- (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)および(イ)の規定を適用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、第2項中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（特約生存給付金の自動すえ置）第2項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 主契約の年金支払開始日前に保険契約者から請求があったときは、年金支払開始日に、すえ置かれた特約生存

給付金を契約者配当金に含めて取り扱うことができます。

- (6) 第4条（特約保険金および特約生存給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (7) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (8) 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
- (9) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金を、主契約について会社の定めた方法で計算した額に加えて取り扱います。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 前号(ア)の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間が会社の取り扱う保険期間の範囲外となるときは、保険期間を変更して更新することがあります。

（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	会社所定の請求書
2 特約高度障害保険金	会社所定の請求書
3 特約生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とはつぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

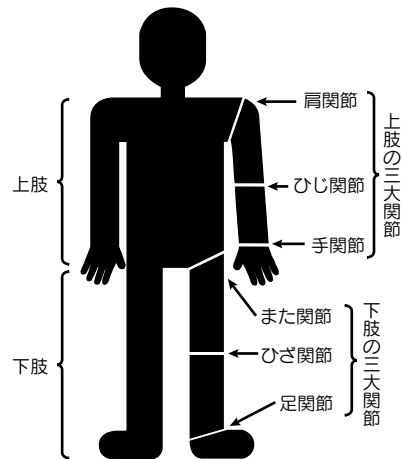
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



災害割増特約条項 目次

この特約の概要

第1条 災害死亡保険金の支払	178
第2条 災害高度障害保険金の支払	178
第3条 災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所	179
第4条 災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合	179
第5条 特約保険料の払込免除	179
第6条 特約の締結	179
第7条 特約の責任開始期	179
第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	179
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	180
第10条 特約の失効	180
第11条 特約の復活	180
第12条 告知義務および告知義務違反	180
第13条 重大事由による解除	180
第14条 特約の解約	180
第15条 特約の返戻金	180
第16条 特約の消滅とみなす場合	180
第17条 災害死亡保険金額の減額	180
第18条 特約の復旧	180
第19条 特約の更新	180

第20条 特約の契約者配当	181
第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	181
第22条 管轄裁判所	182
第23条 契約内容の登録	182
第24条 主約款の規定の準用	182
第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	182
第26条 定期保険に付加した場合の特則	182
第27条 優良体定期保険に付加した場合の特則	183
第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	183
第29条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	184
第30条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	184
第31条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則	184
別表1 請求書類	185
別表2 対象となる不慮の事故	185
別表3 対象となる高度障害状態	185
別表4 対象となる保険金額等	185

災害割増特約条項

(平成14年6月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が不慮の事故または特定感染症によって、死亡または所定の高度障害状態になった場合に、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(災害死亡保険金の支払)

第1条 会社は、この特約の保険期間中に被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、災害死亡保険金を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人に支払います。

- (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。
- (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。以下同じ。）を直接の原因として死亡したとき。

(災害高度障害保険金の支払)

第2条 会社は、この特約の保険期間中に被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、災害死亡保険金と同額の災害高度障害保険金を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態（別表3）に該当したとき。

この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態がこの特約の責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。

- (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症を直接の原因として、高度障害状態（別表3）に該当したとき。

この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態がこの特約の責任開始期以後に発病した特定感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。

2. 被保険者がこの特約の保険期間中（不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因とする場合には、その事故の日から起算して180日以内であることを要します。）に、回復の

見込の有無を除いては高度障害状態（別表3）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表3）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。

3. 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）

第3条 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人はすみやかに会社に通知してください。

2. 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は会社に請求に必要な書類（別表1）を提出して災害死亡保険金または災害高度障害保険金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金支払の時期および場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払の場合に準用します。

（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）

第4条 会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第1条（災害死亡保険金の支払）または第2条（災害高度障害保険金の支払）の規定に該当した場合には、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 災害死亡保険金に関しては、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
2. 前項第7号または第8号の原因によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料払込の猶予期間中にこの特約による災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、会社はその支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第12条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金（災害高度障害保険金、保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の災害死亡保険金を含み、保険種類および災害死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求に関し、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によって、この特約を解除したときは、会社は解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第15条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

(災害死亡保険金額の減額)

第17条 保険契約者は、いつでも、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害死亡保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第18条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
- (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 災害死亡保険金の支払、災害高度障害保険金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (7) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
- (1) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (7) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(7)、(1)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第8条第4項および第9条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第21条 主契約の保険金額を減額したとき（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。）に、減額後の主契約の保険金額（主契約に付加されている他の特約

の保険金額等（別表4）を含みます。）に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

2. 前項の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（管轄裁判所）

第22条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（契約内容の登録）

第23条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の

増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

（主約款の規定の準用）

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

第25条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行なうものとします。

（定期保険に付加した場合の特則）

第26条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号

の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第5項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第8条第4項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第5項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第8条第4項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

(ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(エ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとして扱います。

(2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、年金支払に移行したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとして取り扱います。

(イ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第16条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。

(ウ) 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分の保険金額(主契約に付加されている他の特約の保険金額等(別表4)を含みます。)に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

(3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前号中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前号(ア)から(ウ)までの規定を適用します。

(4) 第5条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合、保険料の払込完了日以後も、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用

して、この特約の保険料の払込を免除します。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第1条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第2条（災害高度障害保険金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を言います。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を言います。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 災害高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところにより、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第3条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
- (7) 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項の規定を準用して取り扱います。
- (8) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の

保険期間と同一とします。

- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899

14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
- (3) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (4) 逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (5) 優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額
- (6) 逓増定期保険特約の特約基本保険金額
- (7) 収入保障特約の保険金換算額
- (8) 優良体収入保障特約の保険金換算額

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込がない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とはつぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、□唇音、歯舌音、□蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

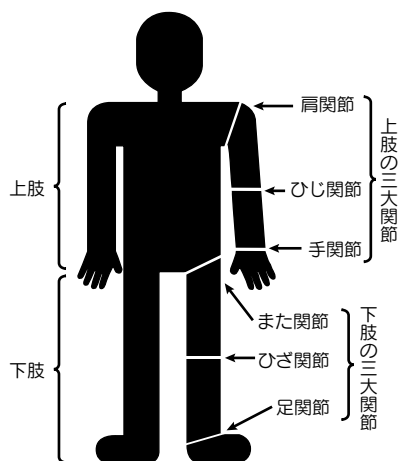
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込がない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



傷害特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の型および被保険者の範囲	187
第2条 被保険者資格の得喪	188
第3条 配偶者または子の災害死亡保険金額	188
第4条 災害死亡保険金の支払	188
第5条 障害給付金の支払	188
第6条 障害給付金額	188
第7条 災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所	189
第8条 災害死亡保険金または障害給付金を支払わない場合	189
第9条 特約保険料の払込免除	189
第10条 特約の締結	189
第11条 特約の責任開始期	189
第12条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	189
第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	190
第14条 特約の失効	190
第15条 特約の復活	190
第16条 告知義務および告知義務違反	190
第17条 重大事由による解除	190
第18条 特約の解約	190
第19条 特約の返戻金	190
第20条 特約の消滅とみなす場合	190
第21条 災害死亡保険金額の減額	190
第22条 特約の復旧	190

第23条 特約の型の変更	191
第24条 特約の更新	191
第25条 特約の契約者配当	192
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	192
第27条 管轄裁判所	192
第28条 契約内容の登録	192
第29条 主約款の規定の準用	193
第30条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	193
第31条 定期保険に付加した場合の特則	193
第32条 優良体定期保険に付加した場合の特則	193
第33条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	193
第34条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	194
第35条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	195
第36条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則	195
別表1 請求書類	196
別表2 対象となる不慮の事故	196
別表3 給付割合表	197
別表4 身体の同一部位	198
別表5 対象となる保険金額等	199

傷害特約条項

(平成14年6月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、被保険者が不慮の事故または特定感染症によって死亡した場合には災害死亡保険金を支払い、また、不慮の事故によって身体に障害を受けた場合には、所定の障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - (1) 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - (2) 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載され

ている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

（被保険者資格の得喪）

- 第2条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

（配偶者または子の災害死亡保険金額）

- 第3条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の災害死亡保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額の60%相当額とします。
2. 配偶者または子について定められた災害死亡保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

（災害死亡保険金の支払）

- 第4条** 会社は、この特約の保険期間中に、被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した（該当した時に被保険者であることを要します。）ときは、災害死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、災害死亡保険金の支払事由に該当した被保険者が第1条（特約の型および被保険者の範囲）に規定する配偶者または子の場合には、主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。
- (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき
- (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。）を直接の原因として死亡したとき
2. 会社は、前項の規定によって災害死亡保険金を支払う場合に、次条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該被保険者について定められた災害死亡保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害

死亡保険金から差し引きます。

- (1) 当該被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 当該被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
3. 第1項の規定によって災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、当該被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

（障害給付金の支払）

- 第5条** 会社は、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、給付割合表（別表3）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した（該当した時に被保険者であることを要します。）場合に、次条に定める金額の障害給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。
2. 被保険者がこの特約の保険期間中（事故の日から起算して180日以内であることを要します。）に、回復の見込の有無を除いては給付割合表（別表3）に定める身体障害の状態に該当し、この特約の保険期間の満了時または第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号に規定するこの特約の被保険者の資格を喪失する日（以下本項において「資格喪失日」といいます。）にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後または資格喪失日後にその回復の見込がないことが明らかになって給付割合表（別表3）に定める身体障害の状態に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時または資格喪失日に被保険者が給付割合表（別表3）に定める身体障害に該当したものとみなして障害給付金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。
3. 前2項の規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてその支払割合（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払割合を含みます。）を通算して100%をもって限度とします。

- (障害給付金額)
- 第6条** 会社が、前条第1項により支払う障害給付金の額は、つぎの各号に定めるとおりとします。
- (1) 一被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表3）の1種目のみに該当する場合には、当該被保険者について定められた災害死亡保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
- (2) 一被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表3）の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと——ただし身体の同一部位（別表4）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみに——に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
2. 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表（別表3）に該当する身体障害のあった身体の同一部位（別表4）

に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

（災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

第7条 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 災害死亡保険金または障害給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所ならびに団体が保険金等の受取人となる事業保険契約の場合の保険金の請求に要する書類に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

（災害死亡保険金または障害給付金を支払わない場合）

第8条 会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第4条（災害死亡保険金の支払）または第5条（障害給付金の支払）の規定に該当した場合には、災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 災害死亡保険金に関しては、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社はその残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 当該被保険者の犯罪行為
 - (4) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
2. 前項第7号または第8号の原因によって死亡し、または身体障害の状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（特約保険料の払込免除）

第9条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払

を免除します。

- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第10条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

第11条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第12条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第13条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。
2. 障害給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

- 第14条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第15条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

- 第16条** この特約の締結、復活、復旧または型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第17条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（災害死亡保険金、保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 障害給付金もしくは災害死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、障害給付金もしくは災害死亡保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに障害給付金または災害死亡保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取

り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金もしくは災害死亡保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

- 第18条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第20条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(災害死亡保険金額の減額)

- 第21条** 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のその災害死亡保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第22条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

- 第23条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。
2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
 4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
 5. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

- 第24条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間

を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 災害死亡保険金の支払、障害給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更

新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定を適用せず、第12条第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第12条第4項および第13条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第25条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第26条 主契約の保険金額を減額したとき（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額もしくは特約基本年金月額が減額されたときを含みます。）に、減額後の主契約の保険金額（主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表5）を含みます。）に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその災害死亡保険金額を減額します。

2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 主契約の保険料払込期間を変更したとき、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして

取り扱います。

5. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
6. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第27条 この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第28条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 災害死亡保険金の金額
- (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づき共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第29条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第30条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、第12条第4項および第13条(猶予期間中

の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、第12条第4項および第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社のでめるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第24条(特約の更新)第2項および第3項中

「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (イ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が「確定年金のみ」とときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条第1項および第5条（障害給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条第1項および第5条（障害給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（災害死亡保険金の支払）第1項および第5条（障害給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは

「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第19条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第9条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰上げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（災害死亡保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金受取人」、年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人（年金受取人が被保険者のときはその法定相続人）」と読み替えます。
- (4) この特約の災害死亡保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (5) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその災害死亡保険金が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (6) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (7) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（災害死亡保険金の支払）第1項および第5条（障害給付金の支払）第1項の規定にかかわ

らず、障害給付金および配偶者または子にかかわる災害死亡保険金の受取人は、保険契約者とします。

(ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

(8) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第30条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

第36条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 当該被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合、または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒	E 860～E 869
ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故	E 870～E 876
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの	E 878～E 879
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故	E 900～E 909
ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故	E 910～E 915
ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故	E 916～E 928
ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用	E 930～E 949
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入	E 970～E 978
ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示	30%

第4級	指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、または第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)及び第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のい

ずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記の(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の

鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表4 身体の同一部位

(1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。

(2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。

(3) 眼については、両眼を同一部位とします。

(4) 耳については、両耳を同一部位とします。

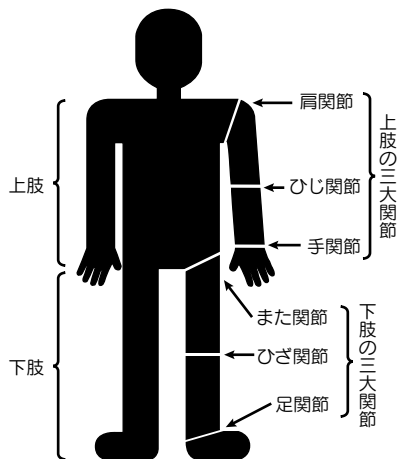
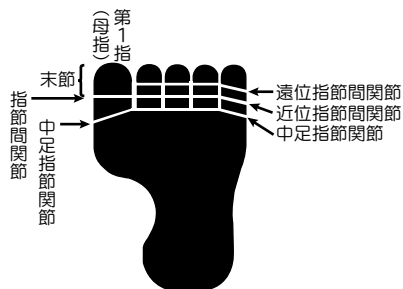
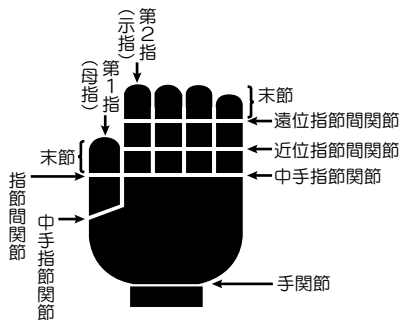
(5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。

- (6) 別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表5 対象となる保険金額等

- (1) 平準定期保険特約の特約保険金額
- (2) 優良体平準定期保険特約の特約保険金額
- (3) 生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
- (4) 遞減定期保険特約の特約基本保険金額
- (5) 優良体遞減定期保険特約の特約基本保険金額
- (6) 遞増定期保険特約の特約基本保険金額
- (7) 収入保障特約の保険金換算額
- (8) 優良体収入保障特約の保険金換算額

【身体部位の名称図】



特約

傷害特約条項

災害入院特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の型および被保険者の範囲	200
第2条 入院給付金の支払限度の型	201
第3条 被保険者資格の得喪	201
第4条 配偶者または子の入院給付金日額	201
第5条 入院給付金の支払	201
第6条 入院給付金の請求、支払時期および支払場所	202
第7条 入院給付金を支払わない場合	202
第8条 特約保険料の払込免除	202
第9条 特約の締結	202
第10条 特約の責任開始期	202
第11条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	202
第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	202
第13条 特約の失効	203
第14条 特約の復活	203
第15条 告知義務および告知義務違反	203
第16条 重大事由による解除	203
第17条 特約の解約	203
第18条 特約の返戻金	203
第19条 特約の消滅とみなす場合	203
第20条 入院給付金日額の減額	203
第21条 特約の復旧	203
第22条 特約の型の変更	203
第23条 特約の更新	204
第24条 特約の契約者配当	205

第25条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	205
第26条 管轄裁判所	205
第27条 契約内容の登録	205
第28条 主約款の規定の準用	205
第29条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	205
第30条 疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	205
第31条 定期保険に付加した場合の特則	206
第32条 優良体定期保険に付加した場合の特則	206
第33条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	206
第34条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	207
第35条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	208
第36条 連減定期保険または優良体連減定期保険に付加した場合の特則	208
第37条 保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則	208

別表1 請求書類	209
別表2 対象となる不慮の事故	209
別表3 病院または診療所	209
別表4 入院	209

災害入院特約条項

(平成18年4月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - (1) 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - (2) 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載され

ている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を言います。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

（入院給付金の支払限度の型）

第2条 この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

（被保険者資格の得喪）

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

（配偶者または子の入院給付金日額）

第4条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

（入院給付金の支払）

第5条 会社は、被保険者が、つぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害の治療を目的とすること
- その入院が、前号の事故の日からその日を含めて180日以内に開始され、かつ、別表3に定める病院または診

療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること

- その入院の日数が、第1号の傷害の治療を目的としてこの特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと
- 前項により支払う入院給付金の金額は、同一の不慮の事故による入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。以下同じ。）に、この特約の保険期間中の前項の傷害の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。
 - 一被保険者が2以上の不慮の事故（別表2）により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対し入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対し入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対して支払う入院給付金の金額は、前項の規定にかかわらず、入院給付金日額に、主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
 - 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
 - 一被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限りま
 - つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院をこの特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第19条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院中に主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第19条（特約の消滅とみなす場合）第3号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合、子の入院中にその子が第3条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
- 前6項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - 同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払限度は、第2条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型による支払日数（入院給付金を支払う日数。

以下同じ。)を限度とします。

- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して730日(この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。)とします。

(入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第6条** 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、入院給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

(入院給付金を支払わない場合)

- 第7条** 会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第5条(入院給付金の支払)の規定に該当した場合には、入院給付金を支払いません。
- (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 当該被保険者の犯罪行為
 - (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争その他の変乱
2. 前項第6号または第7号の原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(特約保険料の払込免除)

- 第8条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第9条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第10条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第3条(被保険者資格の得喪)に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第11条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第12条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払う

べき入院給付金を支払いません。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第15条 この特約の締結、復活、復旧または型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第16条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によるこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第18条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社が定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付

たは契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号および第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第19条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第5条（入院給付金の支払）の規定による主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(入院給付金日額の減額)

第20条 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第21条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

第22条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（特約の型および被保険者の範囲）に定める特約の型を変更することができます。ただし、第8条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

- (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
- (2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
5. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込む

べき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ロ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第11条第4項および第12条の規定を準用します。

(b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第25条 主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまますべて有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第27条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2) 入院給付金の種類

(3) 入院給付金の日額

(4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）

(5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合

連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第28条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第29条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

(1) 保険料の振替貸付

(2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法（回数）が一時的を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

第30条 この特約を疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合、この特約から支払う入院給付金の金額は、第5条（入院給付金の支払）第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

(1) 疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故（別表2）により治療を開始したときは、この特約から支払う入院給付金の支払金額は、つぎ

に定めるところによるものとします。

(ア) この特約の入院給付金日額が疾病入院特約の入院給付金日額以上である場合

(a) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故により治療を開始したとき

入院給付金日額に、不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額

(b) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故により治療を開始したとき

入院給付金日額に、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数を乗じて得た金額

(イ) この特約の入院給付金日額が疾病入院特約の入院給付金日額未満である場合で、疾病入院特約の規定による入院給付金の支払われる期間が終了したときは、入院給付金日額に、疾病入院特約の規定による入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。

(2) この特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる治療を開始したときは、疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

(定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この契約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法

(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この契約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおり

りとしてします。

- (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第23条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (エ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとしてします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第5条（入院給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第5条（入院給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第5条（入院給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者

（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第18条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第8条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第5条（入院給付金の支払）第6項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第18条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第5条（入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者となります。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約

の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第29条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第35条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

（通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則）

第36条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

（保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則）

第37条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
- (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
- (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
- (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
3. 変更後特約の入院給付金日額は、変更前の入院給付金日額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算し

ます。

5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
- (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
- (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、会社の定めるところにより、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
入院給付金	(1) 会社所定の請求書
	(2) 会社所定の様式による医師の診断書
	(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(4) 不慮の事故であることを証する書類
	(5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本）
	(6) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
	(7) 最終の保険料払込を証する書類
	(8) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒	E 860～E 869
ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故	E 870～E 876
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	

11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの	E 878～E 879
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故	E 900～E 909
ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故	E 910～E 915
ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故	E 916～E 928
ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用	E 930～E 949
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入	E 970～E 978
ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等等会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

疾病入院特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の型および被保険者の範囲	210
第2条 入院給付金の支払限度の型	211
第3条 被保険者資格の得喪	211
第4条 配偶者または子の入院給付金日額	211
第5条 入院給付金の支払	211
第6条 手術給付金の支払	212
第7条 入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所	212
第8条 入院給付金または手術給付金を支払わない場合	212
第9条 特約保険料の払込免除	212
第10条 特約の締結	212
第11条 特約の責任開始期	212
第12条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	212
第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	213
第14条 特約の失効	213
第15条 特約の復活	213
第16条 告知義務および告知義務違反	213
第17条 重大事由による解除	213
第18条 特約の解約	213
第19条 特約の返戻金	213
第20条 特約の消滅とみなす場合	213
第21条 入院給付金日額の減額	213
第22条 特約の復旧	214
第23条 特約の型の変更	214
第24条 特約の更新	214

第25条 特約の契約者配当	215
第26条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	215
第27条 管轄裁判所	215
第28条 契約内容の登録	215
第29条 主約款の規定の準用	216
第30条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	216
第31条 災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	216
第32条 定期保険に付加した場合の特則	216
第33条 優良体定期保険に付加した場合の特則	216
第34条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	217
第35条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	218
第36条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	218
第37条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則	218
第38条 保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則	218
別表1 請求書類	220
別表2 対象となる手術および給付倍率表	220
別表3 病院または診療所	221
別表4 入院	221

疾病入院特約条項

(平成18年4月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、被保険者が疾病の治療を目的として入院した場合には入院日数に応じて入院給付金を支払うとともに、手術を受けた場合には所定の手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

(1) 配偶者

主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

(入院給付金の支払限度の型)

第2条 この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

(被保険者資格の得喪)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

- この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の入院給付金日額)

第4条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の60%相当額とします。

- 配偶者または子について定められた入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(入院給付金の支払)

第5条 会社は、被保険者が、つぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

- その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病の治療を目的とすること
- その入院が、別表3に定める病院または診療所におけ

る別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること

- その入院の日数が、第1号の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと
- 前項により支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。以下同じ。）に、この特約の保険期間中の前項の疾病の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
- 一被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する5日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項および第2項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。
- つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第3条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
- 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- つぎの各号のいずれかに該当する入院は、本条に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - 責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - 責任開始期以後に開始した分娩のための入院。ただし、会社が異常分娩と認めた場合に限るものとします。
- 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項

- および第2項の規定を適用します。
9. 前8項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 1回の入院についての支払限度は、第2条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型による支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して730日（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。）とします。

(手術給付金の支払)

- 第6条** 会社は、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所において対象となる手術および給付倍率表（別表2）に定める種類の手術（以下「手術」といいます。）を受けた場合には、その手術1回につき、入院給付金日額（手術を受けた日現在の入院給付金日額とします。）に、受けた手術に應ずる給付倍率を乗じて得た金額を、手術給付金として、主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。
2. 会社は、被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表2）に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
3. 前条第8項の規定は手術給付金の支払の場合に準用します。

(入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第7条** 入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 入院給付金および手術給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、入院給付金または手術給付金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金および手術給付金の支払の場合に準用します。

(入院給付金または手術給付金を支払わない場合)

- 第8条** 会社は、被保険者がつぎのいずれかによって第5条（入院給付金の支払）または第6条（手術給付金の支払）の規定に該当した場合には、入院給付金または手術給付金を支払いません。
- (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
- (2) 当該被保険者の犯罪行為
- (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

- (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 当該被保険者の薬物依存
- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱
2. 前項第7号または第8号の原因によって入院し、または手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、入院給付金または手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(特約保険料の払込免除)

- 第9条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第10条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第11条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第3条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第12条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契

約応当日)以後その月の末日までにこの特約による入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きします。ただし、入院給付金または手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第13条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金または手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。
2. 入院給付金または手術給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了するまでに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

- 第14条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

- 第15条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

- 第16条** この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際にこの告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第17条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的

で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

- (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金、手術給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金、手術給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに入院給付金または手術給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

- 第18条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第20条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(入院給付金日額の減額)

- 第21条** 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は、会社の定める金額以

上であることを要します。

2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第22条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

第23条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（特約の型および被保険者の範囲）に定める特約の型を変更することができます。ただし、第9条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

(1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

(2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受けとった時（告知の前に受けとった場合には、告知の時）

3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
5. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第24条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金もしくは手術給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとして扱います。

12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に

通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払、手術給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金もしくは手術給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第12条第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第12条第4項および第13条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第25条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第26条 主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第27条 この特約における入院給付金、手術給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第28条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第29条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第30条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

(1) 保険料の振替貸付
(2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとしします。

(災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

第31条 この特約を災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合、この特約から支払う入院給付金の金額は、第5条(入院給付金の支払)第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、疾病の治療を開始したときは、この特約から支払う入院給付金の支払金額はつぎに定めるところによるものとしします。
- (ア) この特約の入院給付金日額が災害入院特約の入院給付金日額をこえる場合
- (a) 不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき
入院給付金日額に、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額
- (b) 不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき
入院給付金日額に、不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数を乗じて得た金額
- (イ) この特約の入院給付金日額が災害入院特約の入院給付金日額以下である場合で、災害入院特約の規定による入院給付金の支払われる期間が終了したときは、入院給付金日額に、災害入院特約の規定による入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じた金額とします。
- (2) この特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる治療を開始したときは、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

(定期保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日まででこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日まででこの特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、第12条第4項および第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適

用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、第12条第4項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第24条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

(ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(イ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。

(2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

(イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ウ) 第5条（入院給付金の支払）第1項および第6条（手術給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

(3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(イ) 第5条（入院給付金の支払）第1項および第6条（手術給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第5条（入院給付金の支払）第1項および第6条（手術給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

(5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第19条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

(イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

(6) 第9条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第5条（入院給付金の支払）第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第19条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第5条（入院給付金の支払）第1項および第6条（手術給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金および手術給付金の受取人は、保険契約者とします。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第30条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一と

します。

- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則)

第37条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第26条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

(保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則)

第38条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
 - (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
 3. 変更後特約の入院給付金日額は、変更前の入院給付金日額と同額とします。
 4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。

- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
 7. 変更後特約について、入院給付金の支払、手術給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたもの

とします。

8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10

(次頁につづく)

手術番号	手術の種類	給付倍率
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿管閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20

73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を收容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に收容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

1. 治療を目的とした入院
美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 同一疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

3. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

5. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

6. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

7. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

災害退院後療養特約条項 目次

この特約の概要

第 1 条 特約の型および被保険者の範囲	223
第 2 条 被保険者資格の得喪	224
第 3 条 配偶者または子の基本災害療養給付金額	224
第 4 条 災害療養給付金の支払	224
第 5 条 災害療養給付金の請求、支払時期および支払場所	224
第 6 条 特約保険料の払込免除	224
第 7 条 特約の締結	224
第 8 条 特約の責任開始期	225
第 9 条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	225
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	225
第11条 特約の失効	225
第12条 特約の復活	225
第13条 告知義務および告知義務違反	225
第14条 重大事由による解除	225
第15条 特約の解約	225
第16条 特約の返戻金	225
第17条 特約の消滅とみなす場合	226
第18条 基本災害療養給付金額の減額	226
第19条 特約の復旧	226

第20条 特約の型の変更	226
第21条 特約の更新	226
第22条 特約の契約者配当	227
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	227
第24条 管轄裁判所	227
第25条 主約款の規定の準用	227
第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	228
第27条 疾病退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	228
第28条 定期保険に付加した場合の特則	228
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	228
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	229
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	229
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	230
別表 1 請求書類	231

災害退院後療養特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に災害入院特約とあわせて付加し、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した後、生存して退院したときに災害療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第 1 条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - (1) 配偶者

主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - (2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

- 第2条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の基本災害療養給付金額)

- 第3条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本災害療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額の60%相当額とします。
2. 配偶者または子について定められた基本災害療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(災害療養給付金の支払)

- 第4条** 会社は、被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、つぎの各号のいずれかに該当する継続した入院をした後、生存して退院したときに、第2項に定める金額の災害療養給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。
- (1) 災害入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院で、その入院給付金の支払われる入院日数が20日以上となる入院
 - (2) 災害入院特約と疾病入院特約をあわせて主契約に付加した場合で、災害入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数に、災害入院特約条項第30条（疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）の規定により災害入院特約からの支払いかえて、疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数を加えた日数が20日以上となる入院
2. 前項より支払う災害療養給付金の金額は、入院1回につき基本災害療養給付金額（入院中に基本災害療養給付金額の変更があった場合には、退院日現在の基本災害療養給付金額とします。以下同じ。）に10を乗じて得た金額とします。
3. 災害入院特約条項第5条（入院給付金の支払）第4項または第5項に該当する入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。この場合、災害療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院について、その後災害療養給付金の支払事由に該

当しても、会社は、災害療養給付金を支払いません。ただし、災害療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。

4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時から730日以内のその継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本災害療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
- (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) 災害入院特約条項に規定する主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第17条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

(災害療養給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条** 災害療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 災害療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害療養給付金を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による災害療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第6条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第7条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、災害入院特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による災害療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、災害療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、災害療養給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 災害療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払

うべき災害療養給付金を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結、復活、復旧または型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 災害療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、災害療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに災害療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻

します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

- この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- 主契約または災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(基本災害療養給付金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本災害療養給付金額は会社の定める金額以上であることを要します。

- 災害入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の入院給付金日額に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本災害療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本災害療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
- 前2項の規定によって、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第19条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

- 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

第20条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第6条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

- 災害入院特約の型が変更され、この特約の型が会社の定める範囲外となった場合には、この特約の型は災害入院特

約の型の変更時から会社の定める型に変更されるものとします。

- 第1項に定める型の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

(1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

(2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)

- 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。

5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からこれらの元利金を差し引きます。

- 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

- 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

- 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。

- 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契

- 約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
- (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 災害療養給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。
- （特約の契約者配当）**
- 第22条** この特約に対しては、契約者配当はありません。
- （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**
- 第23条** 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。
- （管轄裁判所）**
- 第24条** この特約における災害療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。
- （主約款の規定の準用）**
- 第25条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第26条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

(1) 保険料の振替貸付

(2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(疾病退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

第27条 この特約を疾病退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 退院日現在においてこの特約の基本災害療養給付金額が疾病退院後療養特約の基本疾病療養給付金額以上である場合で、災害入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数もしくは災害入院特約条項第30条(疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により災害入院特約からの支払にかえて疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数があるときは、第4条(災害療養給付金の支払)第1項第2号中「災害入院特約条項第30条(疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により災害入院特約からの支払にかえて疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数」とあるのは、「疾病入院特約条項に規定する入院給付金が支払われる入院日数」と読み替えます。

(2) 第4条(災害療養給付金の支払)第3項の規定は適用せず、災害入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第4項、第5項または疾病入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第3項、第4項に該当する入院をした場合、継続した1回の入院とみなします。この場合、災害療養給付金または疾病退院後療養特約条項の規定により疾病療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院については、その後災害療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、災害療養給付金を支払いません。ただし、その災害療養給付金がすでに支払われた災害療養給付金または疾病療養給付金を上回るときはその差額を支払います。

(3) 前号の規定にかかわらず、災害療養給付金または疾病療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。

(4) 退院日現在においてこの特約の基本災害療養給付金額が疾病退院後療養特約の基本疾病療養給付金額未満である場合、疾病退院後療養特約条項の規定により疾病療養給付金が支払われる退院に対しては、この特約の災害療養給付金は支払いません。

(定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時

時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 災害療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 災害療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約

- の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (イ) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第4条(災害療養給付金の支払)第1項中「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」とあるのは「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日以前の主

契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」と読み替えます。

- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第4条(災害療養給付金の支払)第1項中「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」とあるのは「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条(災害療養給付金の支払)第1項中「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」とあるのは「主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第6条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、

責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (3) 第4条（災害療養給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた基本災害療養給付金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその基本災害療養給付金額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（災害療養給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、災害療養給付金の受取人は、保険契約者となります。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同

一とします。

- (3) 災害療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
災害療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (6) 災害療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。	
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

疾病退院後療養特約条項 目次

この特約の概要

<p>第 1 条 特約の型および被保険者の範囲 ……232</p> <p>第 2 条 被保険者資格の得喪 ……233</p> <p>第 3 条 配偶者または子の基本疾病療養給付金額 ……233</p> <p>第 4 条 疾病療養給付金の支払 ……233</p> <p>第 5 条 疾病療養給付金の請求、支払時期および支払場所…233</p> <p>第 6 条 特約保険料の払込免除 ……233</p> <p>第 7 条 特約の締結 ……234</p> <p>第 8 条 特約の責任開始期 ……234</p> <p>第 9 条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 ……234</p> <p>第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……234</p> <p>第11条 特約の失効 ……234</p> <p>第12条 特約の復活 ……234</p> <p>第13条 告知義務および告知義務違反 ……234</p> <p>第14条 重大事由による解除 ……234</p> <p>第15条 特約の解約 ……235</p> <p>第16条 特約の返戻金 ……235</p> <p>第17条 特約の消滅とみなす場合 ……235</p> <p>第18条 基本疾病療養給付金額の減額 ……235</p> <p>第19条 特約の復旧 ……235</p>	<p>第20条 特約の型の変更 ……235</p> <p>第21条 特約の更新 ……235</p> <p>第22条 特約の契約者配当 ……236</p> <p>第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……236</p> <p>第24条 管轄裁判所 ……237</p> <p>第25条 主約款の規定の準用 ……237</p> <p>第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則 ……237</p> <p>第27条 災害退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則 ……237</p> <p>第28条 定期保険に付加した場合の特則 ……237</p> <p>第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則 ……237</p> <p>第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則 ……238</p> <p>第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則 ……239</p> <p>第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則 ……239</p> <p>別表 1 請求書類 ……240</p>
--	---

疾病退院後療養特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に疾病入院特約とあわせて付加し、被保険者が疾病の治療を目的として入院した後、生存して退院したときに疾病療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第 1 条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - (1) 配偶者

主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - (2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

- 第2条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の基本疾病療養給付金額)

- 第3条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本疾病療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額の60%相当額とします。
2. 配偶者または子について定められた基本疾病療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(疾病療養給付金の支払)

- 第4条** 会社は、被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因として、つぎの各号のいずれかに該当する継続した入院をした後、生存して退院したときに、第2項に定める金額の疾病療養給付金を主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。
- (1) 疾病入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院で、その入院給付金の支払われる入院日数が20日以上となる入院
 - (2) 疾病入院特約と災害入院特約をあわせて主契約に付加した場合で、疾病入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数に、疾病入院特約条項第31条（災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）の規定により疾病入院特約からの支払にかえて、災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数を加えた日数が20日以上となる入院
2. 前項により支払う疾病療養給付金の金額は、入院1回につき基本疾病療養給付金額（入院中に基本疾病療養給付金額の変更があった場合には、退院日現在の基本疾病療養給付金額とします。以下同じ。）に10を乗じて得た金額とします。
3. 疾病入院特約条項第5条（入院給付金の支払）第3項または第4項に該当する入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。この場合、疾病療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院について、その後疾病療養給付金の支払事由に該

当しても、会社は、疾病療養給付金を支払いません。ただし、疾病療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。

4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時から730日以内のその継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本疾病療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
- (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) 疾病入院特約条項に規定する主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第17条（特約の消滅とみなす場合）第3号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院の退院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。

(疾病療養給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条** 疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 疾病療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、疾病療養給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による疾病療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第6条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による疾病療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、疾病療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による疾病療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 疾病療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結、復活、復旧または型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 疾病療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、疾病療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに疾病療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

- この特約が次条第1号および第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- 疾病入院特約条項の規定による主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(基本疾病療養給付金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本疾病療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

- 疾病入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の入院給付金日額に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本疾病療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本疾病療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとして扱います。
- 前2項の規定によって、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第19条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。

- 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧

の取扱をします。

(特約の型の変更)

第20条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 疾病入院特約の型が変更され、この特約の型が会社の定める範囲外となった場合には、この特約の型は疾病入院特約の型の変更時から会社の定める型に変更されるものとして扱います。

3. 第1項に定める型の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとして扱います。

(1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

(2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。

5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。

6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 疾病療養給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 疾病療養給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、つぎのとおりとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第23条** 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
 4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における疾病療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第26条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(災害退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

第27条 この特約を災害退院後療養特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 退院日現在においてこの特約の基本疾病療養給付金額が災害退院後療養特約の基本災害療養給付金額をこえる場合で、疾病入院特約条項に規定する入院給付金の支払われる入院日数もしくは疾病入院特約条項第31条(災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により疾病入院特約からの支払にかえて災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数があるときは、第4条(疾病療養給付金の支払)第1項第2号中「疾病入院特約条項第31条(災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)の規定により疾病入院特約からの支払にかえて災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われることとなった入院日数」とあるのは、「災害入院特約条項に規定する入院給付金が支払われる入院日数」と読み替えます。
- (2) 第4条(疾病療養給付金の支払)第3項の規定は適用せず、疾病入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第3項、第4項または災害入院特約条項第5条(入院給付金の支払)第4項、第5項に該当する入院をした場合、継続した1回の入院とみなします。この場合、疾病療養給付金または災害退院後療養特約条項の規定により災害療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院については、その後疾病療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、疾病療養給付金を支払いません。ただし、その疾病療養給付金がすでに支払われた疾病療養給付金または災害療養給付金を上回るときはその差額を支払います。
- (3) 前号の規定にかかわらず、疾病療養給付金または災害療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
- (4) 退院日現在においてこの特約の基本疾病療養給付金額が災害退院後療養特約の基本災害療養給付金額以下である場合、災害退院後療養特約条項の規定により災害療養給付金が支払われる退院に対しては、この特約の疾病療養給付金は支払いません。

(定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 疾病療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 疾病療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、

更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないうまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の疾病療養給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

(ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(イ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(ウ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。

(2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

(イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ウ) 第4条（疾病療養給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

(3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(イ)および(ウ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(イ) 第4条（疾病療養給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（疾病療養給付金の支払）第1項中「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

(5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

(イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

(6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（疾病療養給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた基本疾病療養給付金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその基本疾病療養給付金額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（疾病療養給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、疾病療養給付金の受取人は、保険契約者とします。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定め

る保険契約の更新の規定を準用します。

- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 疾病療養給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
疾病療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 疾病療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

成人病保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条 入院給付金の支払限度の型	241
第2条 入院給付金の支払	241
第3条 入院給付金の請求、支払時期および支払場所	242
第4条 特約保険料の払込免除	242
第5条 特約の締結	242
第6条 特約の責任開始期	242
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	242
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	242
第9条 特約の失効	243
第10条 特約の復活	243
第11条 告知義務および告知義務違反	243
第12条 重大事由による解除	243
第13条 特約の解約	243
第14条 特約の返戻金	243
第15条 特約の消滅とみなす場合	243
第16条 入院給付金日額の減額	243
第17条 特約の復旧	243
第18条 特約の更新	243
第19条 特約の契約者配当	244
第20条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	244
第21条 特約保険料率の変更	245

第22条 管轄裁判所	245
第23条 契約内容の登録	245
第24条 主約款の規定の準用	245
第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	245
第26条 定期保険に付加した場合の特則	246
第27条 優良体定期保険に付加した場合の特則	246
第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	246
第29条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	247
第30条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	247
第31条 通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則	248
別表1 請求書類	249
別表2 対象となる成人病	249
別表3 病院または診療所	249
別表4 入院	249

成人病保障特約条項

(平成18年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が成人病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(入院給付金の支払限度の型)

第1条 この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

(入院給付金の支払)

第2条 会社は、被保険者がつぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

(1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した成人病（別表

2）の治療を目的とすること。

(2) その入院が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること。

(3) その入院の日数が、第1号の成人病の治療を目的として、この特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと。

2. 前項より支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。）に、この特約の保険期間中の前項の成人病（別表2）の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。

3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。

4. 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表2中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係があると会社が認めた疾病は、同一の成人病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する5日以上の入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項および第2項の規定を適用しま

す。ただし、同一の成人病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな成人病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。

5. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第15条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によりこの特約が消滅したとき
6. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病（別表2）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
7. 被保険者が責任開始期前に発病した成人病（別表2）の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
8. 前7項の規定にかかわらず、この特約による入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての支払限度は、第1条（入院給付金の支払限度の型）において選択した支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して730日とします。

（入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して入院給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。

（特約の責任開始期）

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第8条** 保険料払込の猶予期間中にこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保

険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第11条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第12条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
(2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第14条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社

の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
(1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
(2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
(3) 第2条(入院給付金の支払)の規定による入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(入院給付金日額の減額)

第16条 保険契約者は、いつでも、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は会社定める金額以上であることを要します。
2. 疾病入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の疾病入院特約の入院給付金日額に対するこの特約の被保険者について定められた入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のこの特約の入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第17条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当

- する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第7条第4項および第8条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、つぎのとおりとします。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者担当）

第19条 この特約に対しては、契約者担当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第20条 主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間

が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間を変更せず、そのまま有効に継続します。

(特約保険料率の変更)

- 第21条** 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。
2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向かってこの特約の保険料または入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までに下記のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
 5. 保険料変更日まで、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第22条 この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第23条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎ

の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第25条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、

特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（定期保険に付加した場合の特則）

第26条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第27条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一

とします。

- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第28条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移

行した場合には、つぎのとおりとします。

- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第2条（入院給付金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第2条（入院給付金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（入院給付金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の

払込完了日以後のとき

- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第2条（入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者となります。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたもの

として取り扱います。

(通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
入院給付金	(1) 会社所定の請求書
	(2) 会社所定の様式による医師の診断書
	(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要）
	(5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
	(6) 最終の保険料払込を証する書類
	(7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。	
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる成人病

対象となる成人病とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

対 象 疾 病		
成人病の種類	分 類 項 目	基本分類表番号
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備 考

治療を目的とした入院

治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

女性医療特約条項 目次

この特約の概要

第1条 入院給付金の支払限度の型	250
第2条 入院給付金の支払	250
第3条 入院給付金の請求、支払時期および支払場所	251
第4条 特約保険料の払込免除	251
第5条 特約の締結	251
第6条 特約の責任開始期	251
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	251
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	252
第9条 特約の失効	252
第10条 特約の復活	252
第11条 告知義務および告知義務違反	252
第12条 重大事由による解除	252
第13条 特約の解約	252
第14条 特約の返戻金	252
第15条 特約の消滅とみなす場合	252
第16条 入院給付金日額の減額	252
第17条 特約の復旧	252
第18条 特約の更新	253
第19条 特約の契約者配当	254
第20条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	254
第21条 特約保険料率の変更	254

第22条 管轄裁判所	254
第23条 契約内容の登録	254
第24条 主約款の規定の準用	254
第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	255
第26条 定期保険に付加した場合の特則	255
第27条 優良体定期保険に付加した場合の特則	255
第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	255
第29条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	256
第30条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	256
第31条 通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則	257
別表1 請求書類	258
別表2 女性医療特約の対象となる特定疾病	258
別表3 病院または診療所	260
別表4 入院	260

女性医療特約条項

(平成18年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加し、その被保険者が特定疾病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(入院給付金の支払限度の型)

第1条 この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

(入院給付金の支払)

第2条 会社は、被保険者が、つぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、第2項に定める金額の入院給付金を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）に支払います。

(1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧

の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した別表2に定める特定疾病（以下「特定疾病」といいます。）の治療を目的とすること

(2) その入院が、別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること

(3) その入院の日数が、第1号の特定疾病の治療を目的として、この特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと

2. 前項により支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。）に、この特約の保険期間中の前項の特定疾病の治療を目的とする入院日数から、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を乗じて得た金額とします。

3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。

4. 被保険者が同一の特定疾病（病名を異にする場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めた特定疾病は、同一の特定疾病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する5日以上入院を2回以上し

た場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項および第2項の規定を適用します。ただし、同一の特定疾病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな特定疾病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。

5. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第15条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
6. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
7. 被保険者が責任開始期前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
8. 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その日からその特定疾病の治療を目的として入院したものと第1項および第2項の規定を適用します。
9. 前8項の規定にかかわらず、この特約による入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての支払限度は、第1条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型による支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同じ。）とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して730日とします。

（入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して入院給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間

とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。

（特約の責任開始期）

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定められます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第8条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第11条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第12条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第14条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第2条(入院給付金の支払)の規定による入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

(入院給付金日額の減額)

第16条 保険契約者は、いつでも、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 疾病入院特約の主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額した場合に、減額後の疾病入院特約の入院給付金日額に対するこの特約の被保険者について定められた入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のこの特約の入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第17条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

- 第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 - 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 - 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 - 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
 - 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 - 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
 - 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

- 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
- 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。
- この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとしてします。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(A)、(i)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第7条第4項および第8条の規定を準用します。
 - 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。
 - 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第19条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第20条 主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(特約保険料率の変更)

第21条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までに下記のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日までに、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第22条 この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第23条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第25条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとしします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了の日と主契約の保険期間の満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

(ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)

に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第2条（入院給付金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第2条（入院給付金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（入院給付金の支払）第1項中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用し

ない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます）が消滅したとき。

- (6) 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特約により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特約）

第29条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第14条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第2条（入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者となります。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特約）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特約）

第30条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
入院給付金	(1) 会社所定の請求書
	(2) 会社所定の様式による医師の診断書
	(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要）
	(5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
	(6) 最終の保険料払込を証する書類
	(7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部省略を認めることがあります。	

別表2 女性医療特約の対象となる特定疾病

対象となる特定疾病とは、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番号
新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	○消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	○骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170~175）中の	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・皮膚のその他の悪性新生物	173
	・女性乳房の悪性新生物	174
	○泌尿生殖器の悪性新生物（179~189）中の	
	・子宮の悪性新生物、部位不明	179
	・子宮頸の悪性新生物	180
	・胎盤の悪性新生物	181
	・子宮体の悪性新生物	182
	・卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	・膀胱の悪性新生物	188
	・腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189

新生物	○その他および部位不明の悪性新生物	190~199
	○リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
	○良性新生物（210~229）中の	
	・乳房の良性新生物	217
	・子宮平滑筋腫	218
	・子宮のその他の良性新生物	219
	・卵巣の良性新生物	220
	・その他の女性生殖器の良性新生物	221
	・腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	・甲状腺の良性新生物	226
	○上皮内癌（230~234）中の	
	・消化器の上皮内癌	230
	・呼吸系の上皮内癌	231
	・皮膚の上皮内癌	232
	・乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	・その他および部位不明の上皮内癌	234
	○性状不詳の新生物（235~238）中の泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の	
	・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巣	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の	
	・乳房	238.3
	○性質の明示されない新生物（239）中の	
	・乳房	239.3
	・膀胱	239.4
	・その他の泌尿生殖器	239.5

(次頁につづく)

特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番号				
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	○甲状腺の障害(240~246)中の			循環系の疾患	456.6	
	・単純性および詳細不明の甲状腺腫	240		・外陰静脈瘤		
	・非中毒性結節性甲状腺腫	241		・リンパ管の非感染性障害(457)中の	457.0	
	・甲状腺腫をとともなうまたはともなわない甲状腺中毒症	242		・乳房切除後リンパ浮腫症候群		
	・後天性甲状腺機能低下(症)	244		・低血圧(症)	458	
	・甲状腺炎	245				
・甲状腺のその他の障害	246		消化系の疾患	○消化系のその他の疾患(570~579)中の		
○その他の内分泌腺の疾患(250~259)中の				・胆石症	574	
・副腎の障害(255)中の				・胆のう〈嚢〉のその他の障害	575	
・クッシング〈Cushing〉症候群	255.0			・その他の胆道の障害	576	
・卵巣機能障害	256					
糖尿病	○その他の内分泌腺の疾患(250~259)中の			泌尿生殖系の疾患	○腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ(580~589)中の	
・糖尿病	250			・急性糸球体腎炎	580	
				・ネフローゼ症候群	581	
				・慢性糸球体腎炎	582	
				・腎炎および腎症〈ネフロパシ	583	
				ー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの		
				・慢性腎不全	585	
血液および造血器の疾患	○血液および造血器の疾患(280~289)中の			○泌尿系のその他の疾患(590~599)中の		
・鉄欠乏性貧血	280			・腎の感染(症)	590	
・その他の欠乏性貧血	281			・水腎症	591	
・後天性溶血性貧血	283			・腎および尿管の結石	592	
・再生不良〈無形成〉性貧血	284			・腎および尿管のその他の障害	593	
・その他および詳細不明の貧血	285			・下部尿路の結石	594	
・紫斑病およびその他の出血病態(287)中の				・膀胱炎	595	
・アレルギー性紫斑症	287.0			・膀胱のその他の障害	596	
・血小板〈栓球〉機能障害	287.1			・非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597	
・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病	287.2			・尿道狭窄	598	
・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.3			・尿道および尿路のその他の障害	599	
・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.4			○乳房の障害	610~611	
・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	287.5			○女性骨盤臓器の炎症性疾患	614~616	
				○女性生殖路のその他の障害	617~629	
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	393~398		妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	○妊娠、流産に終わったもの	630~639
	○虚血性心疾患	410~414			○主として妊娠に関連した合併症	640~648
	○肺循環疾患	415~417			○正常分娩および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態における分娩(650)は除く〉	651~659
	○その他の型の心疾患	420~429			○分娩の経過に主として発生する合併症	660~669
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	401~405			○産じょく〈褥〉の合併症	670~676
脳血管疾患	○脳血管疾患	430~438		筋骨格系および結合組織の疾患	○関節症〈疾患〉および関連障害(710~719)中の	
循環系の疾患	○動脈、細動脈および毛細(血)管の疾患(440~448)中の			・結合組織のびまん性疾患	710	
	・結節性多発(性)動脈炎および類似疾患(446)中の	446.7		・慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発(性)関節症〈疾患〉	714	
	・大動脈炎症候群			○リウマチ、背部を除く(725~729)中の		
	○静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患(451~459)中の			・リウマチ性多発筋痛	725	
	・下肢の静脈瘤	454				
	・その他の部位の静脈瘤(456)中の					

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

がん保障特約条項 目次

この特約の概要

第 1 条	がんの定義および診断確定	261
第 2 条	給付内容の型	261
第 3 条	被保険者の型および被保険者の範囲	262
第 4 条	被保険者資格の得喪	262
第 5 条	配偶者または子のがん入院給付金日額	262
第 6 条	給付金の支払	262
第 7 条	給付金の請求、支払時期および支払場所	263
第 8 条	特約保険料の払込免除	263
第 9 条	特約の締結	263
第10条	特約の責任開始期	263
第11条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	263
第12条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	264
第13条	特約の失効	264
第14条	特約の復活	264
第15条	責任開始期前のがん診断確定による無効	264
第16条	告知義務および告知義務違反	264
第17条	重大事由による解除	264
第18条	特約の解約	264
第19条	特約の返戻金	264
第20条	特約の消滅とみなす場合	264
第21条	がん入院給付金日額の減額	265
第22条	特約の復旧	265
第23条	被保険者の型の変更	265
第24条	特約の更新	265

第25条	特約の契約者配当	266
第26条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱	266
第27条	特約の保険料率の変更	266
第28条	管轄裁判所	267
第29条	主約款の規定の準用	267
第30条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	267
第31条	定期保険に付加した場合の特則	267
第32条	優良体定期保険に付加した場合の特則	267
第33条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	267
第34条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	268
第35条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	269
第36条	逡減定期保険または優良体逡減定期保険に付加した場合の特則	269
第37条	保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則	269
第38条	他の保険への加入に関する特則	269
別表 1	請求書類	270
別表 2	対象となる悪性新生物	270
別表 3	対象となる手術および給付倍率表	270
別表 4	病院または診療所	270
別表 5	入院	270

がん保障特約条項

(平成18年4月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) がん入院給付金

被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中ががんの治療を目的として入院をしたときに支払います。

(2) がん手術給付金

被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中ががんの治療を目的として手術を受けたときに支払います。

(3) がん診断給付金（給付内容の型がⅡ型の場合）

被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中ががんと診断確定され、がんの治療を目的として入院を開始したときに支払います。

2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。

(1) 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者

- (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
- (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
- (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(がんの定義および診断確定)

第 1 条 この特約において「がん」とは、別表 2 に定める悪性新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

(給付内容の型)

第 2 条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの給付内容の型を選択するものとします。

給付内容の型	給付金の種類
Ⅰ 型	がん入院給付金、がん手術給付金
Ⅱ 型	がん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金

2. 前項により選択された給付内容の型は、相互に変更することができません。

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

(1) 配偶者

主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

第4条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子のがん入院給付金日額)

第5条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子のがん入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められたがん入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(給付金の支払)

第6条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん入院給付金	がん入院給付金日額×入院日数	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後にがんと診断確定されたこと (2) 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること (3) 別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること
	手術1回につき、がん入院給付金日額×別表3に定める給付倍率		被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること (2) 別表3に定めるいずれかの種類の手術であること (3) 別表4に定める病院または診療所における手術であること
	がん入院給付金日額×診断給付倍率		被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にかんがんと診断確定され、がん入院給付金の支払われる入院を開始したとき

2. 保険契約者は、この特約の締結の際、前項の診断給付倍率を会社の定める範囲内で指定するものとします。
3. 前項により指定された診断給付倍率は、以後変更することができません。
4. 第1項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にかんがんと診断確定されていたときには、給付金を支払いません。
5. 被保険者の入院中にかんがんと入院給付金日額が変更された場合には、がん入院給付金、がん手術給付金およびがん診断給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。
6. 被保険者が第1項に規定する入院中につきの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の第1項に規定する入院中にその子が第4条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
7. 会社は、被保険者が、時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合に

は、第1項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表3）に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。

8. 被保険者ががん以外の原因による入院中ががんの治療を開始したと会社が認めるときは、その治療を開始した日にがんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
9. 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第10項の規定によりがん診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にがん診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、がん診断給付金を支払いません。
10. 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがん入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、本条の規定を適用してがん診断給付金を支払います。
11. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、がん入院給付金、がん手術給付金およびがん診断給付金の受取人は保険契約者とします。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第7条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その給付金を請求してください。
 3. 前項の場合に、給付金の受取人が主契約の被保険者で、主契約の被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、主契約の被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主契約の被保険者のために主契約の被保険者に代わって給付金を請求することができます。
 4. 前項の規定により会社が給付金を代理人に支払った場合には、その後給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 5. 給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第8条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - （1）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - （2）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のと

き

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第9条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第10条** 主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結後に第4条（被保険者資格の得喪）第2項の規定により被保険者の資格を取得した配偶者または子については、第4条第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第4条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第11条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後におい

て払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第12条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第13条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

（特約の復活）

- 第14条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第10条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

- 第15条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
 3. 本条の適用がある場合は、第16条（告知義務および告知義務違反）および第17条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

- 第16条** この特約の締結、復活、復旧または被保険者の型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約

款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

- 第17条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

- 第18条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の返戻金）

- 第19条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第20条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみな

します。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(がん入院給付金日額の減額)

- 第21条** 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定によって、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第22条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとして扱います。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。ただし、第10条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復旧が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

(被保険者の型の変更)

- 第23条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、第3条(被保険者の型および被保険者の範囲)に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第8条(特約保険料の払込免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。
2. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受けとった時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 3. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
 4. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
 5. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

- 第24条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
 6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
 7. 更新後のこの特約のがん入院給付金日額は、更新前のこの特約のがん入院給付金日額と同一とします。
 8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数))と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
 11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 12. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりと

します。

- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
13. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第2条（給付内容の型）、第6条（給付金の支払）、第10条（特約の責任開始期）、第15条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第16条（告知義務および告知義務違反）ならびに第23条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第11条第4項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第12項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第11条第4項および第12条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼ

って消滅するものとします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者担当）

第25条 この特約に対しては、契約者担当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 第26条** 主契約の保険金額を減額したときでも、この特約はそのまますべて有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 3. 主契約の保険料払込期間を変更したとき、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
 5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（特約の保険料率の変更）

- 第27条** 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。
2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料またはがん入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、がん入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、がん入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたも

のとみなします。

5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第28条 この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第29条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第30条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとしします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 給付内容の型、給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に係る規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定による

ほか、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 給付内容の型、給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に係る規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定による
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第11条第4項および第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第33条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特

則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第24条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第8項、第13項および第15項の規定を適用します。

(ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

(イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ウ) 第6条（給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

(3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(イ) 第6条（給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第6条（給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡

給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

(5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第19条（特約の返戻金）第3項および第38条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。

(ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき

(イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

(6) 第8条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第34条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

(2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(3) 第6条（給付金の支払）第6項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第19条（特約の返戻金）第3項および第37条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。

(4) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第6条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、給付金の受取人は、保険契約者とします。

(ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

(5) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第30条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す

る特則)第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 給付内容の型、給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第26条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額したとき」と読み替えます。

(保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則)

第37条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。(以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。)この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
 - (3) 契約日(更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日)より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
 3. 変更後特約のがん入院給付金日額は、変更前のがん入院給付金日額と同額とします。
 4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。

- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
 7. 変更後特約について、給付内容の型、給付金の支払、特約保険料の払込免除、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効、告知義務および告知義務違反ならびに被保険者の型の変更に關する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
 9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

(他の保険への加入に関する特則)

第38条 この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときには、被保険者選択を受けることなく、配偶者または子をそれぞれ被保険者とする会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。

2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取り扱いいます。
 - (1) この特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
 - (3) 新たに加入できる個人保険契約のがん入院給付金日額は、この特約の消滅時のそれぞれの被保険者に対するがん入院給付金日額以下であること
 - (4) 主約款の規定によって主契約の保険金を支払う事由が主契約の被保険者の配偶者または子の故意または重大な過失によらないこと

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 がん入院給付金 がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 がん手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
上皮内癌	230～234

別表3 対象となる手術および給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備考【別表3】

- 手術
「手術」とは器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- 治療を直接の目的とした手術
「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- 前号の場合と同等等会社が認めた日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

がん退院後療養特約条項 目次

この特約の概要

第1条 被保険者の型および被保険者の範囲	271
第2条 被保険者資格の得喪	271
第3条 配偶者または子の基本がん退院療養給付金額	272
第4条 がん退院療養給付金の支払	272
第5条 がん退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所	272
第6条 特約保険料の払込免除	272
第7条 特約の締結	272
第8条 特約の責任開始期	272
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	273
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	273
第11条 特約の失効	273
第12条 特約の復活	273
第13条 責任開始期前のがん診断確定による無効	273
第14条 告知義務および告知義務違反	273
第15条 重大事由による解除	273
第16条 特約の解約	274
第17条 特約の返戻金	274
第18条 特約の消滅とみなす場合	274
第19条 基本がん退院療養給付金額の減額	274

第20条 特約の復旧	274
第21条 被保険者の型の変更	274
第22条 特約の更新	275
第23条 特約の契約者配当	276
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	276
第25条 特約の保険料率の変更	276
第26条 管轄裁判所	276
第27条 主約款の規定の準用	276
第28条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	276
第29条 定期保険に付加した場合の特則	276
第30条 優良体定期保険に付加した場合の特則	277
第31条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	277
第32条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	278
第33条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	278
第34条 保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則	278
第35条 他の保険への加入に関する特則	279
別表1 請求書類	280

がん退院後療養特約条項

(平成13年12月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）にがん保障特約とあわせて付加し、被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中にかんの治療を目的として入院した後、生存して退院したときにかん退院療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載

されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
(2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約

特

約

がん退院後療養特約条項

応当日をむかえたとき

(配偶者または子の基本がん退院療養給付金額)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本がん退院療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた基本がん退院療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(がん退院療養給付金の支払)

第4条 この特約において支払うがん退院療養給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん退院療養給付金	1回の入院のその退院につき、基本がん退院療養給付金額×10	主契約の被保険者	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病したがん保障特約条項に規定するがんを直接の原因とする入院であること (2) がん保障特約条項に定めるがん入院給付金の支払われる入院であること (3) 前号の入院日数が継続して20日以上であること

2. 被保険者の入院中に基本がん退院療養給付金額が変更された場合には、がん退院療養給付金の支払額は、退院日現在の基本がん退院療養給付金額に応じて計算します。

3. 被保険者が、がん保障特約条項に規定にするがん入院給付金の支払われる入院で、その入院日数が20日未満の入院をした後、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。この場合、がん退院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日以後に開始した入院について、その後がん退院療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、がん退院療養給付金を支払いません。ただし、がん退院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、第1項の規定を適用します。

4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本がん退院療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。

- (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
- (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
- (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者

資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、がん退院療養給付金の受取人は保険契約者となります。

(がん退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 がん退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. がん退院療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、がん退院療養給付金を請求してください。

3. 前項の場合に、がん退院療養給付金の受取人が主契約の被保険者で、主契約の被保険者にがん退院療養給付金を請求できない特別な事情があるときは、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、主契約の被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主契約の被保険者のために主契約の被保険者に代わってがん退院療養給付金を請求することができます。

4. 前項の規定により会社ががん退院療養給付金を代理人に支払った場合には、その後がん退院療養給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん退院療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、がん保障特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

第8条 主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約

上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結後に第2条（被保険者資格の得喪）第2項の規定により被保険者の資格を取得した配偶者または子については、第2条第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第2条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん退院療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第10条 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん退院療

養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. がん退院療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

第13条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。

- （1）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
- （2）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
- （3）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合は、第14条（告知義務および告知義務違反）および第15条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第14条 この特約の締結、復活、復旧または被保険者の型の変更の際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第15条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- （1）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. がん退院療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、がん退院療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでにかん退院療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん退院療養給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第17条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主約款の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主約款の保険金を支払う場合および主約款の責任準備金その他の返戻金がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主約款の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第18条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主約款またはがん保障特約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主約款が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(基本がん退院療養給付金額の減額)

第19条 保険契約者は、いつでも、基本がん退院療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本がん

退院療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. がん保障特約の主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額を減額した場合に、減額後のがん入院給付金日額に対するこの特約の主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本がん退院療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本がん退院療養給付金額が会社の定める金額未満となる場合は、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって、基本がん退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第20条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第18条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。ただし、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復旧が行われた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

(被保険者の型の変更)

- 第21条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。
2. がん保障特約条項の規定によりがん保障特約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、がん保障特約の被保険者の型の変更時からがん保障特約と同一の型に変更されるものとします。
 3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 4. 本条の変更が行われた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
 5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。

6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第22条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における主たる被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新後のこの特約の基本がん退院療養給付金額は、更新前のこの特約の基本がん退院療養給付金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

11. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん退院療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由

が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

12. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

13. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第4条（がん退院療養給付金の支払）、第8条（特約の責任開始期）、第13条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第21条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、

14. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第13項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項、第9項および第10項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん退院療養給付金の支払事由が生じたときは、第11項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第12項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要しま

す。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。

- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第23条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第24条 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(特約の保険料率の変更)

第25条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または基本がん退院療養給付金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
- (1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
- (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
- (イ) 会社の定めるところにより、基本がん退院療養給付金額を変更する方法
- (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
- (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
- (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法

(イ) 会社の定めるところにより、基本がん退院療養給付金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。

5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第26条 この特約におけるがん退院療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第28条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
(2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとし、

(定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) がん退院療養給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

- (イ) 前(イ)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) がん退院療養給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第8項、第13項および第15項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (イ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (ウ) 前(ウ)に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契

約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（がん退院療養給付金の支払）第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第17条（特約の返戻金）第3項および第35条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき
- (6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（がん退院療養給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第17条（特約の返戻金）第3項および第35条（他の保険への加入に関する特則）第1項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその基本がん退院療養給付金日額が減額されます。この場合、減額は解約されたものとして取り扱います。

(5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。

(6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（がん退院療養給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、がん退院療養給付金の受取人は、保険契約者としてします。

(ア) 主契約の年金支払開始日以前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

(7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第28条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) がん退院療養給付金の支払、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効および被保険者の型の変更に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

（保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則）

第34条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
 - (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
3. 変更後特約の基本がん退院療養給付金額は、変更前の基本がん退院療養金額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りま。
- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、がん退院療養給付金の支払、特約保険料の払込免除、特約の責任開始期、責任開始期前のがん診断確定による無効、告知義務および告知義務違反ならびに被保険者の型の変更に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

（他の保険への加入に関する特則）

- 第35条** この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときには、被保険者選択を受けることなく、配偶者または子をそれぞれ被保険者とする会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。
2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取り扱いま。
- (1) この特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) この特約の消滅時から1か月以内の申込であること
 - (3) 新たに加入できる個人保険契約の基本がん退院療養給付金額は、この特約の消滅時のそれぞれの被保険者に対する基本がん退院療養給付金額以下であること
- (4) 主約款の規定によって主契約の保険金を支払う事由が、主契約の被保険者の配偶者または子の故意または重大な過失によらないこと

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
がん退院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) がん退院療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

短期災害入院特約条項 目次

この特約の概要

<p>第1条 特約の型および被保険者の範囲 ……281</p> <p>第2条 被保険者資格の得喪 ……282</p> <p>第3条 配偶者または子の短期災害入院給付金日額 ……282</p> <p>第4条 短期災害入院給付金の支払 ……282</p> <p>第5条 短期災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所 ……283</p> <p>第6条 特約保険料の払込免除 ……283</p> <p>第7条 特約の締結 ……283</p> <p>第8条 特約の責任開始期 ……283</p> <p>第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 ……283</p> <p>第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……284</p> <p>第11条 特約の失効 ……284</p> <p>第12条 特約の復活 ……284</p> <p>第13条 告知義務および告知義務違反 ……284</p> <p>第14条 重大事由による解除 ……284</p> <p>第15条 特約の解約 ……284</p> <p>第16条 特約の返戻金 ……284</p> <p>第17条 特約の消滅とみなす場合 ……284</p> <p>第18条 短期災害入院給付金日額の減額 ……284</p> <p>第19条 特約の復旧 ……284</p> <p>第20条 特約の型の変更 ……285</p>	<p>第21条 特約の更新 ……285</p> <p>第22条 特約の契約者配当 ……286</p> <p>第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……286</p> <p>第24条 管轄裁判所 ……286</p> <p>第25条 契約内容の登録 ……286</p> <p>第26条 主約款の規定の準用 ……286</p> <p>第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則 ……287</p> <p>第28条 定期保険に付加した場合の特則 ……287</p> <p>第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則 ……287</p> <p>第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則 ……287</p> <p>第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則 ……288</p> <p>第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則 ……289</p> <p>第33条 保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則…289</p> <p>別表1 請求書類 ……290</p> <p>別表2 対象となる不慮の事故 ……290</p> <p>別表3 病院または診療所 ……290</p> <p>別表4 入院 ……290</p>
--	---

短期災害入院特約条項

(平成14年4月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に災害入院特約とあわせて付加し、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 配偶者

主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日か

特約

短期災害入院特約条項

ら起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。)

(被保険者資格の得喪)

第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条(特約の型および被保険者の範囲)第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に第1条(特約の型および被保険者の範囲)第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 第1条(特約の型および被保険者の範囲)第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約相当日をむかえたとき

(配偶者または子の短期災害入院給付金日額)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の短期災害入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた短期災害入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(短期災害入院給付金の支払)

第4条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
短期災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、短期災害入院給付金日額×入院日数(4日目までの4日分を限度とします。)	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期(復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)を直接の原因とする入院であること (2) 傷害の治療を目的とすること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争その他の変乱

給付金の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
			(4) 同一の不慮の事故による入院日数が継続して2日以上であること (5) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること	

2. 一被保険者が2以上の不慮の事故(別表2)により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対し短期災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対し短期災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する短期災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する短期災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対して支払う短期災害入院給付金の金額は、前項の規定にかかわらず、短期災害入院給付金日額に、主たる不慮の事故に対する短期災害入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
4. 一被保険者が短期災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
5. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院をこの特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院中に主契約の被保険者にかかわる災害入院特約に規定する入院給付金の支払日数が通算して730日に達したために第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合、子の入院中にその子が第2条(被保険者資格の得喪)第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
6. 前5項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の短期災害入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故(別表2)による入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。

(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して60日（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。）とします。

7. 災害入院特約または疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期災害入院給付金は支払いません。

8. 短期災害入院給付金と短期疾病入院特約に規定する短期疾病入院給付金（以下、短期疾病入院給付金といいます。）の支払事由が重複する場合には、会社は、短期災害入院給付金と短期疾病入院給付金を重複して支払いません。また、重複して支払われない方の短期災害入院給付金または短期疾病入院給付金の入院日数については、短期災害入院給付金または短期疾病入院給付金の支払限度の計算には算入しません。この場合、支払う給付金は、つぎのとおりとします。

(1) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額以上である場合

短期災害入院給付金を支払います。

(2) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額未満である場合

短期疾病入院給付金を支払います。

9. 被保険者の入院中に短期災害入院給付金日額が変更された場合には、短期災害入院給付金の支払額は、各日現在の短期災害入院給付金日額に応じて計算します。

10. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期災害入院給付金の受取人とします。

11. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により短期災害入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により短期災害入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、短期災害入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(短期災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 短期災害入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、短期災害入院給付金を請求してください。

3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による短期災害入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、災害入院特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。ただし、「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による短期災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期災害入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。

6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、

7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による短期災害入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、短期災害入院給付金から、未払込保険料を差し引きます。
2. 短期災害入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき短期災害入院給付金を支払いません。

(特約の失効)

- 第11条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

- 第13条** この特約の締結、復活、復旧または型の変更の際にこの告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第14条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期災害入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、短期災害入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに短期災害入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者ま

たはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

- 第15条** 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第16条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号および第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第17条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約または災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
 - (3) 第4条(短期災害入院給付金の支払)の規定による主契約の被保険者にかかわる短期災害入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

(短期災害入院給付金日額の減額)

- 第18条** この特約のみの減額は取り扱いません。
2. 災害入院特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額も災害入院特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
 3. 前項の規定により、この特約の主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

- 第19条** 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場

合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

第20条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（特約の型および被保険者の範囲）に定める特約の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 災害入院特約の規定により災害入院特約の特約の型が変更された場合、この特約の型は災害入院特約の特約の型の変更時から災害入院特約と同一の型に変更されるものとします。

3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

(1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日

(2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。

5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。

8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 短期災害入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定

は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者担当)

第22条 この特約に対しては、契約者担当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第23条 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合は、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
 4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間

は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における短期災害入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第25条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を

準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第27条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期災害入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険

への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期災害入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、

保険料の払込完了の特別適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

- (1) 前(ウ)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (ウ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（短期災害入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者）」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支

払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

- (6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特別により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（短期災害入院給付金の支払）第5項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた短期災害入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期災害入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（短期災害入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、短期災害入院給付金の受取人は、保険契約者としします。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき。
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき。
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する

る特則)第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期災害入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則)

第33条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。(以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。)この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
 - (3) 災害入院特約の契約日(更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日)より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
3. 変更後特約の短期災害入院給付金日額は、変更前の短期災害入院給付金日額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、

変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、短期災害入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、会社の定めるところにより、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書
	(2) 会社所定の様式による医師の診断書
	(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(4) 不慮の事故であることを証する書類
	(5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本）
	(6) 短期災害入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
	(7) 最終の保険料払込を証する書類
	(8) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。	
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒	E 860～E 869
ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故	E 870～E 876
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	

11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの	E 878～E 879
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故	E 900～E 909
ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故	E 910～E 915
ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故	E 916～E 928
ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用	E 930～E 949
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入	E 970～E 978
ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等等会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

短期疾病入院特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の型および被保険者の範囲	291
第2条 被保険者資格の得喪	292
第3条 配偶者または子の短期疾病入院給付金日額	292
第4条 短期疾病入院給付金の支払	292
第5条 短期疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所	293
第6条 特約保険料の払込免除	293
第7条 特約の締結	293
第8条 特約の責任開始期	293
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	293
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	294
第11条 特約の失効	294
第12条 特約の復活	294
第13条 告知義務および告知義務違反	294
第14条 重大事由による解除	294
第15条 特約の解約	294
第16条 特約の返戻金	294
第17条 特約の消滅とみなす場合	294
第18条 短期疾病入院給付金日額の減額	294
第19条 特約の復旧	294
第20条 特約の型の変更	295

第21条 特約の更新	295
第22条 特約の契約者配当	296
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	296
第24条 管轄裁判所	296
第25条 契約内容の登録	296
第26条 主約款の規定の準用	296
第27条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	297
第28条 定期保険に付加した場合の特則	297
第29条 優良体定期保険に付加した場合の特則	297
第30条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	297
第31条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	298
第32条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	299
第33条 保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則	299
別表1 請求書類	300
別表2 病院または診療所	300
別表3 入院	300

短期疾病入院特約条項

(平成14年4月2日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に疾病入院特約とあわせて付加し、被保険者が疾病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて被保険者の範囲につきつぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の被保険者
 - (2) 主契約の被保険者ならびにその配偶者および未成年の子
 - (3) 主契約の被保険者およびその配偶者
 - (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

(特約の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・配偶者・子型	主契約の被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主契約の被保険者 配偶者
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
 - (1) 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
 - (2) 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てる

ものとしします。)

(被保険者資格の得喪)

第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」

または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

3. 第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の短期疾病入院給付金日額)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」

または「本人・子型」の場合、配偶者または子の短期疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた短期疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(短期疾病入院給付金の支払)

第4条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
短期疾病入院給付金	入院1回につき、短期疾病入院給付金日額×入院日数（4日目までの4日分を限度とします。）	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復日の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復日の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とすること (2) 疾病の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること	(1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 当該被保険者の薬物依存 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。

3. 一被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する2日以上の入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、短期疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第1項の規定を適用します。

4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。

- (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
- (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
- (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

5. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。

6. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、本条に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第1項の規定を適用します。

- (1) 責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
- (3) 責任開始期以後に開始した分娩のための入院。ただし、会社が異常分娩と認めた場合に限るものとしします。

7. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

8. 前7項の規定にかかわらず、この特約による各被保険者の短期疾病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して60日（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。）とします。

9. 災害入院特約または疾病入院特約の規定により入院給付

金が支払われる期間に対しては、この特約の短期疾病入院給付金は支払いません。

10. 短期疾病入院給付金と短期災害入院特約に規定する短期災害入院給付金（以下、短期災害入院給付金といいます。）の支払事由が重複する場合には、会社は、短期疾病入院給付金と短期災害入院給付金を重複して支払いません。また、重複して支払われない方の短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金の入院日数については、短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金の支払限度の計算には算入しません。この場合、支払う給付金は、つぎのとおりとします。
 - (1) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額以上である場合
短期災害入院給付金を支払います。
 - (2) 短期災害入院給付金日額が短期疾病入院給付金日額未満である場合
短期疾病入院給付金を支払います。
11. 被保険者の入院中に短期疾病入院給付金日額が変更された場合には、短期疾病入院給付金の支払額は、各日現在の短期疾病入院給付金日額に応じて計算します。
12. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期疾病入院給付金の受取人とします。
13. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により短期疾病入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により短期疾病入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、短期疾病入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(短期疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条** 短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 短期疾病入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、短期疾病入院給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主約款に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による短期疾病入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第6条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合に

は、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第7条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

- 第8条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第9条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による短期疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期疾病入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、こ

の特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による短期疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 短期疾病入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結、復活、復旧または型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期疾病入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、短期疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに短期疾病入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）の規定による主契約の被保険者にかかわる短期疾病入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

(短期疾病入院給付金日額の減額)

第18条 この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 疾病入院特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額も疾病入院特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第19条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の型の変更)

- 第20条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（特約の型および被保険者の範囲）に定める特約の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。
2. 疾病入院特約の規定により疾病入院特約の特約の型が変更された場合、この特約の型は疾病入院特約の特約の型の変更時から疾病入院特約と同一の型に変更されるものとします。
 3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
 5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額から、それらの元利金を差し引きます。
 6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

- 第21条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一と

します。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 短期疾病入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこ

の特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (7) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者担当)

第22条 この特約に対しては、契約者担当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第23条** 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における短期疾病入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第25条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第27条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
 - (2) 延長定期保険または払済保険への変更
2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期疾病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は

主契約の自動変更と同時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は自動変更後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期疾病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。
 - (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、第9条第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)

に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）第12項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）第12項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第4条（短期疾病入院給付金の支払）第12項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移

行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

- (6) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特約により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特約）

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第4条（短期疾病入院給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第16条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた短期疾病入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期疾病入院給付金日額が減額されます。この場合、減額は解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第4条（短期疾病入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、短期疾病入院給付金の受取人は、保険契約者となります。
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特約）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは

「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第32条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期疾病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則)

第33条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。(以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。) この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
 - (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
 - (3) 疾病入院特約の契約日(更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日)より10年以上経過しているとき
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
3. 変更後特約の短期疾病入院給付金日額は、変更前の短期疾病入院給付金日額と同額とします。
4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限りです。
- (1) 変更日の前日まで一括して払い込む方法
 - (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料

の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
7. 変更後特約について、短期疾病入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 短期疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

1. 治療を目的とした入院
美容上の措置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
2. 同一疾病
医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれ起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。
3. 薬物依存
「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

短期成人病保障特約条項 目次

この特約の概要

第 1 条 短期成人病入院給付金の支払	301
第 2 条 短期成人病入院給付金の請求、支払時期および支払場所	302
第 3 条 特約保険料の払込免除	302
第 4 条 特約の締結	302
第 5 条 特約の責任開始期	302
第 6 条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	302
第 7 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	302
第 8 条 特約の失効	303
第 9 条 特約の復活	303
第10条 告知義務および告知義務違反	303
第11条 重大事由による解除	303
第12条 特約の解約	303
第13条 特約の返戻金	303
第14条 特約の消滅とみなす場合	303
第15条 短期成人病入院給付金日額の減額	303
第16条 特約の復旧	303
第17条 特約の更新	303
第18条 特約の契約者配当	304

第19条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	304
第20条 特約保険料率の変更	305
第21条 管轄裁判所	305
第22条 契約内容の登録	305
第23条 主約款の規定の準用	305
第24条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	305
第25条 定期保険に付加した場合の特則	305
第26条 優良体定期保険に付加した場合の特則	306
第27条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	306
第28条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	307
第29条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	307
別表 1 請求書類	309
別表 2 対象となる成人病	309
別表 3 病院または診療所	309
別表 4 入院	309

短期成人病保障特約条項

(平成14年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に成人病保障特約とあわせて付加し、被保険者が成人病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(短期成人病入院給付金の支払)

第 1 条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
短期成人病入院給付金	入院1回につき、短期成人病入院給付金日額×入院日数（4日目までの4日分を限度とします。）	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につき条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した成人病（別表2）を直接の原因とすること (2) 成人病（別表2）の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
3. 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表2中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係があると会社が認めた疾病は、同一の成人病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する2日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項の規定を適用します。ただし、同一の成人病による入院でも、短期成人病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな成人病による入院として第1項の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を言ひて継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第14条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によりこの特約が消滅したとき
5. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病（別表2）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院

開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。

6. 被保険者が責任開始期前に発病した成人病（別表2）の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
7. 前6項の規定にかかわらず、この特約による短期成人病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して60日とします。
8. 成人病保障特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期成人病入院給付金は支払いません。
9. 被保険者の入院中に短期成人病入院給付金日額が変更された場合には、短期成人病入院給付金の支払額は、各日現在の短期成人病入院給付金日額に応じて計算します。
10. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期成人病入院給付金の受取人とします。

(短期成人病入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第2条** 短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 短期成人病入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して短期成人病入院給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の支払時期および場所に関する規定は、この特約による短期成人病入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第3条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第4条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約、短期疾病入院特約および成人病保障特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

- 第5条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第6条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による短期成人病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期成人病入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第7条** 保険料払込の猶予期間中にこの特約による短期成人病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は短期成人病入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 短期成人病入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき短期成人病入院給付金を支払いません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第10条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第11条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期成人病入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、短期成人病入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに短期成人病入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第13条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそ

れらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約、疾病入院特約、短期疾病入院特約または成人病保障特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条（短期成人病入院給付金の支払）の規定による短期成人病入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

(短期成人病入院給付金日額の減額)

第15条 この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 成人病保障特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の短期成人病入院給付金日額も成人病保障特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の短期成人病入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第16条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第17条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 短期成人病入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払主契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第6条第4項および第7条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第18条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第19条 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(特約保険料率の変更)

第20条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または短期成人病入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までに下記のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、短期成人病入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、短期成人病入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日まで、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における短期成人病入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第22条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、下記の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）

(5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第24条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約

の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期成人病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（優良体定期保険に付加した場合の特則）

第26条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期成人病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第27条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第17条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (イ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとなります。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第1条（短期成人病入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険

金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。

- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(イ) 第1条（短期成人病入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第1条（短期成人病入院給付金の支払）第10項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。

- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第13条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

(イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

- (6) 第3条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第28条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した

場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (3) 第13条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた短期成人病入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期成人病入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

- (5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。

- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第1条（短期成人病入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、短期成人病入院給付金の受取人は、保険契約者とします。

(ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき。

(イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき

- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第24条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同

一とします。

- (3) 短期成人病入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期成人病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） (5) 短期成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる成人病

対象となる成人病とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

対 象 疾 病		
成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170~175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
	その他および部位不明の悪性新生物	190~199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
	上皮内癌	230~234
糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250~259）中の糖尿病	250
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393~398
	虚血性心疾患	410~414
	肺循環疾患	415~417
	その他の型の心疾患	420~429
高血圧性疾患	高血圧性疾患	401~405
脳血管疾患	脳血管疾患	430~438

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備 考

治療を目的とした入院

治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

短期女性医療特約条項 目次

この特約の概要

第 1 条 短期女性医療入院給付金の支払	310
第 2 条 短期女性医療入院給付金の請求、支払時期および支払場所	311
第 3 条 特約保険料の払込免除	311
第 4 条 特約の締結	311
第 5 条 特約の責任開始期	311
第 6 条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	311
第 7 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	311
第 8 条 特約の失効	312
第 9 条 特約の復活	312
第10条 告知義務および告知義務違反	312
第11条 重大事由による解除	312
第12条 特約の解約	312
第13条 特約の返戻金	312
第14条 特約の消滅とみなす場合	312
第15条 短期女性医療入院給付金日額の減額	312
第16条 特約の復旧	312
第17条 特約の更新	312
第18条 特約の契約者配当	313

第19条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	313
第20条 特約保険料率の変更	314
第21条 管轄裁判所	314
第22条 契約内容の登録	314
第23条 主約款の規定の準用	314
第24条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	314
第25条 定期保険に付加した場合の特則	315
第26条 優良体定期保険に付加した場合の特則	315
第27条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	315
第28条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	316
第29条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	316
別表 1 請求書類	318
別表 2 短期女性医療特約の対象となる特定疾病	318
別表 3 病院または診療所	320
別表 4 入院	320

短期女性医療特約条項

(平成14年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に女性医療特約とあわせて付加し、その被保険者が特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院した場合に、入院初期の4日間を限度に入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(短期女性医療入院給付金の支払)

第 1 条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
短期女性医療入院給付金	入院1回につき、短期女性医療入院給付金日額×入院日数（4日目までの4日分を限度とします。）	主契約の被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2）を直接の原因とすること (2) 特定疾病（別表2）の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
3. 被保険者が同一の特定疾病（病名を異にする場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めた特定疾病は、同一の特定疾病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、第1項に規定する2日以上入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第1項の規定を適用します。ただし、同一の特定疾病による入院でも、短期女性医療入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含まず180日を経過して開始した入院については、新たな特定疾病による入院として第1項の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が生じたために主契約が消滅し、第14条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
5. 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに、異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院した

ものとみなして、第1項の規定を適用します。

6. 被保険者が責任開始期前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
7. 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その日からその特定疾病の治療を目的として入院したものと第1項の規定を適用します。
8. 前7項の規定にかかわらず、この特約による短期女性医療入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数4日を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して60日とします。
9. 女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の短期女性医療入院給付金は支払いません。
10. 被保険者の入院中に短期女性医療入院給付金日額が変更された場合には、短期女性医療入院給付金の支払額は、各日現在の短期女性医療入院給付金日額に応じて計算します。
11. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を短期女性医療入院給付金の受取人とします。

(短期女性医療入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第2条** 短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 短期女性医療入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して短期女性医療入院給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による短期女性医療入院給付金支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第3条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第4条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、疾病入院特約、短期疾病入院特約および女性医療特約の付加を要します。

(特約の責任開始期)

- 第5条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第6条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めず。
2. この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までにこの特約による短期女性医療入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、短期女性医療入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第7条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による短期女性医療入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、短期女性医療入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 短期女性医療入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで

に、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき短期女性医療入院給付金を支払いませぬ。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反)

第10条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第11条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
(2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 短期女性医療入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、短期女性医療入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに短期女性医療入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第13条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をこれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
(1) 主契約、疾病入院特約、短期疾病入院特約または女性医療特約が解約その他の事由によって消滅したとき
(2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
(3) 第1条(短期女性医療入院給付金の支払)の規定による短期女性医療入院給付金の支払日数が通算して60日に達したとき

(短期女性医療入院給付金日額の減額)

第15条 この特約のみの減額は取り扱いません。
2. 女性医療特約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の短期女性医療入院給付金日額も女性医療特約の入院給付金日額と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の短期女性医療入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第16条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条(特約の消滅とみなす場合)第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第17条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。
6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数））と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
- (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するもの

とします。

12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 短期女性医療入院給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払主契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第6条第4項および第7条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(ア)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第18条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第19条 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。

2. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
4. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間を変更せず、そのまま有効に継続します。

(特約保険料率の変更)

第20条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または短期女性医療入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までに下記のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、短期女性医療入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、短期女性医療入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないうまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日までに、特約保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における短期女性医療入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第22条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、下記の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第24条 つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

- (1) 保険料の振替貸付
- (2) 延長定期保険または払済保険への変更

2. 前項第1号の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期女性医療入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期女性医療入院給付金の支払に関する規定の適用に

際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の短期女性医療入院給付金の支払事由が生じたときは、第6条第4項および第7条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

- (ア) 保険契約者は、会社ので定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第17条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

- (イ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。

- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

- (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (ウ) 第1条（短期女性医療入院給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (イ) 第1条（短期女性医療入院給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第1条（短期女性医療入院給付金の支払）第11項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第13条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
- (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。
- (6) 第3条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特約により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

- (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第28条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰上げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第13条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の基本年金額を減額したとき（主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。）に、主契約の被保険者について定められた短期女性医療入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度の額までその短期女性医療入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- (5) 主約款第38条（契約者貸付）第7項の規定により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前号の規定を準用して取り扱います。
- (6) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第1条（短期女性医療入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、短期女性医療入院給付金の受取人は、保険契約者とします。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (7) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第24条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 短期女性医療入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

別表1 請求書類

項目	必要書類
短期女性医療入院給付金	(1) 会社所定の請求書
	(2) 会社所定の様式による医師の診断書
	(3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。）
	(5) 短期女性医療入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
	(6) 最終の保険料払込を証する書類
	(7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。	
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 短期女性医療特約の対象となる特定疾病

対象となる特定疾病とは、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番号
新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	○消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	○骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170~175）中の	170
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	
	・皮膚の悪性黒色腫	
	・皮膚のその他の悪性新生物	
	・女性乳房の悪性新生物	174
	○泌尿生殖器の悪性新生物（179~189）中の	179
	・子宮の悪性新生物、部位不明	
	・子宮頸の悪性新生物	
	・胎盤の悪性新生物	
	・子宮体の悪性新生物	
	・卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	
	・膀胱の悪性新生物	
	・腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	
	・腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	

新生物

○その他および部位不明の悪性新生物	190~199
○リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
○良性新生物（210~229）中の	
・乳房の良性新生物	217
・子宮平滑筋腫	218
・子宮のその他の良性新生物	219
・卵巣の良性新生物	220
・その他の女性生殖器の良性新生物	221
・腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
・腎、腎盂を除く	223.0
・腎盂	223.1
・尿管	223.2
・膀胱	223.3
・その他の明示された部位	223.8
・甲状腺の良性新生物	226
○上皮内癌（230~234）中の	
・消化器の上皮内癌	230
・呼吸系の上皮内癌	231
・皮膚の上皮内癌	232
・乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
・乳房	233.0
・子宮頸	233.1
・その他および部位不明の子宮	233.2
・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
・膀胱	233.7
・その他および部位不明の泌尿器	233.9
・その他および部位不明の上皮内癌	234
○性状不詳の新生物（235~238）中の泌尿生殖器の性状不詳の新生物中（236）中の	
・子宮	236.0
・胎盤	236.1
・卵巣	236.2
・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
・膀胱	236.7
・その他および部位不明の泌尿器	236.9
○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の	
・乳房	238.3
○性質の明示されない新生物（239）中の	
・乳房	239.3
・膀胱	239.4
・その他の泌尿生殖器	239.5

特定疾病の種類	分類項目	基本分類表番号			
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	○甲状腺の障害 (240~246) 中の				
	・単純性および詳細不明の甲状腺腫	240		循環系の疾患	・外陰静脈瘤 456.6
	・非中毒性結節性甲状腺腫	241			・リンパ管の非感染性障害 (457) 中の 457.0
	・甲状腺腫をともなうまたはともなわない甲状腺中毒症	242			・乳房切除後リンパ浮腫症候群 458
	・後天性甲状腺機能低下 (症)	244		消化系の疾患	○消化系のその他の疾患 (570~579) 中の
	・甲状腺炎	245			・胆石症 574
	・甲状腺のその他の障害	246			・胆のう (嚢) のその他の障害 575
	○その他の内分泌腺の疾患 (250~259) 中の				・その他の胆道の障害 576
	・副腎の障害 (255) 中の			泌尿生殖系の疾患	○腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ (580~589) 中の
	・クッシング (Cushing) 症候群	255.0			・急性糸球体腎炎 580
・卵巣機能障害	256			・ネフローゼ症候群 581	
				・慢性糸球体腎炎 582	
				・腎炎および腎症 (ネフロパシー) (腎障害)、急性または慢性と明示されないもの 583	
				・慢性腎不全 585	
糖尿病	○その他の内分泌腺の疾患 (250~259) 中の			○泌尿系のその他の疾患 (590~599) 中の	
	・糖尿病	250		・腎の感染 (症)	590
血液および造血器の疾患	○血液および造血器の疾患 (280~289) 中の			・水腎症	591
	・鉄欠乏性貧血	280		・腎および尿管の結石	592
	・その他の欠乏性貧血	281		・腎および尿管のその他の障害	593
	・後天性溶血性貧血	283		・下部尿路の結石	594
	・再生不良 (無形成) 性貧血	284		・膀胱炎	595
	・その他および詳細不明の貧血	285		・膀胱のその他の障害	596
	・紫斑病およびその他の出血病態 (287) 中の			・非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	・アレルギー性紫斑症	287.0		・尿道狭窄	598
	・血小板 (栓球) 機能障害	287.1		・尿道および尿路のその他の障害	599
	・その他の血小板 (栓球) 非減少性紫斑病	287.2		○乳房の障害	610~611
	・原発性 (一次性) 血小板 (栓球) 減少症	287.3		○女性骨盤臓器の炎症性疾患	614~616
	・続発性 (二次性) 血小板 (栓球) 減少症	287.4		○女性生殖路のその他の障害	617~629
	・詳細不明の血小板 (栓球) 減少症	287.5			
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	393~398		妊娠、分娩および産じょく (褥) の合併症	○妊娠、流産に終わったもの 630~639
	○虚血性心疾患	410~414			○主として妊娠に関連した合併症 640~648
	○肺循環疾患	415~417			○正常分娩および妊娠・分娩における治療のその他の適応症 (完全に正常な状態における分娩 (650) は除く) 651~659
	○その他の型的心疾患	420~429			○分娩の経過に主として発生する合併症 660~669
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	401~405			○産じょく (褥) の合併症 670~676
脳血管疾患	○脳血管疾患	430~438		筋骨格系および結合組織の疾患	○関節症 (疾患) および関連障害 (710~719) 中の
循環系の疾患	○動脈、細動脈および毛細 (血) 管の疾患 (440~448) 中の				・結合組織のびまん性疾患 710
	・結節性多発 (性) 動脈炎および類似疾患 (446) 中の	446.7			・慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発 (性) 関節症 (疾患) 714
	○静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患 (451~459) 中の				○リウマチ、背部を除く (725~729) 中の
	・下肢の静脈瘤	454			・リウマチ性多発筋痛 725
	・その他の部位の静脈瘤 (456) 中の				

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

介護特約条項 目次

この特約の概要

第1条	用語の意義	321
第2条	介護年金の支払	321
第3条	介護年金の分割支払	322
第4条	介護年金の請求、支払時期および支払場所	322
第5条	特約保険料の払込免除	323
第6条	特約の締結	323
第7条	特約の責任開始期	323
第8条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	323
第9条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	323
第10条	特約の失効	323
第11条	特約の復活	323
第12条	告知義務および告知義務違反	323
第13条	重大事由による解除	323
第14条	特約の解約	324
第15条	特約の返戻金	324
第16条	特約の消滅とみなす場合	324
第17条	介護年金額の減額	324
第18条	特約の復旧	324
第19条	特約の更新	324
第20条	特約の契約者配当	325
第21条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱	325

第22条	特約の保険料率の変更	325
第23条	法令等の改正に伴う特約条項の変更	326
第24条	管轄裁判所	326
第25条	主約款の規定の準用	326
第26条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則	326
第27条	定期保険に付加した場合の特則	326
第28条	優良体定期保険に付加した場合の特則	326
第29条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	327
第30条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	327
第31条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	328
第32条	逡減定期保険または優良体逡減定期保険に付加した場合の特則	328
第33条	保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則	328
別表1	請求書類	329
別表2	公的介護保険制度	329
別表3	対象となる要介護3以上の状態	329
別表4	要介護状態	329

介護特約条項

(平成16年1月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に、その要介護状態が継続する間、介護年金を支払うことを主な内容とするものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用される「介護年金額」とは、介護年金を支払う場合に基準となる金額として、特約締結の際、会社の定めるところにより保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(介護年金の支払)

第2条 この特約において支払う介護年金はつぎのとおりです

特約年金の種類	支払額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護年金	介護年金額	主契約の被保険者	主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の責任開始期。以下同じ。）以後の	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）

介護年金	第1回介護年金	介護年金額	主契約の被保険者	傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3）に該当しているとき 被保険者が、公的介護保険制度（別表2）による要介護認定を受け、要介護3以上の状態（別表3）に該当していると認定されたとき (2) 会社の定める要介護状態（別表4）に該当したとき つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) 被保険者が、要介護状態（別表4）に該当したこと (イ) 要介護状態（別表4）がその該当した日から起算して継続して90日あること (4) 戦争その他の変乱
------	---------	-------	----------	--

特約

介護特約条項

特約年金の種類	支払額	受取人	支払事由	免責事由
介護年金	第2回以後の介護年金	介護年金額	主契約の被保険者	
			この特約の保険期間中の第1回介護年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日(以下、「介護年金支払応当日」といいます。)において、被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度(別表2)に定める要介護3以上の状態(別表3) 被保険者が公的介護保険制度(別表2)による要介護認定を受け、要介護3以上の状態(別表3)に該当していると認定されたとき (2) 会社の定める要介護状態(別表4) つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) 被保険者が、要介護状態(別表4)に該当したこと (イ) 要介護状態(別表4)がその該当した日から起算して継続して90日以上あること	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(備考4に定めるところによります。) (4) 戦争その他の変乱

- 前項に規定する介護年金の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて1年以内に介護年金の支払事由が生じたときは、介護年金を支払いません。
- 公的介護保険制度(別表2)に定める要介護3以上の状態(別表3)または会社の定める要介護状態(別表4)が中断し、介護年金支払応当日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われない場合で、その後新たに介護年金の支払事由に該当したときは、第1項の規定により第1回介護年金を支払い、その日の年単位の応当日を新たな介護年金支払応当日として、以後第1項の第2回以後の介護年金の規定を適用します。
- 被保険者が介護年金の支払事由に該当し、介護年金支払中につぎの各号に定める事由が生じた時は、それらの事由の発生後に継続している被保険者の公的介護保険制度(別表2)に定める要介護3以上の状態(別表3)または会社の定める要介護状態(別表4)については、この特約の有効中の公的介護保険制度(別表2)に定める要介護3以上の状態(別表3)または会社の定める要介護状態(別表4)とみなして、第1項、第2項および第7項の規定を適用します。
 - この特約の保険期間が満了したとき
 - 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条(特約の消滅とみなす場合)の規定によ

てこの特約が消滅したとき

- 被保険者が会社の定める要介護状態(別表4。以下本項において同じ。)に該当し、要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日を経過するまでの間に、つぎの各号に定める事由が生じた時は、それらの事由の発生時を言いで継続している要介護状態は、この特約の有効中の要介護状態とみなして、第1項、第2項および第7項の規定を適用します。
 - この特約の保険期間が満了したとき
 - 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条(特約の消滅とみなす場合)の規定によ
- この特約が消滅したとき
- 被保険者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を介護年金の受取人とします。
- 被保険者が戦争その他の変乱により介護年金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、介護年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(介護年金の分割支払)

- 第3条** 介護年金受取人から請求があったときは、会社の定めるところにより、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
- 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。
 - 第1項の場合、被保険者が死亡した際に、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人に支払います。ただし、被保険者が介護年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

(介護年金の請求、支払時期および支払場所)

- 第4条** 介護年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- 介護年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、介護年金を請求してください。
 - 介護年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が、介護年金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、介護年金受取人の代理人として介護年金を請求することができます。
 - 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
 - 被保険者と同居している3親等内の親族
 - 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - 前項の規定により、会社が介護年金を代理人に支払った場合には、その後に介護年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 - 介護年金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師によ

る被保険者の診断を求めることがあります。

6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による介護年金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

- 第6条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第7条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第8条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による介護年金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、介護年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第9条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による介護年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 介護年金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第10条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第11条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反）

- 第12条** この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

- 第13条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または介護年金の受取人が介護年金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に介護年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 介護年金の請求に関し、介護年金の受取人の詐取行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる介護年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、介護年金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに介護年

金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または介護年金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

- 第15条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。また、介護年金支払中の場合には、この特約の解約返戻金はありません。
2. この特約が次条第1号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 4. 主約款の保険料の振替貸付の規定または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(介護年金額の減額)

第17条 保険契約者は、いつでも、介護年金額を減額することができます。ただし、減額後の介護年金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、介護年金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第18条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧

の取扱をします。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の

満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 介護年金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第8条第4項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第8条第4項および第9条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

は、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第21条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(特約の保険料率の変更)

第22条 会社は、介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または介護年金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日(以下「変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の特約(保険料が前納または一括払されている特約を含みます。)の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、介護年金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、介護年金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(法令等の改正に伴う特約条項の変更)

第23条 会社は、公的介護保険制度の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約条項の内容および計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の内容および保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約条項の内容および保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約条項の内容および保険料または介護年金額を改めます。この場合、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「特約条項変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3. 前項の通知を受けた保険契約者は、特約条項変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、特約条項変更日から特約条項の内容および保険料を改める方法

(イ) 特約条項の内容を変更し、会社の定めるところにより、介護年金額を変更する方法

(ウ) 特約条項変更日の前日に解約する方法

(2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、特約条項変更日から特約条項の内容を改める方法

(イ) 特約条項の内容を変更し、会社の定めるところにより、介護年金額を変更する方法

(ウ) 特約条項変更日の前日に解約する方法

4. 前項の指定がなされないまま、特約条項変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。

5. 特約条項変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における介護年金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第26条 延長定期保険または払済保険への変更について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満

了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 介護年金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたときは、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

(2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(3) 介護年金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号

の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護年金の支払事由が生じたときは、第8条第4項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 保険契約者は、介護年金の年金支払中を除き、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。

(ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。

(2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

(イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ウ) 第2条(介護年金の支払)第6項中「保険契約者が

法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。

(3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(イ) 第2条(介護年金の支払)第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

(4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条(介護年金の支払)第6項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。

(5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第15条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

(イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。

(6) 第5条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。
- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第15条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (5) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第2条（介護年金の支払）第1項の規定にかかわらず、介護年金の受取人は、保険契約者として、
 - (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
 - (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (6) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
 - (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 介護年金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあ

るのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

（保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則）

第33条 保険契約者は、つぎのすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。

- (1) 主契約の保険期間が終身のとき
- (2) 主契約の被保険者の年齢が69歳以下のとき
- (3) 契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

- (1) 主契約またはこの特約の保険料の払込が免除されている場合
- (2) 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
- (3) 被保険者が介護年金の支払事由に該当し、介護年金支払中であるとき

3. 変更後特約の介護年金額は、変更前の介護年金額と同額とします。

4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

5. 変更後特約の保険料は、つぎの各号のいずれかの方法で払い込むことを要します。ただし、第3号に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限り、

- (1) 変更日の前日までに一括して払い込む方法
- (2) 会社の定めるところにより分割して払い込む方法
- (3) 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社の定めるところにより変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第1回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

6. 前項第1号および第2号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。

7. 変更後特約について、介護年金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

8. 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときにはこれを保険契約者に支払います。

9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（公的介護保険制度に基づく所定の状態による介護年金を請求する場合に限りです。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 対象となる要介護3以上の状態

対象となる要介護3以上の状態とは、「要介護認定等に関わる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）」第1条第1項に規定する次の状態をいいます。

要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

別表4 要介護状態

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性痴呆

(1) 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受けとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害とは、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

介護特約（親型）条項 目次

この特約の概要

<p>第1条 特約の被保険者 ……331</p> <p>第2条 介護給付金の支払 ……331</p> <p>第3条 介護給付金の請求、支払時期および支払場所 ……332</p> <p>第4条 特約保険料の払込免除 ……332</p> <p>第5条 特約の締結 ……332</p> <p>第6条 特約の責任開始期 ……332</p> <p>第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 ……332</p> <p>第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……333</p> <p>第9条 特約の失効 ……333</p> <p>第10条 特約の復活 ……333</p> <p>第11条 告知義務 ……333</p> <p>第12条 告知義務違反による解除 ……333</p> <p>第13条 重大事由による解除 ……333</p> <p>第14条 特約の解約 ……334</p> <p>第15条 特約の返戻金 ……334</p> <p>第16条 特約の消滅とみなす場合 ……334</p> <p>第17条 介護給付金額の減額 ……334</p> <p>第18条 特約の復旧 ……334</p> <p>第19条 特約の更新 ……334</p> <p>第20条 特約の契約者配当 ……335</p>	<p>第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……335</p> <p>第22条 特約の保険料率の変更 ……335</p> <p>第23条 法令等の改正に伴う特約条項の変更 ……335</p> <p>第24条 管轄裁判所 ……336</p> <p>第25条 主約款の規定の準用 ……336</p> <p>第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則 ……336</p> <p>第27条 定期保険に付加した場合の特則 ……336</p> <p>第28条 優良体定期保険に付加した場合の特則 ……336</p> <p>第29条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則 ……337</p> <p>第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則 ……337</p> <p>第31条 養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則 ……338</p> <p>第32条 遡減定期保険または優良体遡減定期保険に付加した場合の特則 ……338</p> <p>別表1 請求書類 ……339</p> <p>別表2 公的介護保険制度 ……339</p> <p>別表3 対象となる要介護3以上の状態 ……339</p> <p>別表4 要介護状態 ……339</p>
--	---

介護特約（親型）条項

（平成16年1月2日制定）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者またはその配偶者（「主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者」をいいます。以下同じ。）の親を被保険者とし、この特約の被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に、介護給付金を支払うことを主な内容とするものです。

（特約の被保険者）

- 第1条** この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者またはその配偶者の戸籍にその親として記載されている者（以下本条において「親」といいます。）のうちいずれか1人とし、この特約の締結時に、保険契約者の申出によって定める者としてします。
2. この特約の被保険者は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
- (1) この特約の被保険者が、戸籍上の異動により親に該当しなくなったとき
 - (2) この特約の被保険者が主契約の被保険者の配偶者の親である場合、主契約の被保険者の配偶者が、戸籍上の異動により配偶者に該当しなくなったとき
3. 前項の場合、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

（介護給付金の支払）

第2条 この特約において支払う介護給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	介護給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても介護給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護給付金	介護給付金額	この特約の被保険者	<p>この特約の被保険者が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公的介護保険制度（別表2）に定める要介護3以上の状態（別表3）</p> <p>この特約の被保険者が、公的介護保険制度（別表2）による要介護認定を受け、要介護3以上の状態（別表3）に該当していると認定された</p>	<p>(1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) この特約の被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) この特約の被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）</p> <p>(4) 戦争その他の変乱</p>

介護給付金	介護給付金額	この特約の被保険者	とき
			(2) 会社の定める要介護状態(別表4) つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) この特約の被保険者が、要介護状態(別表4)に該当したこと (イ) 要介護状態(別表4)がその該当した日から起算して継続して90日あること

2. 会社が、介護給付金を支払った場合には、この特約は、介護給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
3. この特約の被保険者が会社の定める要介護状態(別表4)に複数該当した場合でも、会社は、介護給付金を重複しては支払いません。
4. この特約の被保険者が会社の定める要介護状態(別表4。以下本項において同じ。)に該当し、要介護状態がその該当した日から起算して継続して90日を経過するまでの間に、つぎの各号に定める事由が生じた時は、それらの事由の発生時を言いつつ継続している要介護状態は、この特約の有効中の要介護状態とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第16条(特約の消滅とみなす場合)の規定によってこの特約が消滅したとき
5. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を介護給付金の受取人とします。
6. この特約の被保険者が戦争その他の変乱により介護給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により介護給付金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、介護給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(介護給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第3条** 介護給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 介護給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、介護給付金を請求してください。
 3. 介護給付金受取人がこの特約の被保険者の場合で、介護給付金受取人が、介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、介護給付金受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、この特約の被保険者と同居またはこの特約の被保険者と生計を一にしているこの特約の被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する

者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
(ア) この特約の被保険者と同居している3親等内の親族
(イ) この特約の被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

4. 前項の規定により、会社が給付金を代理人に支払った場合には、その後に給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 介護給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師によるこの特約の被保険者の診断を求めることがあります。
6. 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による介護給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契

約応当日）以後その月の末日までにこの特約による介護給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、介護給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第8条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による介護給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 介護給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第10条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務）

- 第11条** 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第12条** 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約（復旧の場合には、

復旧によって増額された部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、介護給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、介護給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。また、すでに介護給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除していたときは、介護給付金の返還を請求し、または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、介護給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、介護給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者または特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（重大事由による解除）

- 第13条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者または介護給付金の受取人が介護給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に介護給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 介護給付金の請求に関し、介護給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる介護給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、介護給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに介護給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、この特約の被保険者または介護給付金の受取人に通知しません。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第15条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. この特約が次条第1号または第3号の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合または責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
4. この特約が次条第4号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
5. 主約款の保険料の振替貸付の規定または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき
- (3) この特約の被保険者が第1条（特約の被保険者）第2項の規定によってこの特約の被保険者でなくなったとき
- (4) この特約の被保険者が死亡したとき

(介護給付金額の減額)

第17条 保険契約者は、いつでも、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、介護給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の復旧)

第18条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第16条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとし、

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、

この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新することがあります。

6. 会社の定める主契約に付加されているこの特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在のこの特約の被保険者の年齢によって計算します。

8. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）。）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

9. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. 前3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の

末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

- (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 介護給付金の支払ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第7項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項、第8項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
 - (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第7条第4項および第8条の規定を準用します。
 - (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 第21条 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、短期の保険期間に変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 3. 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとして取り扱います。
 4. 前2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
 5. 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（特約の保険料率の変更）

- 第22条 会社は、介護給付金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。
2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または介護給付金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、介護給付金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、介護給付金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
 5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

（法令等の改正に伴う特約条項の変更）

第23条 会社は、公的介護保険制度の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約条項の内容および計算の基礎に影響を及ぼ

すと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の内容および保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約条項の内容および保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約条項の内容および保険料または介護給付金額を改めます。この場合、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「特約条項変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、特約条項変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、特約条項変更日から特約条項の内容および保険料を改める方法
 - (イ) 特約条項の内容を変更し、会社の定めるところにより、介護給付金額を変更する方法
 - (ウ) 特約条項変更日の前日に解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、特約条項変更日から特約条項の内容を改める方法
 - (イ) 特約条項の内容を変更し、会社の定めるところにより、介護給付金額を変更する方法
 - (ウ) 特約条項変更日の前日に解約する方法
 4. 前項の指定がなされないまま、特約条項変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
 5. 特約条項変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における介護給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

第26条 延長定期保険または払済保険への変更について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(定期保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同

時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

- (3) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

(イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(優良体定期保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を優良体定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める定期保険への自動変更の規定により自動変更されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約の自動変更と同時に更新されます。

- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款の定期保険への自動変更の規定を準用します。

(ア) 更新後のこの特約の保険期間は、自動変更後の主契約の保険期間と同一とします。

(イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は自動変更後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

(ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

- (3) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- (4) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1号の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約の自

動変更と同時にこの特約の更新を取り扱います。

- (イ) 前(ア)の場合、第2号(イ)および(ウ)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の介護給付金の支払事由が生じたときは、第7条第4項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、会社の定めるところにより、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項、第7項、第12項および第14項の規定を適用します。
 - (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第2条(介護給付金の支払)第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、

かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。

- (3) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前号(ア)および(イ)の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
 - (イ) 第2条(介護給付金の支払)第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
- (4) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条(介護給付金の支払)第5項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者」と読み替えます。
- (5) つぎの(ア)または(イ)の場合には、第15条(特約の返戻金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (ア) 主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
 - (イ) 主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき。
- (6) 第4条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (ア) 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (イ) 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後のとき

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

- (2) 前号により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 第2条（介護給付金の支払）第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第15条（特約の返戻金）第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (5) 保険契約者が法人で、かつ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、第2条（介護給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、介護給付金の受取人は、保険契約者となります。
- (ア) 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。以下同じ。）が保険契約者であるとき
- (イ) 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人が保険契約者であるとき
- (6) 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第26条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
- (2) 更新後のこの特約はつぎのとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (ア) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- (ウ) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- (3) 介護給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

（通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合には、第21条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の基本保険金額を減額した場合」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 介護給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、この特約の被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（公的介護保険制度に基づく所定の状態による介護給付金を請求する場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) この特約の被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 介護給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 対象となる要介護3以上の状態

対象となる要介護3以上の状態とは、「要介護認定等に関わる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」第1条第1項に規定する次の状態をいいます。

要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。又はこれに相当すると認められる状態

別表4 要介護状態

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
<p>a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。</p> <p>b. 衣服の着脱が自分ではできない。</p> <p>c. 入浴が自分ではできない。</p> <p>d. 食物の摂取が自分ではできない。</p> <p>e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p>	

備考

1. 器質性痴呆

(1) 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとし、

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激

を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害とは、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

リビング・ニース特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特定状態保険金の支払	341
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則	341
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所	342
第4条	特定状態保険金を支払わない場合	342
第5条	特約の締結	342
第6条	特約の責任開始期	342
第7条	特約保険料	342
第8条	特約の失効	342
第9条	特約の復活	342
第10条	告知義務および告知義務違反による解除	342
第11条	重大事由による解除	342
第12条	特約の解約	342
第13条	特約の解約返戻金	342
第14条	特約の消滅とみなす場合	342
第15条	特約の復旧	343
第16条	指定代理請求人の変更	343
第17条	主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱	343
第18条	管轄裁判所	343
第19条	主約款の規定の準用	343
第20条	主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則	343
第21条	主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則	343

第22条	主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則	343
第23条	主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則	344
第24条	主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則	344
第25条	主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則	344
第26条	主契約に子ども定期保険特約が付加されている場合の特則	345
第27条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱	345
第28条	定期保険、優良体定期保険、通増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	345
第29条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	345
第30条	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則	346
第31条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	346
第32条	通減定期保険または優良体通減定期保険に付加した場合の特則	346
別表1	請求書類	347

リビング・ニース特約条項

(平成16年1月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

(特定状態保険金の支払)

第1条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が会社の本店に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。

2. 特定状態保険金の金額は、主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応

する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額とします。

(特定状態保険金の支払に関する補則)

第2条 特定状態保険金の受取人は、被保険者とします。

2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前項の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。

3. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

4. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。

5. 前項の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

6. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款

(以下「主約款」といいます。)に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。

7. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。
8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)

第3条 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求(第1条(特定状態保険金の支払)第2項の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同じ。)する場合には、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

2. 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条(指定代理請求人の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定により会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 4. 特定状態保険金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 5. 特定状態保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
 6. 保険契約者、被保険者または特定状態保険金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特定状態保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

(特定状態保険金を支払わない場合)

第4条 被保険者がつぎのいずれかによって第1条(特定状態保険金の支払)第1項の規定に該当した場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、第2号の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 指定代理請求人の故意

(3) 戦争その他の変乱

(特約の締結)

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

(特約保険料)

第7条 この特約に対する保険料はありません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

- 第9条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

- 第10条** 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。
2. 前項の場合、主契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

- 第11条** 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
2. 前項の場合、主契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の解約返戻金)

第13条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第14条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき。

(特約の復旧)

第15条 延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、前条第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

(指定代理請求人の変更)

第16条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第2項の規定の範囲内の者であることを要します。

2. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱)

第17条 特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

(管轄裁判所)

第18条 この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

第20条 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

第21条 主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期

期保険特約の保険金額を加えます。

(2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。

(4) 平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合および優良体平準定期保険特約条項の規定により優良体平準定期保険特約が平準定期保険特約に自動変更される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。

(5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

(6) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

(7) この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一であることを要します。

(4) この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。

(5) 特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

(主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則)

第22条 主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に通減定期保険特約および優良体通減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、通減定期保険特約および優良体通減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における保険金額とします。

(2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額ならびに特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における通減定期保険特約および優良体通減定期保険特約

約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が逓減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条第5号の規定を適用します。

（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）

第23条 主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に逓増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (2) 第1項第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特

約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

- (イ) 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額部分分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、逓増定期保険特約の特約基本保険金額は、逓増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 逓増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（逓増定期保険特約条項の規定により逓増定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が逓増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第5号の規定を適用します。

（主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則）

第24条 主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約および優良体収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約および優良体収入保障特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。）または逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

（主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則）

第25条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第23条（主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。）または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則）

第26条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第23条（主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。）または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）

第27条 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときまたは第2条第4項、第5項、第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第23条（主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。以下本条において同じ。）または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金または療養給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を言いで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を言いで継続している

入院またはその後の退院の取扱の規定を準用します。

- (2) 介護年金または介護給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を言いで継続している要介護状態であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を言いで継続している要介護状態の取扱の規定を準用します。

- (3) 入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある会社所定の特約については、主契約の保険金額または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

（定期保険、優良体定期保険、遡増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第28条 この特約を定期保険、優良体定期保険、遡増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合および優良体定期保険普通保険約款の規定により優良体定期保険が定期保険に自動変更される場合を除きます。）」と読み替えます。

2. 前項のほか、この特約を遡増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

- (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。

ア) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ) 前イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差

配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約と主契約の指定代理請求人は同一であることを要します。
- (2) この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合も含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。
- (3) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (4) 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約、逡増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の付加を要します。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、逡減定期保険特約条項、優良体逡減定期保険特約条項、逡増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。
- (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約、逡増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約がすべて消滅したときも、この

特約は消滅します。

- (5) 第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第22条（主契約に逡減定期保険特約または優良体逡減定期保険特約が付加されている場合の特則）および第23条（主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

（逡減定期保険または優良体逡減定期保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を逡減定期保険または優良体逡減定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (7) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

別表1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

項目	必要書類
1 特定状態保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 特定状態保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

特別条件付保険特約条項

(平成18年4月2日改正)

(特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。

- (1) 主契約の締結の際に適用する場合
主契約の契約日
- (2) 主契約の復活の際に適用する場合
復活の際の責任開始期の属する日
- (3) 主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際に適用する場合
付加する特約の責任開始期の属する日

(特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

- (1) 保険金削減支払法
 - (ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、特定の疾病により所定の状態に該当または高度障害状態になったときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額に、適用日から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、支払うべき保険金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額につぎの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。以下同じ。）により、死亡した

は高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

- (2) 給付金削減支払法
適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号(ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、災害または特定感染症による場合は、この限りではありません。
 - (3) 特別保険料徴収法
 - (ア) 主契約または主特約の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
 - (イ) 主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (ウ) 特別保険料に対する解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (4) 特定部位不担保法
適用日から起算して会社が定める不担保期間内に、別表に定める身体部位のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した部位に生じた疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、給付金を支払いません。ただし、特定感染症による場合は、この限りではありません。また、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を言んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。
2. 保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第1号の規定を準用します。

(復活の制限)

第3条 この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内に限りします。

(主約款および特約条項の規定の適用除外)

第4条 この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または部位不担保法のときはこの限りではありません。

- (1) 延長定期保険への変更
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険期間の変更
- (4) 保険料払込期間の変更
- (5) 保険料の払込完了の特則の適用
- (6) 保険契約の更新

2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。

- (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法もしくは特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法もしくは特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をともなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特約の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (4) 特別条件を適用した主特約の更新および復旧。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位不担保法のときはこの限りではありません。

(医療保険に付加した場合の特則)

第5条 この特約を医療保険に付加した場合には、第3条（復活の制限）中「2年以内」とあるのは「会社所定の期間内（1年以内で定めます。）」と読み替えます。

別表 特定部位不担保法により不担保とする部位

身体部位の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）

特約

特別条件付保険特約条項

ボーナス併用払込特約条項

(平成12年4月2日改正)

(ボーナス併用払込方式)

第1条 ボーナス併用払込方式は、同一保険年度の各月に払い込む保険料について、保険契約者があらかじめ指定した月(以下「ボーナス月」といいます。)を払込期月とする保険料の額を、ボーナス月以外の月(以下「通常月」といいます。)を払込期月とする保険料の額よりも高く設定された一定の額とする保険料の払込方式とします。

(特約の適用)

第2条 この特約は、保険契約締結の際、保険契約者からボーナス併用払込方式適用の申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)に適用します。

- 保険契約者は、この特約の付加を申し出る際に、前条に定めるボーナス月を会社の定める範囲内で2つ指定して下さい。
- この特約を付加するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払であること
 - 主契約に保険料口座振替特約が付加されること
 - 主契約が終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める保険料のステップ払込方式の特約が適用されないこと
- この特約を付加した主契約の保険料は、ボーナス併用払込方式により払い込んで下さい。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約を付加した保険契約については、一括払は取り扱いません。

(特約の消滅)

第3条 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- 保険契約者がボーナス併用払込方式適用の停止を申し出たとき
- 第2条(特約の適用)第3項に該当しなくなったとき
- 保険料の払込を要しなくなったとき(主契約の保険料の払込が免除された場合を除きます。)

- 前項第1号および第2号の場合には、責任準備金の差額を授受します。
- 前項の規定により会社が所定の金額を支払う場合、主約款に規定する保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

(主契約が低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の場合の特約)

第4条 主契約が低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の場合には、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中に保険契約者からつぎに定める事項に関する申出があっても、責任準備金の差額の払出を伴うときは、会社は、これを取り扱いません。

- ボーナス併用払込方式適用の停止

- 主契約の保険料の払込方法(回数)の変更(月払の保険契約が保険金額の減額等によって会社の定める月払取扱の範囲外となり、主約款の規定により保険料の払込方法(回数)が年払または半年払に変更となる場合を含みます。)

- 主契約の保険料の払込方法(経路)の変更

(主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の特約)

第5条 主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合には、主契約の死亡給付金額は、つぎの各号のとおりとします。

- 経過年月数に1年未満の端数がないとき、主約款の別表6に定める死亡給付金額とします。
- 経過年月数に1年未満の端数があるとき、主約款の別表6の死亡給付金額にかかわらず、つぎの算式によって計算される金額とします。この場合、主契約の保険料は普通保険料率による保険料とします。また、第1保険年度においては「直前の契約応当日の前日における死亡給付金額」は「0」と読み替えます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{直前の契約応当} \\ \text{日の前日におけ} \\ \text{る死亡給付金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{直後の契約応当} \\ \text{日の前日におけ} \\ \text{る死亡給付金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{直前の契約応当} \\ \text{日の前日におけ} \\ \text{る死亡給付金額} \end{array} \right)$$

× $\frac{\text{被保険者の死亡日の属する保険年度の主契約の保険料のうち、被保険者の死亡日までにすでに保険料期間が到来している保険料}}{\text{被保険者の死亡日の属する保険年度の主契約の保険料}}$

(保険料口座振替不能の場合の特別取扱)

第6条 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、保険料口座振替特約条項第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱)第2項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- ボーナス月の前月の通常月の保険料の口座振替が不能となった場合
翌月のボーナス月の振替日には前月の通常月の保険料のみの口座振替を行いません。この場合、ボーナス月の保険料については、第2号の規定により取り扱います。
 - ボーナス月の保険料の口座振替が不能となった場合
ボーナス月の翌月分の振替日にはボーナス月分の保険料のみの口座振替を行いません。この場合、ボーナス月の翌月分の保険料については、第3号の規定により取り扱います。
 - ボーナス月の前月以外の通常月の保険料の口座振替が不能となった場合
翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行いません。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たない場合には、1カ月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとし、
- 本条の規定は、第2条(特約の適用)第1項の規定にかかわらず、保険契約全体について適用します。

保険料口座振替特約条項

(平成13年7月2日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること。

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該金融機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。

4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

(1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。また、会社の定めた日が提携金融機関の休業日に

該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約が消滅または失効したとき

特約

保険料口座振替特約条項

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

第9条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成13年7月2日改正）

（特約の適用）

- 第1条** この特約は、会社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもち、かつ、その口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
2. 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を以下「指定口座」といいます。

（責任開始期の特則）

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次条第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

（保険料の払込）

- 第3条** この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。また、団体等の定めた日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を振り替えることによって、払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合には、保険料の振替がなかったものとします。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 第4条** 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、団体等が定めるつぎのいずれかの方法により第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2号による場合、その取扱をするのは契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に払い込む方法。
この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料の口座振替が不能となった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定にかかわらず、振り替えられた日を会社の責任開始期とします。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、その保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 前項の保険料については、団体等の定めにより、つぎのとおり取り扱うことがあります。
- (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

（特約の失効）

- 第5条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が指定口座を解約したとき
- (2) 団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

（主約款および特約の規定の準用）

- 第6条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款および団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

- 第7条** この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 I

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
 3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき
 - (ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき
 - (エ) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
 - (2) 団体が前号(ア)から(エ)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者またはは

被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を經由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
 3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
 4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
- (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき

- (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、
保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払
または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
 3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 II

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。

3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払うことができま

す。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

個人年金保険料税制適格特約条項

(平成8年10月1日制定)

(この特約の概要)

この特約は、5年ごと利差配当付個人年金保険契約に付加することにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

なお、付加されている特約の保険料は所得税法に定める「個人年金保険料」に該当しません。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主契約の契約日以後、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が下記の各号のすべてに該当する場合に限り、

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間は10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている場合には、主契約の普通保険約款（この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下本項において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、下記の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める年金のいずれかについて、年金の一括払の請求があったときは、同時に他の年金についても年金の一括払の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 主約款の規定により割り当て、有効な主契約に対して分配する契約者配当金は、年金支払開始日以前は下記の(ア)に定める方法により、年金支払開始日後は下記の(イ)に定める方法により分配します。
 - (ア) 利息をつけて積み立てる方法

この場合には、下記の事業年度の年単位の契約応当日（主契約の基本年金額の減額の場合は、会社の定める日）から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金支払開始日に、その時点で積み立てられた契約者配当金を、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

(イ) 年金保険の買増にあてる方法

この場合には、下記の事業年度の年単位の契約応当日に、年金額を定額とする年金保険（以下「増加年金」といい、増加年金の種類は主約款の規定のとおりとします。）の一時払保険料に充当し、その増加年金の年金は基本年金とともに、基本年金の年金受取人に支払います。また、主約款の規定により年金が一括払されているときは、下記の事業年度の年単位の契約応当日

以後、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、保証期間経過後、最初に到来する年金支払日以後の年金支払日に、会社の定めるところにより分割して年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、その時点で積み立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。

- (3) 会社が支払うべきつぎに定める返戻金または保険料前納金の残額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、主契約が年金支払開始日まで継続した場合には、基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

(ア) 主約款の規定による契約内容の変更が行なわれた場合に支払うべき返戻金

(イ) 主契約に付加されている特約が解約された場合に支払うべき返戻金

(ウ) 保険料の前納期間が満了した場合または主契約が払済保険に変更された場合に支払うべき保険料前納金の残額

- (4) 年金支払開始日の前日に貸付金の元利金があるときは、保険契約者の選択したつぎに定めるいずれかの方法により貸付金の元利金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額をこえる場合には、主契約の責任準備金（特約の責任準備金を含みます。）から貸付金の元利金を差し引き、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払い、主契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

(ア) 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法
この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で取り扱います。

(イ) 主約款の年金の一括払の規定により貸付金の元利金を未払年金から差し引く方法

- (5) 保険契約の内容の変更についてはつぎに定めるところによります。

(ア) 第1条（特約の締結）第3号および第4号の規定に該当しないこととなる主約款の規定による契約内容の変更は取り扱いません。

(イ) 年金受取人の変更は取り扱いません。

(ウ) 払済保険への変更は、契約日から起算して10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り取り扱います。

(イ) 主約款の規定による契約内容の変更または付加されている特約の解約を行なう場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主約款の規定による契約内容の変更または付加されている特約の解約により貸付金の元利金が解約返戻金額（特約の解約返戻金額を含みます。）をこえることとなる場合は、主約款の規定による契約内容の変更または付加さ

れている特約の解約を取り扱いません。

(特約の消滅とみなす場合)

第3条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由が生じたとき。
 - (3) 保険契約者の変更により、第1条（特約の締結）第1号の規定に該当しないこととなったとき。
2. 前項の規定によりこの特約が消滅した場合、前条第3号の規定により会社に積み立てて置いた返戻金または保険料前納金の残額があるときは、それらを保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。この場合、貸付金の元利金があるときは、返戻金または保険料前納金の残額をそれらの元利金の返済にあてます。

(特約の解約)

第4条 この特約のみの解約はできません。

5年ごと利差配当特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される所定の特約について、その特約の責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、主契約の契約日から5年ごとの応当日が到来したとき、主契約の保険期間が満了したときまたは主契約が一定期間継続した後消滅したときに、そのこえた部分の運用益に基づき契約者配当金を支払うことを主な内容とするものです。

(この特約の適用)

第1条 この特約は、主契約に付加される以下の特約（以下「対象特約」といいます。）のそれぞれに適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 優良体平準定期保険特約
- (3) 遞減定期保険特約
- (4) 優良体遞減定期保険特約
- (5) 遞増定期保険特約
- (6) 収入保障特約
- (7) 優良体収入保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 配偶者定期保険特約
- (10) こども定期保険特約
- (11) 生存給付金付定期保険特約

2. この特約が適用された場合、対象特約の特約条項に定める契約者配当の規定は適用せず、この特約に定めるところにより契約者配当金を支払います。

(契約者配当準備金の積立)

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用して、対象特約の契約者配当準備金を積み立てます。

(契約者配当金の割当)

第3条 会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、主約款の規定を準用して、主契約の契約者配当金の割当（主契約の保険金額または基本年金額の減額に対する割当を除きます。）と同時に、対象特約の契約者配当金を割り当てます。

2. 前項のほか、対象特約の保険期間の初日（対象特約が更新された場合には更新日）から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす対象特約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

(契約者配当金の支払)

第4条 前条第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、主約款の規定を準用して、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

2. 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

(主約款の規定の準用)

第5条 この特約における契約者配当金に関して、この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約はできません。

(対象特約が収入保障特約または優良体収入保障特約の場合の特則)

第7条 第2条（契約者配当準備金の積立）から第4条（契約者配当金の支払）の規定にかかわらず、対象特約が収入保障特約または優良体収入保障特約の場合で、特約年金の年金支払期間中における契約者配当準備金の積立、契約者配当金の割当および支払方法は、つぎに定めるところによります。ただし、主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険で対象特約の特約年金の支払事由発生時に主契約が消滅しない場合は除きます。

- (1) 会社は、対象特約の年金支払期間の初日の属する事業年度末において対象特約の責任準備金および運用利率に基づく運用益が会社の予定した利率（対象特約の保険料、特約年金月額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本号において同じ。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる対象特約の責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

(2) 前号の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。

- (ア) つぎの事業年度中に主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来する有効な対象特約
- (イ) つぎの事業年度中に年金支払期間の満了または特約年金の受取人の死亡により消滅する対象特約。ただし、前(ア)に該当する対象特約を除きます。
- (ウ) つぎの事業年度中に収入保障特約条項第4条（特約年金の現価の一時支払）または優良体収入保障特約条項第5条（特約年金の現価の一時支払）の規定により消滅する対象特約。ただし、前(ア)に該当する対象特約を除きます。

(3) 会社は、前号(ア)の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて、対象特約が消滅したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに特約年金の受取人に支払います。ただし、特約年金の受取人の死亡により対象特約が消滅したときは、特約年金の未支払分の現価とともに死

特約

5年ごと利差配当特約条項

亡した受取人の法定相続人に支払います。

- (4) 会社は、第2号(イ)および(ロ)の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、対象特約が消滅したときに特約年金の受取人に支払います。ただし、特約年金の受取人の死亡のときは、特約年金の未支払分の現価とともに死亡した受取人の法定相続人に支払います。
- (5) 会社は、前2号のほか、対象特約が年金支払期間の初日以後その直後の事業年度末までに消滅したときまたは第3号に該当した対象特約がその直後の事業年度末までに消滅したときに、会社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。
2. 主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合で、特約年金の支払期間中に主契約が消滅したときは、前項の規定を準用します。この場合、前項第1号中「年金支払期間の初日」とあるのは「主契約の消滅時」と読み替えます。

(特約の消滅とみなす場合)

第8条 主契約および主契約に付加された対象特約のすべてが解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款 別表5 未払年金の現価

(基本年金額1,000円について)

被保険者の死亡日 または 年金の一括払の請求日	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金	
	定額型	定額型	定額型	定額型	逓増型
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	3,943	8,522	12,741	8,522	10,606
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	2,981	7,636	11,924	7,636	9,703
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	2,004	6,735	11,094	6,735	8,733
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	1,010	5,819	10,251	5,819	7,697
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	—	4,889	9,393	4,889	6,592
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	3,943	8,522	3,943	5,417
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	2,981	7,636	2,981	4,172
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2,004	6,735	2,004	2,855
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1,010	5,819	1,010	1,465
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	4,889	—	—
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	3,943	—	—
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	2,981	—	—
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	2,004	—	—
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	1,010	—	—

注) 上表の金額を被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について当社所定の利率によって割り引いて計算します。

収入保障特約条項・優良体収入保障特約条項 特約年金の未支払分の現価（年払・半年払・月払）

（定額型）〔5年ごと利差配当付〕

（特約年金月額1万円について）

年金支払 残余年数	特約年金の未 支払分の現価	年金支払 残余年数	特約年金の未 支払分の現価	年金支払 残余年数	特約年金の未 支払分の現価	年金支払 残余年数	特約年金の未 支払分の現価	年金支払 残余年数	特約年金の未 支払分の現価
年	円	年	円	年	円	年	円	年	円
50	4,135,640	40	3,555,060	30	2,871,260	20	2,065,860	10	1,117,260
49	4,081,770	39	3,491,610	29	2,796,520	19	1,977,830	9	1,013,580
48	4,027,000	38	3,427,110	28	2,720,550	18	1,888,350	8	908,190
47	3,971,330	37	3,361,540	27	2,643,320	17	1,797,400	7	801,070
46	3,914,750	36	3,294,890	26	2,564,820	16	1,704,940	6	692,170
45	3,857,220	35	3,227,140	25	2,485,030	15	1,610,960	5	581,480
44	3,798,750	34	3,158,270	24	2,403,910	14	1,515,420	4	468,950
43	3,739,320	33	3,088,270	23	2,321,460	13	1,418,310	3	354,580
42	3,678,900	32	3,017,110	22	2,237,650	12	1,319,600	2	238,310
41	3,617,490	31	2,944,780	21	2,152,460	11	1,219,260	1	120,130

注) 上表は定額型の年金支払残余年数が1年単位の場合の金額です。年金支払残余年数に端月数がある場合、年金支払残余年数が上表に記載されていない場合、または逓増型の場合には、当社にご照会ください。

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

- ◆転居および町名変更の場合には、お手数でも支店または本社にすぐお知らせください。
- ◆名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、支店または本社にすぐお知らせください。
- ◆ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ◆あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券および領収証は大切に保存してください。
- ◆保険契約についてのお問い合わせやご相談は、支店または本社「お客様サービスセンター」にお申出ください。

店 舗 一 覧

- 生命保険に関する相談・照会・苦情がございましたら、下記へお問い合わせください。

お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901

(2006年7月現在)

所在地等		電話番号
富士生命 本社	〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 (商工中金船場ビル)	TEL 06-6261-0668
北海道支店	〒060-8635 札幌市中央区南1条西6-20-1 (富士火災札幌ビル)	TEL 011-231-6631
東北支店	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 (富士火災仙台ビル)	TEL 022-221-2521
首都圏支店 営業第一課	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1800
営業第二課	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1800
関東上信越支店	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1801
東海・北陸支店	〒460-0008 名古屋市中区栄5-27-12 (富士火災名古屋ビル)	TEL 052-261-6681
関西支店 営業第一課	〒542-0082 大阪市中央区島之内1-7-21 (富士火災ミナミ長堀ビル)	TEL 06-6120-3501
営業第二課	〒542-0082 大阪市中央区島之内1-7-21 (富士火災ミナミ長堀ビル)	TEL 06-6120-3702
中国支店	〒730-0011 広島市中区基町12-6 (富士火災広島ビル)	TEL 082-223-5061
四国支店	〒760-8539 高松市磨屋町8-1 (富士火災高松ビル)	TEL 087-823-2112
九州支店	〒810-8637 福岡市中央区大名2-4-35 (富士火災福岡ビル)	TEL 092-771-5916
法人営業部	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1810
大阪駐在	〒542-0082 大阪市中央区島之内1-7-21 (富士火災ミナミ長堀ビル)	TEL 06-6120-3863

説明事項ご確認のお願い

5年ごと利差配当付個人年金保険

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）について……………2
- 保険金などをお支払いできない場合について……………43
- 健康状態・職業などの告知義務について……………46
- 保険会社の責任開始期について……………49
- 保険料の払込方法について……………53
- 保険料の払込猶予期間とご契約の効力について……………54
- 保険契約の復活について……………54
- 解約と解約返戻金について……………60

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など代理店の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。



本 社 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 電話 (06) 6261-0668
(商工中金船場ビル)

生命保険に関する相談・照会・苦情がございましたら、下記へお問い合わせください。
お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901 (月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00)

取扱者